大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第19集／1938年版

（覆刻版）

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがＡ５判に縮小した。)

第十九輯

日本勞働年鑑

昭和拾參年

THE LABOUR YEAR-BOOK OF JAPAN 1938

VOLUME XIX

大原社會問題研究所

COMPILED BY OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

TOKYO, JAPAN

緒　言

昭和十二年（一九三七年）度大觀

一

昭和十二年における我國の政治的・經濟的・社會的・思想的特質は「準戰時體制より戰時體制への移行」として把握することができる。したがつて、本年はその前半期においては準戰時體制終結の年であり、その後半期においては戰時體制開始の年であつたのである。

この劃期的事實の招來に最も力强く作用したものは、數年來、不斷の發展を遂げつつあつた國際的・國內的關係の新局面にほかならぬ。最近における歷史過程の特質がさしあたり政治の、わけても國際政治の、優位に存すると觀て、我々はまづ國際政治の考察から出發する。さうしてここに我我の逢着する顯著な現象は、聯盟的・民主的・現狀維持的國家群に對する非聯盟的乃至反聯盟的・防共的・現狀打破的國家群の躍進と兩國家群間における對立抗爭の激化であつた、といへよう。歐洲におけるスペイン內亂の進展に伴ふ地中海の危機と獨逸の興隆による中歐・東歐の不安增大、亞細亞における日本の大陸進出、わけても日支事變の勃發による東洋の政治的緊張等々は、ベルサイユ體制・ワシントン體制にもとづく國際秩序を打破せんとする國家群の進出を意味し、伊國首相の獨逸

訪問、伊太利の聯盟脱退、日・獨・伊防共協定の締結等々は新興國家群の樞軸強化を物語る。かのニヨン會議と九ケ國條約會議はこれらの兩陣營の接觸・反撥の象徴にほかならぬ。特に、我國の大陸政策の進展は、その對象たる支那において抗日民族意識の昂揚、排日運動の激化に努め來つた國民政府との軍事的衝突を必至ならしめたと共に、一方では東洋における對日軍備を強化し、國共合作による中國の赤化を企てつつある蘇聯の赤色帝國主義と、他方では我が纖維品の世界進出によつてその市場を脅かされ、支那に莫大な權益を有することにより、特に幣制改革を通じて蔣政權とタイアップしてゐる大英國の帝國主義との衝突の危險を一段と濃厚ならしめるに至つた。

二

以上の如き國際關係の緊迫が我國内全機構の戰時體制への急速なる轉換を要請したことはいふまでもない。さうしてここにおいてもまた全體として政治の優位が、個々の部面についてみれば、政治においては國防の擔當者たる軍部の優位が、經濟においては軍費調達と軍需生産の、即ち財政と重工業の優位が、思想においては國粹的・防共的思想の優位が、確立されたのである。かかる政治の優位を加速度的に達成した本年度の政治的多忙は、それが宇垣流産内閣を算入すれば四つの内閣を迎へ、臨時議會を加へれば足かけ四回の議會を持つたことからも推測されよう。戰爭目的のため國家の總力を集中せんとするこのあはただしき政權調整の裡に、政治の領野に印象された

ものは、政治的權力の實質の上からは、議會に對する行政府の、政黨及民間諸勢力に對する軍部及新官僚の勢力增大であり、權力運用の形式上からは、我國情の許す限りの法制的權力と精神的權威とを統制の中心としての內閣に集中化せんとする動向と、この統制にヨリ多くの計劃性を賦與せんとする要求であつたといへよう。これらの點に關して、我々は少數內閣制・無任所大臣設置の議、內閣參與制度・五相會議の創設や、廣田內閣の調査局から林內閣の企畫廳へ、しかして近衞內閣の企畫院への發展を想起しうるであらう。

三

戰時體制への轉換は、經濟界においては、非常時經濟より準戰時經濟に進んだ我國民經濟をば、さらに戰時經濟に再轉させたことを意味する。しかしてこの變化がわが國民經濟の上に及ぼした影響も亦深大であつた。我國における軍國經濟化の特質は、屢々指摘されてゐるやうに、之を自由主義經濟より統制主義經濟への編成替と規定することができる。尤も、この統制は今のところ國家が包括的な計畫にもとづいて、基本的經濟諸部面、特に生產に對する統制をば、その權力によつて全面約・統一的に直接强行する底のものではなく、むしろその端緒的段階として、現實の必要に應じて充分の連絡なく個々の部面について行はれたものであり、生產の直接的規制であるよりは流通部面、わけても尨大な軍事費の支出と關聯して行はれる、間接的統制であり、國家の直接的干涉であ

るよりもむしろ經濟界との抱合ひ的な自治統制を主とするものであつた。したがつてその本質は自由主義經濟制度の精神と組織とを根本より變革するやうなものではなく、むしろその根幹を保維しつつ、これが機能を軍國喫緊の需要に動員せんとするところに存するが如くである。

統制の目標たるこの軍國喫緊の需要が(一)日支事變の成功的遂行と(二)ヨリ重大なる國際的危機に對する軍備の充實と(三)東亞の復興・建設を包括するものであることは説明を要しないであらうかくて本年度においては二十八億の通常豫算のほかに二十五億の戰費(第一次—第三次)と、三億を超える臨時增徵に加へて一億の北支事變特別税と、一般・特別兩會計を合せば約三十四億の赤字公債の發行が多くの異議もなく承認せられたと共に、急速なる十一戰時非常經濟立法の制定によつて對外的・對內的經濟活動は軍事目的のために相當程度の統制下に置かれるに至つたのである。

戰時經濟下における最も顯著なる特質が軍需生産力の擴充及補足に存することはいふを俟たない。かの國際收支の均衡化の如きも、これが涉外的側面にほかならぬ。ところで、軍需生産力の擴充はこの産業部門における資本の累積を激增させて、我が經濟機構の重心を平和産業より軍需産業へ、輕工業より重工業へ、同じ程度にではないが、內需産業より外需産業へ移動させ、かくて新に開かれた事業金融と國策會社の設立による國家資本の役割の增大とならんで、軍需産業的、就中重工業的民間大資本の勢威を著しく增大せしめつつあつたのである。

かれ悉くこの方向に向つて朝宗するのであつて、巨大な軍事費の放出による收益率上昇の作用は

別として、臨時資金調整法や日銀機構及機能の改革等は金融界の統制によつて、輸出入臨時措置法・外國爲替管理法の改正・臨時船舶管理法等は對外經濟關係の統制を通して、鐵・鋼・銅等の使用制限令等は民間消費の統制によつて、上記のやうな軍需生産力の擴充及補足を、從つてまた軍需大資本の肥大をも、促進しつつあつたのである。だが、他面において軍需生産力擴充の溫床をなす軍需のインフレは物資の供給不足と相俟つて物價の昂騰に導き、往々惡性インフレに顚落して經濟的破綻を招來する危險を包藏してゐた。されば政府は、一方では資金調整・貯蓄奬勵・公債消化・一志二片政策等によつて通貨の膨脹を抑制し、他方では軍需資材の供給增加と不急事業・民間消費の需要抑制によつて、物資の需給を調整し、以てこの危險の防止に努め、少からぬ成功を收めたのである。しかし六億に上ぼる未曾有の入超と歳末發券高二十三億に象徴された通貨狀態と昂まり行く物資の供給不足とは、物價の急騰を必至ならしめるものがあつたので、政府は進んで物價對策委員會の設置・暴利取締令の改正・中央物價委員會の決定による主要日用品の標準最高價格の設定・重要商品の自治的最高價格制の實施によつて價格統制に乘り出した。だが、物價の騰勢は抑へがたく、本年度の全國卸賣物價指數（商工省）は前年のそれに比し二〇ポイント、生計費指數（朝日新聞社）亦八ポイントの上昇を記錄したのである。

以上の諸事實によつても知りうるやうに、軍需景氣は戰時體制の開始と共に時局産業に一段の繁榮をもたらし、その好況は次第に廣範圍に浸潤して行きはしたけれども、全體としていまだ跛行

狀態を免れず、平和産業の或者の窮狀は犧牲産業の名稱をさへ生ずる至り、勤勞階層の生活また時局産業における熟練工及少數俸給生活者を除いては決して好轉を見たとはいひがたく、特に軍需インフレの圏外に殘された農村の如きは、凡そ繁榮とは緣遠き狀態に留まつたのである。

四

戰時體制は、最後に、戰爭目的達成のために必要なる思想の統制を包括する。しかして精神作興を以て諸運動の出發點となす觀點にもとづいて、或はむしろこの方面における抵抗が最も微弱であつたことのために、諸統制のうちで、思想統制が少くとも形式的には、最もよく徹底されたやうに見える。思想統制の目標は國體の本義・日本精神を發揚し、共産主義を始めすべての反國體的外來思想を排擊すると共に、戰爭の効果的遂行を妨ぐる反戰的・國際主義的・階級鬪爭的乃至國內平和攪亂的色調を帶ぶる一切の思想を禁遏するにある。かかる思想統制の積極的指導において、「日本精神ノ發揚ニヨル擧國一致」を體現せんとする『國民精神總動員』運動の開始は、全國民の精神を戰爭目的のために總動員することを期するものであり、「國體ニ基ク教學ノ刷新振興ニ關スル事務ヲ掌ル」教學局の創設は教育・學問の世界において國體の本義・日本精神に基づく刷新と振興を圖らんとするにあつた。しかし思想統制の効果はこれらの國民精神の積極的指導においてよりも、愛國的精神の本能的振起をさしおけば、むしろ言論界に課せられた制限と一部思想家に對する拘束

においてヨリ顯著であつたやうだ。かの人民戰線に下された鐵鎚の如きも、實際上の組織運動における効果の方を狙つたのではないかとも考へられる。

五

かやうな政治的・經濟的・思想的戰時體制下において本年度の社會的情勢は如何なる動向を示したか。本年鑑における我等の特別の課題は、戰時體制の社會情勢に及ぼした變化を、特に戰時體制の勤勞階層に課した負擔の種類及程度を明かにし、之に對する勤勞國民の自助運動と、第三者特に國家の他助方策を闡明するにある。

命であるけだし銃後生活の負擔增大は交戰國家としての必至の運るのみならず、殊にわが勤勞階層が決然從來の行きがかりを一擲して時局の積極的支持に邁進したのではあるけれども、同時に戰爭負擔の諸階層間における合理的配分は社會正義の要求するところであり、また避けがたき軍國の負擔を合理化することは、長期戰と民族の將來が之を絶對的に要請するところだからである。

戰時經濟體制の絶對命令は、何よりもまづ、軍需生産力の擴充である。

とならんで廣汎なる勞働力の把捉を必要とすることはいふまでもない。さうしてそれが物的資材鑛業における就業者數が著增し、熟練工の不足が痛感されるに至つたのは本年度において工業及これが主としてこれがためであつて、そして時局産業に起つたことも見やすきところだ。多數の應召者を控へてのこの就業者

數の膨脹は、主として失業者・青年・婦人・農民・轉業者から賄はれたのであつた。

勞働者の配置及構成（この數字は多く昭和十一年のものである）はだいたいにおいて前年の準戰時體制的傾向を強化すると共に、さらに部面によつては新なる戰時體制的色彩を添加しつつあると推測される。

即ち、事業別配置においては、紡織業の如き平和産業が殆んど停頓に近い狀況にあるに對して、金屬・機械・化學の如き軍需産業は二倍乃至三倍に上ぼる躍進振りを見せ、地方的配置においては、東京・大阪・愛知・兵庫等の大工業地への集中的傾向が依然として繼續され、規模別配置においては二〇人以上の大工場所屬者の比率の增加は引き續き著しく、新たに五―三〇人の小工場所屬者の比率に著增を見、中工場（一〇〇―二〇〇人）の所屬者は絶對數においてさへ減退を示すに至つたこれは人的配置の側面よりする、重工業大資本の制覇と中資本の沒落と小資本の隷屬化を立證するものの如くである。他面、勞働者の體性的構成は重工業の勃興によつて男子超過の傾向を示してゐるが、勞働力需要の激騰とその供給の不足に伴ひ、年齡別における十六歳未滿者の雇傭增加とならんで、婦人の雇傭も亦、男性工業たる軍需産業においてさへ、少くとも絶對的には漸增せんとする態勢を示しつつある。なほ、やつと解決の曙光をみんとした臨時工の問題が、應召者塡補の特別事情もからんで、再び重大性を帶びつつあるのは遺憾である。

勞働者の總數とその配置及構成に現はれた上記の變化とならんで、彼等の勞働生活の諸條件も亦準戰時的年度が方向づけた動向を一段と濃化した如くである。軍需の喫緊と物的生産設備の

遲增は勞働時間の延長と勞働强化を必至ならしめ、未熟練者・弱質者・婦人・未成年者の驅り集めも手傳つて、保健狀態は不良化し、その重要指標たる結核比率は依然として下らず、災害率もまた甚だしく增大せんとする危險を孕んでゐる。他方、勞働に對する報酬はこれらの過重なる肉體的・精神的消耗を補償するに充分であつたといふに、軍需産業における一部熟練工の跛行的好況をさておけば、全體としては、例へば昭和六年に基準を採れば、時局産業のインフレ景氣にも拘らず、生計費指數の二割方の上昇にも拘らず、名目賃銀は定額賃銀において約一割の減少を示し、早出居殘等のため實收賃銀において約一割の昂騰を見たに過ぎず、したがつて實質賃銀は定額賃銀において約二割五分、實收賃銀において約二割の減收となつたのである。それ故に失業者の量的著減――それは平和的內需産業において質的深化を伴はなかつたのではないが――によつて國民所得の勤勞階層への分配總額は絕對的にはかなり增大したけれども、勤勞者が果してその勞働力の非常支出に對して適正なる經濟的・生理的補償をえつつあつたとはいひがたい。そのほか、俸給生活者・商業使用人にあつては、數量上の增大と勞働者化的傾向とは依然進行し、農村においては、一方では軍需景氣の浸潤は遲々として捗らず、他方では引續く物價の鋏型と負擔の不均衡と負債の重荷の上に時局に伴ふ壯丁・馬匹の喪失も加はつて、勤勞農民の生活また決して樂觀を許さぬ狀態にあつたのである。

六

勤勞國民の生命・健康を不合理なる荒廢經濟（ラウブギルトシヤフト）の危險から擁護することは、社會運動及社會政策の端緒的な基本的任務である。まづ、勤勞階層自身の上記事態に對する反作用としての社會運動の情勢をみるに、勞働生活狀態の戰時體制への發展がだいたいにおいて繼續的・累積的であつたに對比して、ここではむしろ斷續的・飛躍的であつたやうだ。正常事態にあつては上記のやうな狀況は活潑なる、時には深刻なる、社會運動の原因となるものであり、したがつて本年度の前半を占むる準戰時體制下においてすら、顯著なる活氣を呈したのであるが、それが戰時體制の開始と共に、事情は急旋回を示したのである。即ち準戰時體制的上半期が勞働爭議及小作爭議の激增と總選擧による無產政黨の躍進を示したに對して、戰時體制的下半期は社會平和を志向する時代であり、無產運動の國家的・國民的轉向の時代であつた。實際、本年の前半においては社大黨の中央・地方政界への進出は目ざましく、勞働爭議また件數においては可能的に（といふのは、前半期の情勢が事變勃發によつて中斷されずして後半期に持越したとすれば）未曾有であり、參加人員においては現實に未曾有であり、小作爭議また件數においては可能的に未曾有であり、その深刻化の指標たる小作權關係爭議數においては絕對的にも相對的にも未曾有であり、しかもそれらが前半期に集中してゐることが、後半期との對照を一層鮮明に浮び出させてゐる。經濟鬪爭上におけるこの急變化において我等は戰時體制の社

會化運動に及ぼした最も根本的な影響の一つを認めうるのであつて、それは政府の取締方針の峻嚴もさることながら、主として次に述ぶる諸運動のイデオロギー的轉換に負ふところが多いやうである。

來で爭議の活況にも拘らず、勞働・農民諸團體は數的には停滯の狀態にあり、不斷向上の一路を辿つた勞働組合の組合員數及組織率は本年始めて下向の兆を示すに至つた。組織形態は日本無產黨系勞働團體への彈壓も作用して、社大‖組合會議‖全農樞軸に沿ふ單純化の濃度を加へたが、最重大なる質的變化は政治的方向づけにおいて代表的に表明せられたイデオロギー的轉向であるも。全總・東交・全農等々が次ぎ次ぎに發した時局即應の聲明はその表示であり、總同盟の謂ゆる爭議絕滅宣言は勞働運動界における最も象徵的なものといへよう。

準戰時體制とそれに續く戰時體制は勞働組合運動に對して停滯的影響を與へたと同じく、否なリ强い程度において勞働者消費組合運動並に勞働者教育運動其他の文化運動に消極的作用を及ぼした。唯だその間にあつて幾多の難關と不安に逢着はしたが、ともかく、多かれ少かれの發展を續けて來たのは無產政治運動であつた。かやうな事情のもとに戰時體制下における社會運動は次第に無產政黨運動に集中されやうとする機運が現はれて來た。たとひそれまでに行かないにしても、戰時體制が社會運動諸翼內における政治運動の比重を著しく高めたことは疑ひない。

こにおいても亦政治の優位に我等は當面するのである。

無産政黨運動における戰時體制の反映は、何よりもまづ、我國無産政黨の代表的存在である社大黨が本年度の大會において國家主義的・國民主義的・全體主義的新綱領を採擇して時局の積極的認識と實踐に邁進するに至つたことであらう。かく我國社會運動の主流が幾多の精神的・物質的犧牲を甘受しつつ國家・國民の危急に馳せ參じたことによつて、我が戰時體制の樹立は深刻なる社會的摩擦を伴ふことなしに敏速且つ圓滑に行はれたのである。次には、左翼運動に對する戰時體制の反應であるが、それを最も特徴づけるものは日無・全評の結社禁止と數百人の被檢擧者を出した謂ゆる人民戰線に對する彈壓である。防共に力點を置く當局は、正統的形態における活動の餘地を失つた共産主義運動が合法左翼・人民戰線の擬裝下にその再起を企圖した、と睨んだのである。けれどもこの運動は時勢の壓力のためにすでにその活動及發展に幾多の拘束を被つてゐたので、組織運動上の影響は考へられるほど大きくはなかつたが、その投じたイデオロギー的波紋は頗る大きく、特に言論界や大學にまで波及することによつて、一時、思想的パニック狀況をすら現出したのであつた。諸團體の思想的轉向が多くこの前後行はれたことは周知の如くである。第三に、國民主義的右翼運動は一見最適の地盤と思はれる戰時體制下において、豫期に反して不振であつた。それは根本的にはこの陣營の異質構成的特質に基づくのであるが、そのほか革新的指導者の出征又分散の影響もあり、また社大黨の國民主義化が右翼政黨の存在價値を減少せしめたことも或程度には作用したであらう。

勤勞階層の勞働生活狀態が戰時體制への推移の下に上述のやうな發展を遂げ、且つ勤勞階層の自助運動が同じ事情の下にその自然的機能を發揮しえなかつたとすれば、廣汎なる國民階層を彼等の生命及健康の危險から保護するため、强力なる社會政策が必要とされるのは自然の數である。といふのは、さきにも指摘したやうに、社會政策の主要任務は勤勞階層の生活負擔の偏重を矯正し、その止むを得ざる負擔については形態・方法において之を忍びやすきやう合理化することに存するのだから。しかもこの必要は經濟界の好況にも拘らず事業家が勤勞國民の恒久的福祉のために適切なる關心と犧牲を拂ふことを肯ぜぬ場合において、一層その緊迫度を加へるのである。

二・二六事件の後を承けた廣田內閣は、國民生活の安定を廣義國防の一大支柱となすことによつて社會政策への眞摯なる關心を表明したものの、實績においては特に見るべきものを殘さずして、濱田國松氏の質問に端を發した軍部・政黨の衝突によつて崩壞し、續く林內閣は狹義國防主義に退くことによつて、社會政策の强化をその中心政綱から逸脫せしめた觀があつた。之に反して近衞內閣は「國內では社會正義に基く施設を出來るだけ實施するに努める」ことをその指導精神と宣することによつて、社會政策への傾倒を再度誓つたのであつた。しかし其後幾何もなく、北支事變の勃發は急速に日支事變にまで發展し、兵馬倥偬・軍國多端にして社會政策を顧るの餘裕なく、加ふ

るにイデオロギー的には、國民を擧げて盡忠報國の誠を致すべきの秋、物質的不如意は精神的緊張を以て克服すべきであり、したがつて社會政策の如きもその强化はさておき、却つて緩和・停止をこそ努めらるべきだ、との見解さへも一部人士の間に擡頭して來たのであつた。

だが、事變の深刻化・長期化の見透しが確實となるにつれて、一面では生産力擴充が必須とする勞働力の廣汎且つ强度の把捉が勤勞階層の生命・健康に一段の緊張と危險を加重し、他面では勞力資源の永續的保維と涵養が同樣に重大な課題となり、おまけに軍需産業界の好況が益々上昇するなどの事態の下において、軍國負擔の階層間における不均衡の調整者、勤勞階層の不可避的負擔の合理化者として、社會政策は三度眞劍に取り上げられるに至つたのである。

が生産の增大・能率の增進・勞働の配置・熟練工の養成・勞働資源の保持涵養・爭議の防止・産業の新秩序等一聯の戰時産業＝並に勞働對策と緊密に結びついたものであり、且つ本年度においては主として次年度の約束として現はれざるをえなかつたことも想像するにかたくなからう。かくて本年度における重要なる社會的方策上の寄與として、我等は、軍事扶助法其他の銃後救護施設を除けば、(一)社會政策機關において、この政策の最高官省として厚生省の創設が決定されたこと、(二)將來の實行を期して商店法案要綱・職業紹介所國營案・社會事業法案要綱・農地調整法案・國民健康保險法案などが作成されたこと、(三)具體的措置として、陸海軍工員に關する規程の改正と社會局の「軍需工場に對する指導方針」によつて全體主義的社會政策への發程を示唆したことを指

摘しうるであらう。

社會運動對策も亦戰時體制化に即應して軍國的・國民的・國內平和的基調に一段の鮮明度を加へ共產主義はいふまでもなく反戰的・國際主義的・階級鬪爭挑發的・自由主義的諸思想及運動に對して一層峻嚴に向けられた。イデオロギー的領域においてはさきに述べた國民精神總動員運動の結成・教學局の創設・言論思想取締の嚴酷化等があり、實際運動の領域にあつては運動に對する監視取締の强化・メーデーの禁止・爭議の强制調停的傾向もむろん重要な出來事であつたが、最も人々の注意を惹いたものはさきにも觸れた人民戰線に對する徹底的彈壓であつたといへよう。日・獨・伊防共協定によつて一段の拍車をかけられたわが防共政策の進展は、共產主義運動の新情勢に照應して、その彈壓の重要對象をば正統共產黨よりその煙幕的活動形態と目された我國人民戰線運動に移動せしめたかのやうである。

本年鑑はかやうな內外の情勢下における昭和十二年の我國勞働者及農民の各方面における生活狀態と各種の社會運動と諸般の社會的施設とに關する諸事實を及ぶ限り信賴しうる資料につき客觀的立場に立つて忠實に記錄せんとするものである。我等のかかる意圖にも拘らず、特に資料其他において多く自由を缺ぐ戰時體制下においては、なほ幾多の缺陷なきを保しがたい。希く大方の叱正と助言とを惜まれざらんことを。

終りに臨み本年鑑の編纂に當り、多くの資料と便宜とを與へられたる公私の團體並に各位に對して深厚なる謝意を表する。

昭和十四年二月

大原社會問題研究所

昭和十二年重要日誌

一・九　一・一九　一・二〇　一・二一　一・二三　一・二五　一・二九　二・二　二・四　二・七　二・一〇　二・一一　二・一九　二・二一　二・二七　三・一　三・三　三・一六　三・二三　三・二四　三・二五　三・二七　三・二九　三・三一　四・二　四・六　四・一二　四・一三　四・一六　四・二二　四・二三　四・二九　四・三〇　前四月後

八幡製鐵所從業員日鐵當局と賃上交渉
二・二六事件外廓被告判決結果發表
ソ聯ラデツク等を起訴
社大黨首「反動内閣打倒」を聲明
第七十議會新議事堂に再開、濱田國松氏の軍部攻擊、軍部政黨の衝突
廣田内閣總辭職
宇垣大將に大命降下、軍部反對す
宇垣大命を拜辭し、林大將に大命降下
林内閣成立
社大林内閣反對聲明・米海員罷業解決
日本特殊鋼從業員同志會結成及同爭議
日本主義政治鬪爭協議會結成大會
文化勳章令公布
商工省尾去澤事件會社側有責任と發表
電力國家管理案閣議にて決定
全國農村産業組合協會税整反對を聲明
勞農無産協議會第一回全國大會
全國農民組合第十六回全國大會
社大・組合會議・全農等主催民衆大會
全國水平社第十回全國大會
新舊海員組合合同式・東京市會改選無産黨議員二六名當選・持越金山慘禍
郵税値上改正法成立
國民健康保險法案衆議院委員會通過
政府六日間の議會開期延長を決定
臨時租税增徴案貴族院を通過して成立
總豫算追加豫算原案兩院通過
議會最終日衆議院解散となる
世界織維工業技術會議華府に開催
組合會議本年度メーデーを自發的中止に決定・對市（東京）賃上鬪爭同盟大會二割賃上貫徹を決議
米大審院ワグナ勞働法を合憲と判決
内務省本年度メーデー擧行禁止を表明
東武鐵道從業員賃上要求爭議
大阪市電從業員組合及自助會合同
東京市電市バス全線的怠業に入る
ソ聯政府第三次五ケ年計畫を公布
衆議院總選擧、無産黨三八名當選
東交指導下に郊外電鐵バス爭議、京成（二月）成鐵（三月）玉川東横（四月）目黑（五月）王電（五月）環狀（五月）

五・一　五・四　五・五　五・七　五・八　五・一二　五・一四　五・一七　五・二八　五・三一　六・一　六・四　六・九　六・一〇　六・一五　六・二〇　六・二一　七・五　七・六　七・七　七・一一　七・一八　七・一九　七・二一　七・二五　七・二七　七・二九　八・三　八・六　八・九　八・一二　八・一三　八・一四　八・二〇　八・二三　八・二四　八・二五

に激發
メーデー不催
東鐵現業委員三割增給を要求
臨時物價對策委員會規程正式決定
警視廳當局東交の政治的爭議方針彈壓
遞信從業員同盟大會待遇改善要求決議
遞信從業員聯盟大會待遇改善要求決議
企畫廳開廳
金買上値段引上げ
アジア勞働會議第二回大會東京に開催
ボルドウイン辭職、チエンバレン組閣
林内閣總辭職
近衛文麿公に大命降下
近衛内閣成り施政方針闡明・社大反對聲明
社會保健省創設案決定
ソ聯政府ト元帥以下八將軍を逮捕
閣議所謂財政經濟三原則を公式決定す
總聯合異見の爲分裂・乾岔子事件發生
ブルム内閣瓦壞、シヨータン組閣着手
社大黨六大都市議員聯會議開催
神戸市電從業員總罷業
持越金山爭議解決・愛知時計爭議再發
全面的事變の端緒北支蘆溝橋事件勃發
政府局地的解決戰線不擴大方針を聲明
日本革新黨結成大會
北支駐屯軍獨自行動的重大聲明發表
日農、皇農愛國農民團體協議會を結成
第七十一特別議會開かる
政府北支事變惡化に關し重大聲明
平津方面に日支激戰を展開
政府は暴利取締方針を決定
事變關係豫算法案全部衆議院通過・蔣介石司會下全國國防會議開かる
上海に大山事件起る
四相會議自衞權の發動を決す
中支上海方面に日支衝突始まる
政府斷乎膺懲を聲明・二、二六事件背後當人關係者北、西田等に斷罪
軍需工業動員法及其補足事業資金統制
貿易管理、船舶管理の諸法案決定
米ハル長官日支紛爭和平解決希望聲明
國民精神總動員實施要綱發表さる
長谷川長官支那船舶航行遮斷を宣言

八・二九　九・二　九・三　九・七　九・八　九・一三　九・二一　九・二四　九・二五　九・二八　一〇・一　一〇・三　一〇・七　一〇・一〇　一〇・一二　一〇・一三　一〇・一七　一〇・二七　一一・三　一一・五　一一・六　一一・九　一一・一二　一一・一五　一一・一七　一一・二〇　一一・二四　一一・二九　一二・一　一二・一〇　一二・一一　一二・一三　一二・一四　一二・一五　一二・一六　一二・一七　一二・二三　一二・二四　一二・二九

支那國民政府ソ支不可侵條約全文發表
政府北支事變を支那事變と改稱
第七十二臨時議會召集
日本海員組合ITFを正式脱退
軍事費各省追加豫算戰時立法案悉成立
國民政府國際聯盟に提訴
經濟團體聯盟結成
事業場管理令の公布要綱發表
二・二六事件眞崎大將に無罪の判決
聯盟「日本誹謗決議案」上程一致可決
企畫院の名稱及要綱決定
ヒツトラー植民地獲得要求を強調
社會局參與會議軍需勞働指導方針決定
東交年陛大會歷史的轉換を聲明
國民精神總動員中央聯盟結成式擧行
臨時内閣參議制成立し人選進捗す
全總全國大會事變中罷業中止を決議
政府九ケ國條約會議不參加を通知す
九ケ國條約會議白國首都に開催さる
交總擴大中央委員會産業協力主義轉換を決定・杭洲灣敵前上陸成功す
日獨伊防共協定議定書調印完了
神兵隊事件公判開始・政府總動員法の調査立案を企劃院に命ず・マクドナルド死す
小串鑛山に大慘事發生
社大黨大會國民意識強調の新綱領發表
全産聯時局産業對策意見を作成
大本營設置せらる
九ケ國條約會議無期休會に決定
伊太利滿洲國を正式承認す
政府フランコ政權を正式に承認
敎育審議會の設置閣議で決定
伊太利聯盟を脱退
南京陷落
中華民國臨時政府樹立式を擧行
日無全評勞農派人民戰線運動一齊檢擧
帝人事件被告十四名に無罪判決
日本主義團體人民戰線打倒演說會開催
日本無産黨全國評議會結社禁止せらる
政府臨時勞働統計實地調査令を決定
第七十三議會召集・厚生省の名生る
全農運動方針を再檢討し再出發を決定

凡例

一、本年鑑の記事は、從前と同じく、主要なる新聞、雜誌、各勞働者團體の報告、各官公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按配したるものと、本所が直接調査したところに據るものとより成る。

一、本年鑑の編纂方法は昨年度改正のそれを踏襲した。即ち、全體を三部に分ち之を夫々「勞働者狀態」、「社會運動」及び「社會政策及社會運動對策」とした。併し各部の編成の細目に於ては事實の推移に應じて多少の變更を行つた所もある。尙、「統計表」は昨年度と同じく、本文にあるものは之を割愛し、我るべく重複を避けることとした。

一、本年鑑に利用さるべき資料特に官廳資料にして、遺憾乍ら發表中止になつたもの、發表が締切までに間に合はなかつたもの、或は細目の發表中止になつたもの等が若干あつたが、これ等はいづれも當該箇所にその旨明記して省略に從つた。甚だ遺憾ではあるがいまは全く止むを得ない。

一、本文の記述は原則として昭和十二年中の事實に限つたが、資料の關係上、それ以前の事實をとつて記述した箇所もあり、また極めて稀れではあるが、昭和十三年に入る事實にも言及せざるを得なかつた箇所もある。從つて記述の中で「本年」とあるはみな昭和十二年のことであり、昭和十二年以外の事實については一々そのことを附記した。

一、總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の最初に載せてある。

日本労働年鑑目次

緒言——昭和十二年(一九三七年)度大觀
昭和十二年重要日誌
凡例
第一部　労働者狀態 (Part I. Labour Conditions: Including hours of works, industrial accidents, movemeut of wages, unemployment and workers' family budget etc. with Statistical Tables)……一
概說……一
第一篇　労働人口とその配置及構成……二
第二篇　工・鑛・交通労働者狀態……三五

第三篇　俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態……六五
第四篇　農・林・漁業勞働狀態……八三
第一部（勞働者狀態）統計表……一〇七
第二部　社會運動（Part II. Social Movements: Including labour disputes, trade unions, peasants' unions, labour parties and other social movements etc. with Statistical Tables & Labour Directory）……一二九
概說……一二九
第一篇　勞働爭議……一三〇
第二篇　勞働組合……一六六
第三篇　無產政黨……二七八
第四篇　消費組合……三〇六
第五篇　其他の社會運動……三一三
第六篇　國家主義的運動……三三一

第二部　(社會運動)統計表……三四五

第三部　社會政策及社會運動對策　(Part III. Social Policies: Including labour legislation, social insurance, unemployment measures, employers' welfair works, rural measures and government policies for labour movement etc. with Statistical Tables)……三六五

概　說……三六五
第一篇　社會政策の一般方針……三六六
第二篇　工・鑛・交通勞働者に對する社會政策……三八九
第三篇　俸給生活者・商業使用人に對する社會政策……四五四
第四篇　農民に對する社會政策……四五七
第五篇　社會運動對策……四八一
第三部　(社會政策及社會運動對策)統計表……四九五

附　錄　昭和十二年中に制定せられたる社會問題關係法規一覽

目次

完

索引 (Index) ……卷末
(Labour Laws) ……一

第一部　勞働者狀態

概說……一
第一篇　勞働人口とその配置及構成……二
第一章　一般的考察……二
第二章　最近に於ける主要勞働人口の配置及構成……九
第一節　地方別配置……九
第二節　事業別配置……一一
第三節　規模別配置……一五
第四節　體性別構成……一七
第五節　年齢別構成……一九
第六節　教育程度別構成……二三
第三章　勞働異動及失業……二四
第一節　勞働異動……二四
第二節　失業……二六
第三節　臨時工……三〇
第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態……三五
第一章　勞働時間及勞働强度……三五
第一節　工場勞働者……三五
第二節　鑛山勞働者……四二
第三節　交通勞働者……四四
第二章　勞働災害及勞働衛生……四四
第一節　工場勞働者……四四
第二節　鑛山勞働者……五一
第三章　賃銀……五二
第一節　工場勞働者……五二
第二節　鑛山勞働者……五八
第三節　交通勞働者……六〇
第四章　家計……六一
第一節　工場勞働者……六二
第二節　交通勞働者……六四
第三篇　俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態……六五
第一　俸給生活者狀態……六五
第一節　俸給生活者數……六五
第二節　生活狀態……六六
第二章　商業使用人狀態……六九
第三章　職業婦人狀態……七三
第一節　職業婦人數……七三
第二節　生活狀態……七五
附　女給・藝娼妓・酌婦……八二
第四篇　農・林・漁業勞働狀態……八三
第一章　農民狀態……八三
第一節　農家の配置……八三
第二節　農家の經營＝家計……八五
第三節　農業被傭勞働者……九九
第二章　林業勞働者狀態……一〇一
第三章　漁民狀態……一〇三

第一部　（勞働者狀態）統計表

第一表　勞働人口統計
共一　昭和五年國勢調査に依る職業別人口
共二　大正九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較
共三　工場鑛山等勞働者數

第二表　工場勞働者及鑛山勞働者數統計
共一　職工數累年表
共二　工場法適用工場職工數及工場數
共三　工場法適用工場規模別職工數及工場數
共四　鑛夫數累年表

第三表　勞働異動統計
共一　工場勞働者移動數
共二　鑛夫異動數
共三　失業狀況（推定）

第四表　家計調査統計
共一　勞働者家計調査
共二　俸給生活者家計調査

概說

支那事變下における昭和十二年度の勞働者狀態に關し、特に注目すべき點を摘記するに、先づ就業狀態は應召による既存勞働力の減少にも拘はらず全體的には依然として好轉を示した。これは云ふまでもなく軍需生産力の擴充に相照應するところの時局産業部門における就勞人員の激增に基くものであつた。併し戰時下における軍需生産力擴充の要請は極めて大なるものがあり、これら時局産業就勞人員の增大を以つてしてもなほ事態の進行には追付き得ず、特に熟練工においては甚しい相對的乃至絕對的不足がみられた。一聯の勞働力補給策、配分策を含む勞働統制策の勸奬された所以である。ところで事變による應召者の大部分が現職又は除隊後復歸といふ優遇條件にあつたことは臨時工制度をして從前とは異る新たなる姿容において再登場せしめた。時局産業部門を中心とするかくの如き就業狀態の好轉の反面において、不急産業特にこれら部門における中小商工業の失業者の發生が事變の長期化と共に漸次日程に上らんとしつゝあつたが、これは極めて注目に値しやう。

次に勞働時間をみるに、これ亦逐年增大の傾向にあり特に時局産業部門における增加率最も顯著であつて、その就勞時間は十二―十四時間以上に及ぶのが普通であるやうである。これは主として早出居殘時間の延長によるものであり軍需生産力擴充の反面であることは云ふまでもないが、他方後述の如き實質賃銀の低下によつても要請されてゐることに注目すべきである。かゝ過長勞働時間並に勞働强度の增進に伴ふ過勞は最近における勞働災害件數の激增の最も大なる原因であつたが、同時にそれは勞働能率の低下を來し生産力擴充の國策に支障を齎らすが如き事態にまで立至つてゐたものゝ如くであつた。十月社會局より發せられた勞働時間制限に關する劃期的な通牒――「軍需品工場に對する指導方針」は事態のかゝる進展を矯正すべく爲されたものであつた。

かくの如き勞働時間の延長或は勞働强度の增大に伴つて實收賃銀の增大が結果したことは云ふまでもない。併しこの賃銀の增額は概して勞働時間乃至强度の增大を補償する底のものとは受取り難いものであつて、このことは工場統計表に所謂「一時間當賃銀」に就いてみるも略々明らかであらう。而かも他方においては生計費は月を追ふて騰貴し、爲めに實質賃銀は低下の一路を辿つてゐるのである。

かくの如きが本年度戰時下における勞働者狀態の樣相であるが、更に都市を離れて農村をみても、殆んど宿命的とさへもみえる農民大衆の過大勞働と過小消費は事變による勞働力と軍馬の缺除によつて益々增大するやに見えたのである。

第一篇　勞働人口とその配置及構成

第一章　一般的考察

本邦に於ける勞働人口に關する調査は遺憾乍ら完備してゐるとは云ひ難い。特殊的に勞働人口を對象とする比較的包括的な唯一の調査は內務省社會局によつて年二回發表される「工場鑛山等勞働者數調」であるが、それについては、材料の蒐集から編整に至る一切の方法が發表されてをらず、從つてそれが値すべき信憑度についてはもとより、そのうちに掲げられてゐる諸項目が如何なる規定をもつかについてさへ、吾々は殆んど確認の途をもち得ない狀態に置かれてゐる。それ故こゝでは主として昭和五年の第二回國勢調査の結果に基き或る意味においての本邦勞働人口と、その產業上乃至職業上の配置とを紹介し、併せてそれが如何なる層から構成されてゐるかにつき若干の考察を試みることにしやう。

第二回國勢調査報告においては、周知の如く、產業及職業別の兩種分類方法が並び採用されてをり、そしてそこでは職業小分類の各項目は同時に職業上の地位（業主、職員、勞務者）の識別に役立つべきものとして設計されてゐるのであるが（同報告、第二卷、職業及產業、附錄一三—四頁參照）、第一回調査の場合とは異つて職業上の地位別による有業者の分類集計は行はれることなく、その代りに產業上の地位別（雇主、單獨、使用人）によるそれが與へられてゐるのである。だが勞働人口を區分し抽出する目的からいへば後者は前者よりも遙に不適當と云はねばならぬ。けだし玆に「使用人」とは「俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者又は家族にして世帶主其の他の家族の業務を補助する者」を謂ふのであり、從つてその中には職員、而も高級な職員までが包含されてゐると同時に、他面にはまた自ら勞働に從事する者と雖も使用人に非ざる限り全部それから排除されてゐるからである。即ちこの分類は雇傭關係の有無を明かにし生產關係の一端を察知せしむるものとしては獨特の長所を有することは勿論であるが、それは一般的な「勞働人口」の區分抽出に適するものではなく、「勞働人口」が確められた後に進んでその內的構成の究明を企圖する場合に最も適當に利用さるべきものなのである。そこで吾々は先づ「勞働人口」と看做され得べき勞働者數を明かにする必要があるのであるが、その可能性は幸にして、前述の如き職業分類法によつて與へられてゐる。即ち、吾々は職業小分類の各項目について職業上の地位を辨別し、そのうちの勞働者に該當すべきものを抽出し集計することによつてこれを知ることができるのである。がその前に豫

め有者業全體についての大體の知識を得て置くことが便宜であらう。

職業別有業者數　昭和五年「國勢調査報告」に依れば、我國內地總人口六四、四五〇、〇〇五で（昭和十年の中間調査に依れば六九、二五四、一四八となつてゐる。大正九年以降の變遷に就いては、例へば「統計時報」第五六號參照）、その中有業者は二九、六一九、六四〇、有業率は四六・〇%に當る。次表を見よ。

	總數	男	女
總人口	六四、四五〇、〇〇五	三二、三九〇、一五五	三二、〇五九、八五〇
有業者	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二三七	一〇、五八九、四〇三
有業率（%）	四六・〇	五八・八	三三・〇

次に有業者總數を職業大分類によつて區分すれば、農業最も多く有業者の半數近くを占め、次いで工業、商業の順位で、鑛業が最も少い。次表を見よ。（大正九年との比較については統計表參照）

	總數	男	女	有業者千人中各業總數割合
總數	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二三七	一〇、五八九、四〇三	一、〇〇〇
農業	一四、一四〇、一〇七	七、七四三、〇六五	六、三九七、〇四二	四七七
水產業	五四六、六二四	五〇一、〇七八	四五、五四六	一八
鑛業	二五一、二三〇	二一〇、一七四	四一、〇四六	八
工業	五、六九九、五八一	四、二六九、一五一	一、四三〇、四三〇	一九二
商業	四、四七八、〇九八	三、〇二三、九〇三	一、四六四、一九五	一五一
交通業	一、一〇七、五七四	七八、九七九	一、〇二八、五九五	三七
公務自由業	二、〇四四、一五一	一、六九一、八〇三	三五二、三四八	六九
家事使用人	七八一、三一九	八四、二〇三	六九七、一一六	二六
其他の有業者	五七〇、九六六	四八八、二六五	八二、七〇一	一九

職業別「使用人」數　右有業者數中產業上の地位別分類による「使用人」は前述の如く之を「勞働人口」と見做すには不適當であるが、いま參考のため之を職業別に掲ぐれば次の如くである。（便宜上「雇主」、「單獨」をも併記した）。

	總數	雇主	單獨	使用人
總數	二九、六一九、六四〇	六、一四九、九四四	三、三九五、八四五	二〇、〇七三、八五一、
		（二〇八）	（一一五）	（六七八）
農業	一四、一四〇、一〇七	四、二七七、一六六	七二九、三二四	九、一三三、六一七
		（三〇二）	（五二）	（六四六）
水產業	五四六、六二四	一一五、八二〇	一一六、四二六	三一四、三七八
		（二一三）	（二一三）	（五七五）
鑛業	二五一、二三〇	四、四八〇	五、三一〇	二四一、四三〇
		（一八）	（二一）	（九六一）
工業	五、六九九、五八一	六八六、六四四	九七五、二五六	四、〇三七、六八一
		（一三〇）	（一七一）	（七〇八）
商業	四、四七八、〇九八	九五三、〇五六	一、二四二、四八六	二、二八二、五五六
		（二一三）	（二七七）	（五一〇）
交通業	一、一〇七、五七四	六〇、九五八	一三一、三四八	九二五、二六八

公務自由業	二、〇四四、一五一	(五五)	(二〇)	(八三五)
	四八、九三八	一七三、九七六	一、八二一、二三七	
	(二四)	(八五)	(八九一)	
家事使用人	七八一、三一九	—	—	七八一、三一九
				(一、〇〇〇)
其他の有業者	五七〇、九六六	二、八八二	三一、七一九	五三六、三六五
		(五)	(五六)	(九三九)

〔備考〕―括弧内は各職業總數を一、〇〇〇とする各業有業者の産業上の地位別割合。

職業別「勞務者」數　次に前述の如く「勞働人口」と見做し得べき「勞務者」數を前述の如き方法によつて算出し、之を職業別にみれば次の如くで、二千萬足らずの「勞務者」のうちその大部分（八四％）が農業、工業、及商業に從事してゐることが分る。これはこれら職業部門が本邦「勞働人口」よりみて如何に重要であるかを物語るものであらう。（便宜上「業主」「職員」をも併記した）。

(有業者)	總數	業主	職員	勞務者(同上割合)
總數	二九、六一九、六四〇	七、六一五、一四七	二、〇五五、四四四	一九、九四九、〇四九(一〇〇・〇)
農業	一四、一四〇、一〇七四	九、九六一、六一四	二〇、二八八	九、一五八、二〇五(四五・九)
水産業	五四六、六二四	二三三、三四六	一、〇五〇	三一二、二三八(一・六)
鑛業	二五一、二三〇	一〇、六九六	二一、〇一四	二三九、五一〇(一・二)
工業	五、六九九、五八一	四三〇、八〇五	八五、六一七	五、一八三、一五九(二五・九)
商業	四、四七八、〇九八	一、八四〇、六六九	二一六、五四〇	二、四三〇、八八九(一二・一)
交通業	一、一〇七、五七四	一三八、〇一七	六五、一三五	九〇四、四三三(四・五)
公務自由業	二、〇四四、一五一	—	一、六五五、八〇〇	三八八、三五一(一・九)
家事使用人	七八一、三一九	—	—	七八一、三一九(三・九)
其他の有業者	五七〇、九六六	—	—	五七〇、九六六(二・九)
公務自由業	二、〇〇五、一九二	六二、八八六	一、一六八、四三七	七七四、八六九(三・九)
家事	八〇二、一六七	一四	二九五	八〇一、八五八(四・〇)
其他の産業	七〇、五八二	三	一、七九〇	六八、七八九(〇・三)

〔備考〕―昭和五年國勢調査に於いては各職業上の地位への區分の基準は大正九年國勢調査におけるとは可成り異つてゐることに注意しなければならぬ。この點に就ては昭和五年國勢調査報告第二卷附錄「産業及職業分類方法」參照。尙右記載以外の項目は社會通念に從つて分類した。

産業別「勞務者」數　更に右の「勞務者」總數を産業別にみれば次の如くで、その産業別配置は職業別配置と殆んど同じ結果を示してゐる。（便宜上「業主」「職員」をも併記した）。

(有業者)	總數	業主	職員	勞務者(同上割合)
總數	二九、六一九、六四〇	七、六一五、一四七	二、〇五五、四四四	一九、九四九、〇四九(一〇〇・〇)
農業	一四、一三一、〇三五	四、九六一、六一六	一三、三二五	九、一五六、〇八四(四五・九)
水産業	五六八、四三六	二三三、三四六	一〇、六八〇	三二四、四一〇(一・六)
鑛業	三一五、四七六	一一、〇九二	二五、六五八	二七七、七二六(一・四)
工業	五、八七五、九九一	四三一、〇七八	二四二、〇四三	五、二〇三、八七〇(二六・一)
商業	四、九〇五、六五五	一、八三九、八四八	四七八、一一三	二、五八八、一四四(一三・〇)
交通業	九四五、一一六	五五、二六四	一一五、一〇三	七五四、七四九(三・八)
公務自由業	二、〇〇五、一九二	六二、八八六	一、一六八、四三七	七七四、八六九(三・九)
家事	八〇二、一六七	一四	二九五	八〇一、八五八(四・〇)
其他の産業	七〇、五八二	三	一、七九〇	六八、七八九(〇・三)

〔備考〕―この中農業、工業及商業に就ては友安亮一氏の論稿がある。「本邦に於ける農業、工業及商業從事者の職業上の地位に就て」（「統計時報」第五十三號）がそれである。（但し友安氏の計數と右表の計數とは必ずしも一致してゐない）。

昭和五年に於ける「勞務者」の職業別及産業別配置は右の如くであるが、本年度（昭和十二年）に於けるその職業別及産業別配置は勿論不明である。そこでこゝでは參考のため前記社會局調査の「勞働者」に就いて昭和五年度と同十二年度の計數を對比して掲げて置くことにする。

	昭和五年末	昭和十二年末
工場勞働者	二、〇七六、〇〇五	三、四〇六、九六九
鑛山勞働者	三三五、八六二	三六六、一七一
運輸交通通信勞働者	五〇六、六九六	五四九、三三四
日傭勞働者其他	一、九〇四、四三九	二、〇九九、八六九
計	四、七一三、〇〇二	六、四三三、三三三

職業別「勞務者」の産業上の地位　「勞務者」の職業別或は産業別の配置は右の如くであるが、更に進んで「勞務者」を産業上の地位によつて分類してみれば次の如くで、「勞務者」のうちの殆んど全部は云ふまでもなく「使用人」であり、「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものは併せて「勞務者」總數の一割にも滿たない。併し之を職業別にみれば勿論その間に可成りの相違があり、工業、商業、公務自由業、及交通業に於ては「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものゝ割合はいづれも一割を超え、特に工業に於ては二割四分に及んで最も大であり、商業の一割八分がこれにつゞく。これは云ふまでもなく本邦商工業に於ける所謂小商工業經營者の比重の大なることを物語るものであらう。

	雇主	單獨	使用人	總數
農業	三、〇六二（一）	四三、一三六（〇・五）	九、一二三、〇〇七（九九・五）	九、一五八、二〇五（一〇〇・〇）
水産業	―	―	三一二、二二八（一〇〇・〇）	三一二、二二八（一〇〇・〇）
鑛業	―	―	三二九、五一〇（一〇〇・〇）	三二九、五一〇（一〇〇・〇）
工業	二七六、二一七（五・三）	九七五、二五六（一八・八）	三、九三一、六八六（七五・九）	五、一八三、一五九（一〇〇・〇）
商業	七四、六七一（三・一）	三五二、一三二（一四・五）	一、九九四、〇八六（八二・四）	二、四二〇、八八九（一〇〇・〇）
交通業	―	一一三、二九三（一二・五）	七九一、一二九（八七・五）	九〇四、四二二（一〇〇・〇）
公務自由業	八、二一八（〇・二）	五一、七九一（一三・三）	三二八、三四二（八四・五）	三八八、三五一（一〇〇・〇）
家事使用人	―	―	七八一、三一九（一〇〇・〇）	七八一、三一九（一〇〇・〇）
其他の有業者	二、八六二（〇・四）	三一、七一九（五・六）	五三六、三六五（九三・九）	五七〇、九六六（一〇〇・〇）

計	三六五、〇五〇	一、五六七、三二七	一八、〇一六、六七二	一九、九四九、〇四九
	(一・八)	(七・九)	(九〇・三)	(一〇〇・〇)

職業別「勞務者」の社會的地位　次に右職業別「勞務者」の産業上の地位に基いて職業別「勞務者」の社會的地位をみるに次の如く、「勞務者」は五つの階層に分類されるであらう。尤も同一階層に於ても職業を異にするに從つてその社會的地位に距離のあることは否定され難いのであるが、いまはこの程度で滿足するより外はない。けだしこの複雜性は本邦社會構造の複雜性に基く統計資料の止むを得ざる不備に職由すると考へられるからである。それにしても吾々は次表によつて昭和五年に於いて約五〇〇萬内外の賃銀勞働者が存在し、又一、〇〇〇萬内外の家族手助が存在してゐたことを知り得るのである。而してこのことは本邦農業の零細經營及び中小商工經營の壓倒的優位に照應するものである。

	雇主		單獨		使用人	
	勞務者使用勞働者		準賃銀勞働者(一)		準賃銀勞働者(二)	賃銀勞働者	家族手助
農業	三、〇六二		四三、一三六		—	五五四、一〇七	八、五五七、八九〇
水産業	—		—		—	一六九、一四八	一四三、〇八〇
鑛業	—		—		—	一二九、五一〇	—
工業	二七六、二一七		九七五、二五六		—	*二、五七一、〇〇〇	*一、三六一、〇〇〇
商業	七七、六七一		三五二、一三二		一、三六一、八八一	—	六三二、二〇五
交通業	—		一一三、二九三		—	七九一、一二九	—
公務自由業	八、二一八		五一、七九一		三二八、三四二	—	—
家事使用人	—		—		七八一、三一九	—	—
其の他の有業者	二、八八二		三一、七一九		四九、四八三	四八六、八八二	—
計	三六五、〇五〇		一、五六七、三二七		二、五二一、〇二五	*四、六〇一、〇〇〇	*一〇、六九四、〇〇〇

〔備考〕—*印は概數。工業に於ける家族手助は國勢調査よりしては原表に就てみる以外には全く之を明にすることができないので、こゝでは昭和八年の主要都市並にその所在府縣の「工業調査」(こゝで利用したものは東京市、大阪府、兵庫縣、神戸市のものである)により、その家族從業員數の從業員總數(技術員事務員を含む)に對する割合の平均(二四・七%)を求め、これを國勢調査の産業別職員數と勞働者數の合計に加乘して算出した。併し「工業調査」では産業別の數字しか與へられてをら

ず又年代も異るため正確は期し難い。産業別構成を職業別に編成替へすれば右の結果よりも稍々小となると共に、家族手助の總從業員數に占める割合は累年的には漸增する傾向が見られるものゝ如くであるから、右表の數字は或は多少過大に失するかも分らない。併しそれにしてもその大體の見當をつけるには差支へないであらう。

なほ國勢調査は職業別乃至産業別に於ける本業者の地位を區分するに當つて資本化的な劃一的な計算をしてゐるため、農業特に農耕に於ける自小作農等は「業主」として「勞務者」から區別されてゐるが、この計算は事實に反するものである。吾々は以上に於いては國勢調査に從つて「勞務者」を勞働人口と見做して來たが、より正確にはこれ等農耕業主（自作一、七六四、六一八、自小作一、六四六、七四八、小作一、三八六、六七二）の大部分をも勞働人口として、これ等を含めた勞働人口を考察すべきであつた。さうすれば中小商工業從業者と並んで零細農耕從業者の壓倒的多數の事實が明にされ、我國に於ける中小商工業並に農業の重要性が事實に即して前景に押出されることゝなるであらう。

小工業勞働人口並に經營數　本邦商業並に工業に於ては小商工勞働人口の比重が極めて大であることは前述せるところよりしても略々明らかであるが、これに關する全般的な調査は未だ存在しない。即ち工業に關して云へばその最も綜合的な官廳調査たる商工省「工場統計表」でさへも周知のやうに「五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場」に限られてゐるのである。從つて次章以下の記述も資料に制約されてすべて小工業以外の工業に限られてゐるのであるが、小工業が我國工業に於いて如何に重要なる地位を占めてゐるかを、特に戰時下に於ける物資總動員計畫の中小商工業に對する影響を考へれば、これを除外することは不當であらう。そこでこの場所をかりて昭和五年の國勢調査報告と「工場統計表」に基いて、使用職工五人未滿の小工業勞働人口並に經營數をみることゝしやう。

なほ小商業に就いても同樣のことが云はれるのであるが便宜上こゝでは小商業は省略に從ふことゝした。

昭和五年十月一日現在（「國勢調査報告」に據る）

工業「勞務者」にして「使用人」たるもの（職業大分類）	三、九三一、六八六人
中、土木建築に從事する「勞務者」にして「使用人」たるもの	五三三、三九四人
差引、土木建築以外の工業「勞務者」にして「使用人」たるもの	三、三九八、二九二人

昭和五年十二月三十一日現在（「工場統計表」に據る）

使用職工五人以上の工場の職工（官公營工場を含む）	一、八〇四、九三一人

兩者を比較しての概數（以下、土木建築を含まず）

使用職工五人未滿の工業「勞務者」にして「使用人」たるもの　約一、五九三千人
工業「勞務者」にして「單獨」たるもの　六六五、五三三人
工業「勞務者」にして「雇主」たるもの　一八三、八三六人
使用職工五人未滿の工業「勞務者」と見做し得べきもの　約二、四四一千人
土木建築以外の工業「勞務者」に對する割合　約五七・四％

〔備考〕―「工場統計表」に於ける職工とは「工場主と雇傭關係によりて當該工場の目的とする作業の本體たる業務に付勞働に從事し又は直接に其の業務を助成する爲勞働に從事する者を謂ふ（職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工は勿論工場建設物の修理等に從事する常傭の大工、左官等をも含む）徒弟及職人は之を職工と看做す」と。

右に依れば、土木建築以外の使用職工五人未滿の小工業の「勞務者」にして「使用人」たるものは約一、五九三千人であり、これに「勞務者」にして「單獨」たるもの六六五、五三三人を加へれば小工業に於ける單獨經營者並びに被傭者約二、二五八千人を得る。なほ被傭者一人乃至四人を有する雇主の數は不明であるが、「勞務者」にして「雇主」たる一八三、八三六人はそれが「勞務者」であることから推して略々その全部が右に該當するものと見做しても大過あるまい。さうすると昭和五年第四四半期に於ける小工業の「勞務者」數或ひは勞働人口は二、四四一千人となる。而してこれは土木建築以外の「勞務者數」四、二四七、六六一人の約五七％即ち過半數を少しく超える狀態にある。

更に經營數に就いてみれば、上記の如く昭和五年第四四半期に於ける土木建築以外の小工業「勞務者」或ひは勞働人口の總數は二、四四一千人であり同時期に於ける單獨經營者は六六五、五三三人であるから之を差引いた殘餘即ち一、七七五千人を以て二人乃至五人の經營に從事する者の數と見做し得るであらう。「そこで此の二人乃至五人經營の平均從業員數を三・五人と假定し」（高野岩三郎博士、「小工業の狀勢に關する日本及獨逸の統計に就て」月刊大原社會問題研究所雜誌 第三卷第七號）之を以て「勞務者」總數を除して得る約七一〇千人が二人乃至五人の經營數となる。之に單獨經營數約六六五千人を加へた一、三七五千は即ち土木建築以外の小工業全體の數と認められる譯である。而してこれは同じく昭和五年第四四半期に於ける土木建築以外の工業經營數（官公營を含む）の約九五％に當るのである。即ち小工業はその從業員數に於いてもまた經營數においても本邦工業において極めて重要なる地位を占めてゐるのである。

以上の數字は一般的なものではあるが、一の推測に過ぎないものであつた。そこでこゝでは「工場統計表」と「商工省統計表」とによつて、「工場統計表」に所謂紡織工業の中の織物業の一部に關する最も最近の（昭和十一年末）確定數を

小工業勞働人口並に經營數の一例として掲げておかう。資料の關係上、全般的な數字の得られないのは遺憾であるがいまは如何ともしがたい。（尤も地方的なものには全般的な調査がある。例へば、東京市役所「東京市産業統計年鑑」、大阪市役所「大阪市工業調査」等。）

	職工數		
	總數	五人未滿	（同上割合）%
綿織物	二三九、八八一	一〇〇、三二	（四一・八）
絹織物及絹綿交織物	三一〇、三五九	一二九、七六四	（三八・六）
麻織物及麻交織物	一八、三七一	一五、六八八	（八五・四）
毛織物及毛交織物	五〇、〇四六	八、三八五	（一六・八）

（備考）「工場統計表」及「商工省統計表」に據り算出。絹織物及絹綿交織物は人造絹織物及人造絹交織物を含むものである。

更に此等小工業の勞働事情に就いてみるべきであるが、こゝでは都合上省略に從ふことゝする。なほこの點については例へば東京市役所、「東京市小工業調査」（昭和十一年三月刊）を參照され度い。

第二章　最近に於ける主要勞働人口の配置及構成

第一節　地方別配置

ところで次表によれば、特に織物等における大宗たる綿織物、並に絹織物及絹綿交織物工業においては、その使用職工の約四一%が、またその經營數の約八九%が、いづれも使用職工五人未滿の經營に屬するのであつて、之を前述の一般的に比すれば勞働人口、經營數共に稍々低い。

	經營數		
	總數	五人未滿	（同上割合）%
綿織物	四六、九一五	四一、九七二	（八九・四）
絹織物及絹綿交織物	七二、五九九	六三、七五七	（八七・八）
麻織物及麻交織物	一〇、八八〇	一〇、七八九	（九九・二）
毛織物及毛交織物	一、五三八	四三六	（二八・五）

地方別工場勞働者數　商工省「工場統計表」によつて「五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場」（民營のみ）における職工數の地方別分布狀態（主要府縣のみ）をみるに左の如く、大阪首位にあり職工總數二、五九二、六八七人の一三・八%を占め、東京の一三・一%が之に次ぐ。左表をみよ。（なほ參考のため當該府縣における工場數をも併記した）（昭和十一年末現在）

	職工數			工場數
	男	女	計	
總數	一、四五八、三九八	一、一三四、二八九	二、五九二、六八七 （一〇〇・〇）	九〇、六〇二
大阪	二三四、〇六八	一二三、一八二	三五七、二五〇 （一三・八）	一二、三九四

東京	二六一、四五九	七八、七三二	三四〇、一九一	(一三・一)	一四、一四一
愛知	一三一、七一〇	一一九、四四〇	二四一、一五〇	(九・三)	九、六四九
兵庫	一二九、〇七六	七〇、七七六	一九九、八五二	(七・七)	四、七二四
福岡	七〇、四三一	二三、〇二一	九二、四四二	(三・六)	一、七〇七
神奈川	六七、六八九	二三、三九六	九一、〇八五	(三・五)	一、六五五
靜岡	三七、八四九	四七、五二六	八五、三七五	(三・三)	三、二一二
京都	四一、六六四	三五、五六三	七七、二三七	(三・〇)	三、五六八
長野	一五、七一六	五七、二六七	七二、九八三	(二・八)	一、四五〇
群馬	一七、二四二	四四、八八六	六二、一三八	(二・四)	一、七七〇

なほこれを累年的に考察すれば、昭和六年以降極めて微弱ではあるが、大工業府縣への集中傾向が窺はれるものゝ如くである。すなはち、大阪、東京、愛知、兵庫各府縣における職工數合計の職工總數に對する割合は、昭和六年末の三九・四%より毎年僅少の増加を示しつゝ昭和十一年末の四三・九%に及んでゐる。(厚生省勞働局調によるものは統計表參照)。

地方別鑛山勞働者數　商工省「本邦鑛業の趨勢概要」によつて鑛夫數の地方別分布狀態(十萬人以上)をみるに左の如く福岡が鑛夫總數二九三、四三〇人の約四〇%を占めて首位にあり他を遙かに凌駕してゐる。(昭和十一年六月末日現在)

	鑛夫數 男	鑛夫數 女	鑛夫數 計	
總數	二六六、四二七	二七、〇〇三	二九三、四三〇	(一〇〇・〇)
福岡	一〇四、一五二	九、六八九	一一三、八四一	(三八・八)
北海道	一、八七三	三六、一八〇	三四、三〇七	
長崎	二、三六八	一九、一四七	一六、七七九	
福島	二、〇五二	一七、二五一	一五、一九九	
山口	二、〇八七	一五、八六七	一三、七八〇	
秋田	一、一一五	一一、三三七	一〇、二二	

〔備考〕—社會局調によるものは統計表參照。

地方別交通勞働者數　厚生省勞働局調により交通勞働者(運輸・交通・通信勞働者)の地方別配置をみるに、二十萬人以上を有する府縣は次の如くである。(昭和十二年末現在)

	男	女	計	總數に對する割合
總數	四七六、九四九	七二、三七五	五四九、三二四	(一〇〇・〇)
東京	六八、四八二	一〇、二九二	七八、七七四	(一四・二)
大阪	五二、五〇〇	八、五一二	六一、〇一二	(一一・一)
神奈川	二四、九九七	三、九三九	二八、九三六	(五・三)
北海道	一二四、八七九	二、五七四	二七、四五三	(五・〇)
愛知	二三、三七六	三、八八一	二六、二五七	(四・八)
福岡	一九、九九〇	四、三五七	二四、三四七	(四・四)
兵庫	一九、〇七二	四、五五五	二三、六二七	(四・三)

〔備考〕—「勞働時報」第十五卷第四號附錄に據る。

地方別林業勞働者數　農林省、第八次「山林要覽」により林業勞働者の府縣別分布(五萬人以上)をみるに次の如くである。(昭和十年度)

	國有林	公有林野官行造林	民有林	計
總數	四三九、四七七	一三六、二五三	一、一四七、六四七	一、七一三、三七七
岩手	四八、六四三	一四、七四五	五七、一九六	一二〇、五八四
秋田	四四、七一八	一一、七〇七	二五、一四六	八一、五七一
鹿兒島	一九、九八五	三、二二四	五一、三七七	七四、五八六
長野	八、三五九	五、一二六	五七、六四二	七一、一二七
島根	四、七三〇	七、一五〇	五八、三二二	七〇、二〇二
青森	四一、〇七三	六、六九六	一六、九六八	六四、七三七
北海道	三一、六二一	—	三一、六三一	六三、二四二
福岡	六、五七六	二、一二一	四九、九四八	五八、六四五
宮城	一五、〇〇四	一一、二三九	三〇、三四五	五六、五八八
福島	二六、〇六八	四、〇八〇	二三、九七八	五三、一二六

〔備考〕—北海道國有林は昭和九年度の數字。

地方別漁業勞働者數 第十三次「農林省統計表」により漁業「被用者」の地方別分布狀態を主要府縣についてみるに左の如し。(昭和十一年末現在)

總數	八九七、四〇一	(一〇〇・〇)	靜岡	三四、四三九	(三・八)
北海道	一五五、一四四	(一七・三)	三重	三三、四一〇	(三・七)
長崎	五〇、九六一	(五・七)	青森	三〇、九五九	(三・四)
千葉	四六、〇五五	(五・一)	高知	三〇、〇三八	(三・三)
岩手	三七、七九一	(四・二)			

〔備考〕—被用者は十五歳以上の者とす。本業及副業を含む總數。

第二節 事業別配置

工業別職工數 前掲「工場統計表」により職工數並に工場數をみるに、職工數では紡織工業首位を占め全體の三九・七%に上り、之に次ぐは機械器具工業の一七・六%、化學工業の一〇・五%、金屬工業の九・五%の順である。工場數では同じく紡織工業の二九・一%首位を占め、之に次ぐは食料品工業の一五・五%、機械器具工業の一三・〇%である。

(昭和十一年末現在)

	職工數	%	工場數	%
紡織工業	一、〇二七、九一七	(三九・七)	二六、三五八	(二九・一)
金屬工業	二四六、八五八	(九・五)	八、二五一	(九・一)
機械器具工業	四五六、九六三	(一七・六)	一一、七六六	(一三・〇)
窯業	一〇一、七〇三	(三・九)	四、二三三	(四・七)
化學工業	二七三、四八七	(一〇・五)	四、九九八	(五・六)
製材及木製品工業	九三、二九三	(三・六)	七、七八八	(八・六)
印刷及製本業	五八、八二九	(二・三)	三、四五〇	(三・八)
食料品工業	一六五、三一〇	(六・四)	一四、〇二一	(一五・五)
ガス及電氣業	八、七二一	(〇・三)	五七〇	(〇・六)
其他の工業	一五九、五九七	(六・二)	九、一七八	(一〇・一)
計	二、五九二、六八七	(一〇〇・〇)	九〇、六〇二	(一〇〇・〇)

〔備考〕—民營工場のみ。工場法適用工場の職工數並に工場數に就いては統計表參照。

更に右によつて昭和六年以降の職工數及工場數の變遷並に各年の總數に對する割合の變遷をみるに左表の如く、職工數工場數ともに逐年增加の傾向にあるが、就中時局産業方面卽ち金屬工業、機械器具工業、化學工業等における職工の增加は頗る顯著で二倍乃至三倍に達し、從つて夫々その總數に對する割合も增加の傾向にある。更にこれらの部門においては職工數のそれよりもより急速であるといふ傾向がみられる。之に反し紡織工業等においては職工數も工場數も絶對數においては幾分の增加を示してはゐるが、總數に對する割合においては却つて減少してゐるのが注目される。

	紡織	金屬機械器具	窯業	化學	製材及木製品	印刷及製本	食料品	ガス及電氣	其他	計
職工 (昭和) 六年	一〇〇 (五四・一)	一〇〇 (五・一)	一〇〇 (九・五)	一〇〇 (三・四)	一〇〇 (三・四)	一〇〇 (三・一)	一〇〇 (八・一)	〇〇 (〇・五)	一〇〇 (五・四)	一〇〇 (〇〇)
八年	一〇一 (四五・二)	一四九 (七・一)	一五七 (一五・五)	一三五 (三・六)	一一七 (三・三)	一〇五 (二・八)	一〇七 (七・一)	一三六 (六・七)	一二四 (〇〇)
十年	一一三 (四二・五)	二五八 (九・二)	二三二 (一五・五)	一六三 (三・九)	一五〇 (三・六)	一一八 (二・六)	一一八 (六・七)	一六〇 (六・一)	一四三 (一〇〇)
十一年	一一四 (三九・七)	二九三 (九・五)	二八九 (一七・六)	一七九 (三・九)	一六五 (三・六)	一一五 (二・三)	一二四 (六・四)	一七七 (六・二)	一五六 (一〇〇)
工場 六年	一〇〇 (三三・五)	〇〇 (六・四)	一〇〇 (九・一)	一〇〇 (四・九)	一〇〇 (八・〇)	一〇〇 (四・六)	一〇〇 (一九・八)	一〇〇 (〇・八)	一〇〇 (八・九)	一〇〇 (一〇〇)
八年	一〇六 (三〇・六)	一三四 (七・七)	一三四 (一一・三)	一〇六 (四・六)	一一五 (八・三)	一〇三 (四・三)	一〇三 (一七・七)	一二三 (〇・九)	一二五 (九・一)	一二三 (一〇〇)

而もこれらの部門にあつては、時局産業に於けるとは異なり工場數の增加の方が職工數のそれよりも稍々大であることが窺はれる。紡績工業は昭和十一年末に於いては職工數並に工場數共夫々約四〇%、約三〇%を占め、未だ依然として首位を保つてゐるが、その相對的地位の低下の事實は蔽ふべくもない。而かも準戰時體制から愈々戰時體制に入つた本年卽ち昭和十二年に於いては、右の趨勢が急速度に强化されてゐるからうことは容易に推測されるところである。この點については第三章第二節失業を參照され度い。

場															
十年	一三三	一七七	一七七	一三三	一四〇	一二四	一〇九	一一〇	一四九	一三七					
	(三〇・〇)	(八・六)	(一二・二)	(四・六)	(五・五)	(三・九)	(一六・一)	(〇・六)	(一〇・〇)	(一〇〇)					
十一年	一三六	二〇〇	二〇一	一三三	一四七	一二七	一二三	一二四	一六〇	一四一					
	(二九・一)	(九・一)	(一三・〇)	(四・七)	(五・五)	(八・六)	(一五・五)	(〇・六)	(一〇・一)	(一〇〇)					

〔備考〕―各年の實數については統計表參照。

なほ第五回「勞働統計實地調査報告」によつて産業（中分類）別勞働者數並に工場數を見るに左の如くである。

（昭和十一年十月十日現在）

	勞働者數			工場數
	總數	男	女	
總數	一、八一〇、四三四	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	七、三六三
窯業、土石加工業	六五、〇九〇	五一、六〇二	一三、四八八	四一九
金屬工業	一八三、三五〇	一六九、四八八	一三、八六二	五六六
機械器具製造業	一六一、三五三	一三八、一一一	二三、二四二	五九一
造船業、運搬用具製造業	二二四、八三八	二〇九、五二一	五、三一七	一七一
精巧工業	二九、四七九	二二、六九四	六、七八五	一一二
化學工業	一一九、二三九	八三、八九六	三五、三三三	五五四
紡織工業	七八八、六四一	一六九、六五五	六一八、九八六	三、一二七
被服、身裝品製造業	三三、九二五	一一、三一四	二二、六一一	一六六
紙工業印刷業	六四、三五二	四七、六三二	一六、七二〇	四二〇
皮革、骨、羽毛品類製造業	三、八〇八	三、〇七〇	七三八	三六
木竹草蔓類に關する製造業	二八、四五八	二二、〇八七	六、三七一	四八九
飲食料品製造業	五八、三一二	二七、三二九	二〇、九七三	三二九

土木建築に關する業	四二、一三〇	四〇、五九九	一、五三一	二四八											
ガス、電氣、水道業	六、三四五	六、〇九八	二四七	四一											
其他の工業	一一、一三四	六、七八九	四、三三五	九四											

〔備考〕―第五回「勞働統計實地調査報告」は原則として勞働者五十人以上を使用する工場、鑛山、及交通事業體（船舶は千噸以上のもの）の凡てを調査客體としてゐる。

鑛種別鑛夫數　前掲「本邦鑛業の趨勢概要」によつて鑛種別鑛夫數をみるに、石炭山最も多く總數の六七%を占め、金屬山の二七%が之に次ぎ、他は極めて僅少である。（昭和十一年六月末日現在）

	鑛夫數	
金屬山	八〇、四四五	(二七・三)
石炭山	一九八、三四六	(六七・二)
石油山	四、四七二	(一・五)
其他の非金屬山	一〇、一六七	(三・五)
計	二九三、四三〇	(一〇〇・〇)

更に右によつて昭和六年以降の鑛夫數の變遷、並に各年の總數に對する割合の變遷をみるに左の如くで、鑛夫總數は四五%の增加を示してゐるが、特にその中でも金屬山の增加著

しく一〇〇%以上に上り、その割合においても逐年增加を示してゐる。本邦鑛業の大宗たる石炭山は約二九%の增加で金屬山に遙かに劣るが漸增の傾向にある。但しその相對數においては、金屬山と異り漸減の傾向がみられる。石油山、其他の非金屬山はその割合から見れば殆んど問題とするに足らないが、其他の非金屬山における鑛夫數の增加率は最も顯著である。

	金屬山	石炭山	石油山	其他の非金屬山	計
昭和六年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	〇〇・〇
	(一九・六)	(七六・三)	(二・一)	(二・三)	(一〇〇・〇)
同八年	一二四・五	九三・〇	九六・四	一二九・一	九九・九
	(二四・四)	(七一・〇)	(二・〇)	(二・六)	(一〇〇・〇)
同十年	一七五・三	一一三・四	九八・五	一三三・〇	一二七・二
	(二七・〇)	(六八・〇)	(一・六)	(三・四)	(一〇〇・〇)
同十一年	二〇三・二	一二八・五	一〇五・一	二四七・五	一四五・一
	(二七・三)	(六七・二)	(一・五)	(三・五)	(一〇〇・〇)

〔備考〕一括弧內は夫々各年の總數に對する鑛種別鑛夫數の割合。各年の實數については統計表參照。

なほ第五回「勞働統計實地調査報告」により產業(小分類)別鑛山勞働者數並に鑛山數をみるに左の如くである。

	勞働者數 總數	勞働者數 男	勞働者數 女	鑛山數
總數	二七四、六九四	二四九、一八二	二五、五一二	五一六
金屬鑛業	六七、九七二	六一、八三一	六、一四一	二一〇
石炭鑛業(亞炭を含む)	一九七、五一〇	一七八、八一六	一八、六九四	二六六
石油鑛業	三、二六五	三、一一七	一四六	一八
其他の鑛業	五、九四八	五、四一八	五三〇	三

	坑內 總數	坑內 男	坑內 女	坑外 總數	坑外 男	坑外 女
總數	一七八、四七一	一七三、八二〇	四、六五一	九六、二二三	七五、三六二	二〇、八六一
金屬鑛業	三三、七二九	三三、七二九	—	三四、二四三	二八、一〇二	六、一四一
石炭鑛業(亞炭を含む)	一四二、八四四	一三八、一九三	四、六五一	五四、六六六	四〇、六二三	一四、〇四三
石油鑛業	—	—	—	三、二六四	四、一一七	一四七
其他の鑛業	一、八九八	一、八九八	—	四、〇五〇	三、五二〇	五三〇

產業別交通勞働者數　第五回「勞働統計實地調査報告」によつて產業(中分類)別交通事業體所屬勞働者數をみるに左の如くである。(昭和十一年十月十日現在)

	勞働者數 總數	勞働者數 男	勞働者數 女	事業體數
總數	四〇五、二九二	三五三、五八五	五一、七〇七	一、四二九
陸上輸送業	二五四、四六五	二三四、三八五	二〇、〇八〇	三九〇
(國有鐵道 一五六、四二七を含む)				

郵便、電信、電話事業	八五、一四六	五五、三六四	二九、七八二
運輸取扱業	三八、二七一	三六、五一三	一、七五八
船舶運輸業	二七、四一〇	二七、三二三	八七
作業種別林業勞働者數	前掲「山林要覽」によつて作業種別林業勞働者數をみるに、造林勞働者最も多く總數の三割六分を占め、土木、運材、製炭、伐木造材が順次之に次ぐ。左表をみよ。（昭和十年度）		
伐木造材	一八一、三二一人	運材	二三〇、五六八人
造林（苗圃を含む）	六三一、三二三	土木	三一五、八〇三
製炭	二一五、三四八	製材	三六、八六〇
其他	一〇二、二六四		
計	一、七一三、三七七		

〔備考〕—各府縣、北海道の合計。北海道國有林のみは昭和九年度の數字。運材中には貯材を含む。

從業別漁業勞働者數 前掲「農林省統計表」によれば次の如くである。（昭和十一年末現在）

本業	被用者 男	被用者 女	被用者 計	業主	副業	被用者 男	被用者 女	被用者 計	業主
漁撈	三六〇、一二三	六九、六四〇	四二九、七六三	二三三、八二八	漁撈	一三七、九三五	五七、二八七	一九五、二二二	二四四、六八九
養殖	一三、二五六	六、〇二七	一八、二八三	七、八七五	養殖	二一、六二〇	二〇、四二八	四二、〇四八	八九、四二一
製造	五三、六五八	五二、〇一八	一〇五、六七六	二四、九二四	製造	三六、九〇八	六九、五〇一	一〇六、四〇九	四〇、二九四
計	四二六、〇三七	一二七、六八五	五五三、七二二	二六五、六二七	計	一九六、四六三	一四七、二一六	三四三、六七九	三七一、四〇四
百分率	七六・九四	二三・〇六	一〇〇・〇〇		百分率	五七・一六	四二・八四	一〇〇・〇〇	

本業、副業合計　八九七、四〇一　六三三、五〇〇　二七四、九〇一　六三七、〇三一

右被用者數を前年度と比較すれば、本業においては「養殖」の男女「被用者」を除く外、各業男女共に稍々增加を示し、副業においては主として「漁撈」における男子「被用者」の減少に基いて總數が稍々減少してゐる。

第三節　規模別配置

規模（使用職工數）別職工數　「工場統計表」により使用職工數による規模別に產業別職工數をみれば左の如く、時局產業部門に於ては一般に「二〇〇人以上使用工場」に於ける職工數が當該產業部門の過半數を占めてゐるが、これに反し不急產業に於ては（紡織工業は例外として）概して「五—三〇人使用工場」の職工數が當該產業部門の過半數を占めてゐる。而して平均に於ては、時局產業並に紡織工業の職工の過半數が「二〇〇人以上使用工場」に集中し、而かもその數が當該規模の工場に於ける職工總數の九割以上を占めてゐることゝて、「二〇〇人以上使用工場」の職工總數は全體の四三%に

上り壓倒的多數を占めてゐる。なほ次の「一〇〇—二〇〇人使用工場」の職工總數は全體の一割にも達せず各規模別職工總數のうちで最も少數である。而してこれは産業別にみても略々同様の結果を示してゐる。（昭和十一年末現在）

	職工數	五—三〇人使用工場	三〇—一〇〇人使用工場	一〇〇—二〇〇人使用工場	二〇〇人以上使用工場
紡織工業	一、〇三七、九一七（一〇〇%）	二一八、六四八（二一・三%）	一九七、六三五（一九・二%）	一〇八、一〇四（一〇・五%）	五〇三、五四〇（四九・〇%）
金屬工業	二四六、八五八（一〇〇）	七三、八七〇（二九・九）	四六、六九二（一八・九）	二〇、四五〇（八・三）	一〇五、八四六（四二・九）
機械器具工業	四五六、九六三（一〇〇）	九八、〇五四（二一・五）	七四、二一五（一六・二）	三四、六七四（七・六）	二五〇、〇二〇（五四・七）
窯業	一〇一、七〇二（一〇〇）	二八、九七六（二八・五）	二七、七五九（二七・三）	一五、八八一（一五・六）	二九、〇八六（二八・六）
化學工業	二七三、四八七（一〇〇）	三八、六五五（一四・一）	四五、七三一（一六・七）	二六、一〇六（九・六）	一六二、九九五（五九・六）
製材及木製品工業	九三、二九三（一〇〇）	五八、七九九（六三・〇）	二五、二六七（二四・九）	六、六〇二（七・一）	四、六二五（五・〇）
印刷及製本業	五八、八三九（一〇〇）	二七、一三六（四六・一）	一五、八九三（二七・〇）	五、〇一六（八・五）	一〇、七九四（一八・四）
食料品工業	一六五、三一〇（一〇〇）	一〇一、〇八五（六一・一）	三三、五五五（二〇・三）	一三、八〇六（七・八）	一七、八六四（一〇・八）
ガス及電氣業	八、七二一（一〇〇）	四、四二四（五〇・七）	二、二〇五（二五・三）	八〇〇（九・二）	一、二九二（一四・八）
其他の工業	一五九、五九七（一〇〇）	七三、二一五（四五・九）	三八、八二三（二四・三）	一五、九七四（一〇・〇）	三一、五八五（一九・八）
計	二、五九二、六八七（一〇〇）	七二二、八六二（二七・九）	五〇五、七六五（一九・五）	二四六、四一三（九・五）	一、二七、六四七（四三・一）

〔備考〕—工場法適用工場に於ける數字に就ては統計表參照。

これを昭和六年に比すれば、紡織工業に於ては百人以上使用工場の職工數が相對的に稍々減少してゐるのに反し百人以下特に「五—三〇人使用工場」の職工數は同じく相對的に稍々顯著に增加してゐる（絶對數に於ては「一〇〇—二〇〇人」使用工場を除き他は多少とも增加してゐるが「五—三〇人」の職工數の增加が最も大である）。これに對して時局産業方面に於ては「二〇〇人以上使用工場」の職工數のみが他の規模に於けるとは異り獨り相對的に可成り顯著なる增加を示してゐる（絶對數に於ては各規模の職工數とも可成りの增加を示してゐるが特に「二〇〇人以上使用工場」の職工數の增加が極めて著しい）。

なほ「工場統計表」によつて使用職工數による規模別に工場數をみれば左の如く各産業とも「五—三〇人使用工場」數が壓倒的に大で、これに「三〇—一〇〇人使用工場」數を加へれば各産業とも總數の九割五分以上に及び前述の規模別職

工數の配置とは著しく異つた様相を呈してゐる。（昭和十一年末現在）

	工場數	五－三〇人使用工場	三〇－一〇〇人使用工場	一〇〇－二〇〇人使用工場	二〇〇人以上使用工場
紡織工業	二六、三五八（一〇〇）	二〇、七六五（七八・八）%	三、九五二（一五・〇）%	七八七（三・〇）%	八五四（三・二）%
金屬工業	八、二五一（一〇〇）	六、九九〇（八四・七）	九八七（一二・〇）	一四八（一・八）	一二六（一・五）
機械器具工業	一一、七六六（一〇〇）	九、七四七（八二・九）	一、五二二（一二・九）	二五〇（二・一）	二四七（二・一）
窯業	四、二二二（一〇〇）	三、四七九（八二・四）	五五八（一三・二）	一一三（二・七）	七二（一・七）
化學工業	四、九九八（一〇〇）	三、七〇四（七四・一）	八九七（一七・九）	一八九（三・八）	二〇八（四・二）
製材及木製品工業	七、七八八（一〇〇）	七、二一七（九二・七）	五〇四（六・五）	五〇（〇・六）	一七（〇・二）
印刷及製本業	三、四五〇（一〇〇）	三、〇四〇（八八・一）	三三六（九・七）	四五（一・三）	二九（〇・九）
食料品工業	一四、〇二一（一〇〇）	一三、〇七七（九三・三）	七六九（五・五）	一一六（〇・八）	五九（〇・四）
ガス及電氣業	五七〇（一〇〇）	五一六（九〇・五）	四三（七・五）	六（一・一）	五（〇・九）
其他の工業	九、一七八（一〇〇）	八、一九一（八九・三）	七九九（八・七）	一三一（一・三）	六七（〇・七）
計	九〇、六〇二（一〇〇）	七六、七二六（八四・七）	一〇、三六七（一一・四）	一、八二五（二・〇）	一、六八四（一・九）

これを昭和六年と比較すれば、この點では紡織工業に於ても時局産業方面に於ても前記昭和六年以降の規模別職工數の推移と略々同様の傾向が窺はれる。

第四節　體性別構成

體性別産業別職工數　「工場統計表」により工場勞働者の體性別産業別數をみれば次の如く、男工は一般に時局産業部門に集中してゐるが、女工は壓倒的に紡織工業に集中してをり、從つてこれ等産業に於ける男工女工の割合も略々同様の結果を示してゐる。而してその割合は平均に於ては男工が過半數を少しく超える狀態にある。（昭和十一年末現在）

	男	男工總數に對する割合	女	女工總數に對する割合	職工百人中女子
	人	%	人	%	人
紡織工業	二〇三、六六九	（一四・〇）	八二四、二四八	（七二・七）	八〇・二
金屬工業	二二七、九二〇	（一五・六）	一八、九三八	（一・七）	七・七
機械器具工業	四一七、五六二	（二八・六）	三九、四〇一	（三・五）	八・六
窯業	八〇、二三二	（五・五）	二一、四七〇	（一・九）	二一・一
化學工業	一七九、一八二	（一二・三）	九四、三〇五	（八・三）	三四・五

製材及木製品工業	八四、一七〇	(五・八)	九、一二三	(〇・八)	九・八					
印刷及製本業	五一、六〇九	(三・五)	七、二三〇	(〇・六)	一二・三					
食料品工業	一三八、七一八	(八・八)	三六、五九二	(三・二)	三二・一					
ガス及電氣	八、六八六	(〇・六)	三五	(一)	〇・四					
其他の工業	七六、六五〇	(五・三)	八二、九四七	(七・三)	五二・〇					
計	一、四五八、三九八	(一〇〇・〇)	一、一三四、二八九	(一〇〇・〇)	四三・七					

〔備考〕―前表參照。

なほ第五回「勞働統計實地調査報告」による産業別體性別職工百人中女工の占める割合

	紡織業	金屬	機械器具	窯業	化學	製材及木製品	印刷及製本	食料品	ガス及電氣	其他	計
男 昭和六年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 八年	一〇七・七	一四八・三	一五五・三	一三三・六	一八七・一	一一六・四	一〇四・五	一〇二・九	一〇一・三	一二四・三	一二五・〇
同 十年	一三三・四	二五八・六	一二七・七	一三五・三	一四七・九	一六一・二	一一七・四	一一〇・六	一〇二・五	一五七・六	一六六・三
同 十一年	一三八・七	二九二・五	二八三・九	一六九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一一三・五	一一二・六	一〇六・七	一七五・〇	一八八・四
女 昭和六年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 八年	九五・五	一五八・五	一八四・八	一四一・二	一三三・七	一二六・五	一〇四・二	一二七・八	九九・九	一二六・六	一〇五・三
同 十年	一〇九・七	二五二・七	二八六・三	二〇一・八	一八五・九	一七六・八	一二一・五	一六四・六	三八・五	一六二・八	一三二・〇
同 十一年	一二一・三	二九八・八	三五〇・四	二三八・六	二一九・六	二〇五・三	一二三・六	一九〇・二	三三・七	一七九・八	一二八・〇
職工百人中女子の占むる割合 昭和六年	八二・四	七・五	七・一	一六・一	三五・一	七・八	一一・五	一四・四	一・三	五一・三	五三・四
同 八年	八一・二	八・〇	八・三	一八・六	三五・一	八・五	一一・五	一七・三	〇・八	五一・七	四八・一
同 十年	八〇・七	七・四	八・八	二〇・五	三四・九	九・二	一一・八	二〇・〇	〇・五	五二・一	四五・七
同 十一年	八〇・二	七・七	八・六	二一・一	三四・五	九・八	一三・三	三三・一	〇・四	五三・〇	四三・七

體性別鑛種別鑛夫數

「本邦鑛業の趨勢概要」により體性別鑛種別鑛夫數をみるに左の如く、男鑛夫女鑛夫とも石炭山に最も多く集中し金屬山これに次ぐ。併し男鑛夫と女鑛夫の割合は工業と異り極めて低く平均約一割にも達しない。（昭

勞働者數に就ては第二節「事業別配置」の項參照。

次に昭和六年以降に於ける男工及び女工の増加率並に職工百人中女工の占める割合を、「工場統計表」によつて産業別にみるに左の如く、時局産業部門に於ける男工及女工の増加が頗る顯著である。特に女工の増加の著しいのが注目されるが、總數に於いてはやはり男工の増加の方が可成り大である。從つて職工百人中女工の占める割合も逐年低下しつゝある。

和十一年六月末現在）

	男 人	男鑛夫總數に對する割合 %	女 人	女鑛夫總數に對する割合 %	鑛夫百人中女子 人
金屬山	七三、八六六	(三七・三)	七、五七九	(三八・一)	九・四
石炭山	一八〇、〇七八	(六七・六)	一八・二六八	(六七・六)	九・二
石油山	四、二七八	(一・六)	一九四	(〇・七)	四・三
其の他の非金屬山	九、二〇八	(三・五)	九六二	(三・六)	九・四
計	二六六、四三〇	(一〇〇・〇)	二七・〇〇三	(一〇〇・〇)	九・二

なほ第五回「勞働統制實地調査報告」による産業別體性別鑛山勞働者數に就ては第二節「事業別配置」の項參照。

體性別産業別交通勞働者數 第二節「事業別配置」の項參照。

	職工總數 人		男 人		女 人		職工百人中女子 人
十六歳未滿	二五八、一〇九	(一〇・〇%)	四九、六五八	(三・四%)	二〇八、四五一	(一八・四%)	八〇・七
十六歳以上五十歳未滿	二、二八九、三七〇	(八八・三)	一、三七四、一七〇	(九四・二)	九一五、二〇〇	(八〇・七)	三九・九
五十歳以上	四五、二〇八	(一・九)	三四、五七〇	(二・四)	一〇、六三八	(〇・九)	二三・五
計	二、五九二、六八七	(一〇〇・〇)	一、四五八、三九八	(一〇〇・〇)	一、一三四、二八九	(一〇〇・〇)	四三・七

年齢別産業別職工數 上掲「工場統計表」により年齢別職工數を各産業別にみれば次の如くであつて、云ふまでもなく「十六歳以上五十歳未滿」の生産年齢階級の職工數がいづれも當該各産業別職工總數の九割以上を占めてゐる。但し紡織工業のみは稍々例外をなし約八割であるが、こゝに於ては「十六歳未滿」の職工の割合が他に比して極めて大であるのが注目される。（昭和十一年末現在）

	十六歳未滿	十六歳以上五十歳未滿	五十歳以上
紡織工業	一八三、一七七 (一七・八%)	八三五、八三〇 (八一・三%)	八、九一〇 (〇・九%)
金屬工業	七、六五一 (三・一)	二三三、五五二 (九四・六)	五、六五五 (二・三)
機械器具工業	三三、三四四 (五・一)	四二四、七九八 (九三・〇)	八、八二一 (一・九)
窯業	四、二九一 (四・二)	九三、二九六 (九一・七)	四、一一五 (四・一)

化學工業	一八、五一八	(六・八)	二四九、七四三	(九一・三)	五、二二六 (一・九)
製材及木製品工業	二、六一一	(二・八)	八七、三六五	(九三・六)	三、三一七 (三・六)
印刷及製本業	二、八二九	(四・八)	五四、七〇六	(九三・〇)	一、三〇四 (二・二)
食料品工業	三、六二二	(二・二)	一五七、五七一	(九五・三)	四、一一七 (二・五)
ガス及電氣業	一七	(〇・二)	八、三一七	(九五・四)	三八七 (四・四)
其他の工業	一三、〇四九	(七・六)	一四四、一九二	(九〇・三)	三、三五六 (二・一)
計	二五八、一〇九	(一〇・〇)	二、二八九、三七〇	(八八・三)	四五、二〇八 (一・七)

〔備考〕—括弧内は各産業別職工百人に對する割合。

職工總數		紡織	金屬	機械器具	窯業	化學	製材木製品	印刷製本	食料品	ガス電氣	其他	計
		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇七
十六歳未滿	昭和六年	一七・五	一・八	二・五	二・八	三・四	二・六	四・八	一・五	〇・二	七・三	一〇・九
	同八年	一六・五	二・二	三・八	三・六	四・四	二・八	四・四	一・七	〇・一	六・四	九・八
	同十年	一八・〇	二・八	四・九	四・一	五・八	二・九	四・七	二・二	〇・二	七・一	一〇・二
	同十一年	一七・八	三・一	五・一	四・二	六・八	二・八	四・八	二・二	〇・二	七・六	一〇・〇
十六歳以上五十歳未滿	昭和六年	八一・五	九五・四	九四・七	九二・三	九三・四	九三・七	九二・八	九五・三	九六・二	九〇・二	八七・一
	同八年	八二・六	九五・三	九三・九	九一・八	九三・〇	九三・五	九三・四	九三・五	九六・二	九一・五	八八・四
	同十年	八一・一	九四・七	九三・一	九一・六	九二・〇	九三・五	九三・三	九五・三	九五・七	九〇・六	八八・〇
	同十一年	八一・三	九四・六	九三・〇	九一・七	九一・三	九三・六	九三・〇	九五・三	九五・四	九〇・三	八八・三
五十歳以上	昭和六年	一・〇	二・八	二・八	四・九	三・二	三・七	二・四	三・二	三・七	二・五	二・〇
	同八年	〇・九	二・五	二・三	四・六	二・六	三・七	二・二	二・八	三・七	二・一	一・八
	同十年	〇・九	二・五	二・〇	四・三	二・三	三・六	二・〇	二・五	四・一	二・三	一・八
	同十一年	〇・九	二・三	一・九	四・一	一・九	三・六	二・二	二・五	四・四	二・一	一・七

年齢別産業別體性別職工數　上掲「工場統計表」により産業別によつて體性別年齢別職工數をみるに次の如くである。

更に同じく「工場統計表」によつて昭和六年以降の變遷をみるに、「十六歳未滿」の幼少年工の割合が時局産業方面に於いて漸增してゐるのが目立つ。これに對して「五十歳以上」の老年工の割合はこれ等産業に於いてのみならず一般に漸減の傾向にある。更に「十六歳以上五十歳未滿」の生産年齢階級の職工の割合も時局産業に於いては漸減の傾向がみられる。

（昭和十一年末現在）

		男	女	計
紡織工業	十六歳未滿五十歳以上	一一、三五五	一七一、八二二	一八三、一七七
	十六歳—五十歳未滿	一八八、八九六	六四六、九三四	八三五、八三〇
	五十歳以上	三、四一八	五、四九二	八、九一〇
金屬工業	十六歳未滿五十歳以上	六、〇三九	一、六一二	七、六五一
	十六歳—五十歳未滿	二二六、五五〇	一七、〇〇二	二三三、五五二
	五十歳以上	五、三三一	三二四	五、六五五
機械器具工業	十六歳未滿五十歳以上	一八、一〇八	五、二三六	二三、三四四
	十六歳—五十歳未滿	三九〇、八九七	三三、九〇一	四二四、七九八
	五十歳以上	八、五五七	二六四	八、八二一
窯業	十六歳未滿五十歳以上	二、五三九	一、七五二	四、二九一
	十六歳—五十歳未滿	七四、三二八	一八、九六八	九三、二九六
	五十歳以上	三、三六五	七五〇	四、一一五
化學工業	十六歳未滿五十歳以上	二、四三一	一六、〇八七	一八、五一八
	十六歳—五十歳未滿	一七二、七五九	七六、九八四	二四九、七四三
	五十歳以上	三、九九二	一、二三四	五、二二六
製材及木製品工業	十六歳未滿五十歳以上	二、〇八〇	五三一	二、六一一
	十六歳—五十歳未滿	七八、九九五	八、三七〇	八七、三六五
	五十歳以上	三、〇九五	二二二	三、三一七
印刷及製本業	十六歳未滿五十歳以上	二、一三二	六九七	二、八二九
	十六歳—五十歳未滿	四八、二六四	六、四四二	五四、七〇六
	五十歳以上	一、二一三	九一	一、三〇四
食料品業	十六歳未滿五十歳以上	一、五六二	二、〇六〇	三、六二二
	十六歳—五十歳未滿	一三三、八四八	三三、七二三	一五七、五七一
	五十歳以上	三、三〇八	八〇九	四、一一七
ガス及電氣業	十六歳未滿五十歳以上	一七		一七
	十六歳—五十歳未滿	八、二八二	三五	八、三一七
	五十歳以上	三八七		三八七
其他の工業	十六歳未滿五十歳以上	三、三九五	八、六五四	一二、〇四九
	十六歳—五十歳未滿	七二、三五一	七二、八四一	一四四、一九二
	五十歳以上	一、九〇四	一、四五二	三、三五六

計　一、四五八、三九八　一、一三四、二八九　二、五九二、六八七

年齢別體性別鑛夫數「本邦鑛業の趨勢概要」により鑛夫總數を體性別及び年齢別にみるに左の如く、前記年齢別體性別職工數と略々同様の様相を呈してゐるが、鑛夫にあつては男女ともに十六歳未滿は少く（特に女子鑛夫の割合は極めて低い）これに反し五十歳以上が少しく多い。（昭和十一年六月末現在）

	總數 人	%	男 人	%	女 人	鑛夫百人中女子 人
十六歳未滿	二、八〇七	（一・〇）	二、二四八	（〇・八）	五五九	（二・一）一九・九
十六歳以上五十歳未滿	二八〇、九一九	（九五・七）	二五五、四二七	（九五・九）	二五、四九二	（九四・四）九・一
五十歳以上	九、七〇七	（三・三）	八、七五五	（三・三）	九五二	（三・五）九・八
計	二九三、四三三	（一〇〇・〇）	二六六、四三〇	（一〇〇・〇）	二七、〇〇三	（一〇〇・〇）九・二

年齢別鑛種別體性別鑛夫數　上掲「本邦鑛業の趨勢概要」によつて鑛種別に年齢別體性別鑛夫數をみるに左の如くである。（昭和十一年六月末現在）

		十六歳未滿 男	十六歳未滿 女	十六—五十歳 男	十六—五十歳 女	五十歳以上 男	五十歳以上 女
金屬山	坑內	六〇		四二、四六八	二〇	一、一八一	二
	坑外	六四二		一九、三三二	六、四九三	九一九	二四一
	製錬	一九七	一	七、七三六	五八一	三四一	二六
	計	八九九	二〇九	六五、五二六	七、〇九四	二、四四一	二六九
石炭山	坑內	六三	二四	一三七、六七八	四、六七六	三、八七六	一四一
	坑外	一、一八一	二九六	三五、三五三	一二、六二六	一、九二七	五〇五
	計	一、二四四	三二〇	一七三、〇三一	一七、三〇二	五、八〇三	一四六

石油山	坑外	二五	三、二三四	一〇七	二〇三	二一	三一、五一六	二・二
	製錬	三三	七四五	六四	四九	二	一九、八九九	一・四
	計	四七	三、九七九	一七一	二五二	三	五一、七一四	三・六
其の他の非金屬山	坑内	—	三、四四七	—	九五	—	三、七九一	〇・二
	坑外	三三	三、八七八	七〇五	一一七	一四	六九四	—
	製錬	二五	一、五六六	二二〇	四七	—		
	計	五八	八、八九一	九二五	二五九	一四		
合計	坑内	一三三	一八三、五九三	四、六九六	五、一五二	一四三		
	坑外	一、八八一	六一、七八七	一九、九三一	三、一六六	七八一		
	製錬	二四四	一〇、〇四七	八六五	四三七	二八		
	計	二、四八	二五五、四二七	二五、四九二	八、七五五	九五二		

第六節　教育程度別構成

教育程度別體性別工場勞働者數　第四回「勞働統計實地調査報告」によつて工場勞働者の教育程度を體性別に見れば次の如し。（昭和八年十月十日現在）

	男	女	計	%
總數	七二八、三八五	七〇九、九九七	一、四二八、三八二	一〇〇・〇
不就學	一九、七八七	一八、三六八	三八、一四五	二・六
尋常小學中途退學程度	二八、六六八	二四、九二二	五三、五九〇	三・七
尋常小學卒業程度	二七七、〇三二	四九五、八〇八	七七二、八四〇	五四・一
高等小學中途退學程度	三〇、二三〇	四二、三六二	七三、五九二	五・一
高等小學卒業程度	二七四、九七一	一〇四、三四三	三七九、三一四	二・六
實業補習學校中途退學程度	一、五六二	一、七一五	三、二七七	〇・二
實業補習學校卒業程度	二〇、三二八	一二、一八八	三二、五一六	二・二
中等學校中途退學程度	一六、六三一	三、二六八	一九、八九九	一・四
中途學校卒業程度	四四、八三一	六、八三一	五一、七一四	三・六
專門學校以上の教育程度	三、七五五	三六	三、七九一	〇・二
不詳	五九〇	一〇四	六九四	—

これを第一回以來の調査と比較してその割合を示せば次の如くであつて、教育程度の低い者の割合は漸次減少し、高い者の割合は漸增の傾向を辿つてゐる。

	昭和八年	昭和五年	昭和二年	大正十三年
總數	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇〇%
不就學の者	二・七	三・五	四・六	五・九
尋常小學中途退學程度の者	三・八	六・〇	一〇・二	一五・〇
尋常小學卒業程度の者	五四・一	五七・八	五八・二	五五・五
高等小學修學程度以上の者	三九・四	三二・九	二七・〇	二三・六

教育程度別產業別工場勞働者數　次に同じく右「報告」により各產業別に教育程度を見るに、何れの產業でも義務教育修了程度以上の者其の過半を占めてゐるが、其の割合の最も大きいのは精巧工業及造船業・運搬用具製造業の各九七%であつて、機械器具製造業は九六%、被服・身裝品製造業及紡織工

業は各九五%、紙工業・印刷業は九四%、金屬工業及化學工業は各九二%、ガス・電氣・水道業及飲食料品製造業は各九一%に該り、又皮革・骨・羽毛品類製造業は八五%、木竹草蔓類に關する製造業は八四%、窯業・土石加工業は八二%を示し、最低は土木建築に關する業の七五%である。更に義務教育修了程度以上の者の中高等小學校修學程度以上の者の割合大なるは造船業・運搬用具製造業の六三%、機械器具製造業の五八%、精巧工業の五六%、金屬工業の五三%、ガス・電氣・水道業の五一%であり、尋常小學校程度の者の割合の大きいのは紡織工業の六六%、皮革・骨・羽毛品類製造業の五四%、飲食料品製造業及被服・身裝品製造業の各五一%である。

教育程度別體性別鑛山勞働者數　右第四回「勞働統計實地調査報告」によつて鑛山勞働者の體性別教育程度をみるに次の如し。（昭和八年十月十日現在）

	男	女	計	
總數	一七四、一二一	一九、三七三	一九三、四九四	一〇〇・〇%
不就學	一三、二四六	四、五五二	一七、七九八	九・二
尋常小學中途退學程度	二三、八九八	五、〇八四	二八、九八二	一四・九
尋常小學卒業程度	八〇、〇一四	七、七七〇	八七、七八四	四五・三
高等小學中途退學程度	九、二四七	五〇三	九、七五〇	五・〇
高等小學卒業程度	四三、七九八	一、二九一	四五、〇八九	二三・三
實業補習學校中途退學程度	二四〇	二三	二六三	〇・一
實業補習學校卒業程度	九七七	七四	一、〇五一	〇・五
中等學校中途退學程度	一、二一七	二八	一、二四五	〇・六
中等學校卒業程度	一、三三八	四七	一、三七五	〇・七
專門學校以上の教育程度	七一	—	七一	—
不詳	八五	一	八六	—

これを前三回の調査と比較して、その割合のみを示せば次の如くであり、明らかに教育程度の向上を物語つてゐるが、未だ工場勞働者には及ばないことが分る。

	昭和八年	昭和五年	昭和二年	大正十三年
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
不就學の者	九・二	一三・八	一八・六	二〇・一
尋常小學中途退學程度の者	一五・〇	一八・三	二一・七	二七・四
尋常小學卒業程度の者	四五・四	四二・三	三八・〇	三三・六
高等小學修學程度以上の者	三〇・四	二五・六	二一・七	一八・九

教育程度別産業別鑛山勞働者數　各産業共義務教育修了程度以上の者が其の過半を占めてゐる。即ち石油鑛業は九一%金屬鑛業は八二%、石炭鑛業は七九%であつて、其の中高等

小學校修學程度以上の者は石油鑛業では三八%、金屬鑛業では三四%、石炭鑛業では三〇%、其他の鑛業では二六%である。

第三章　勞働異動及失業

第一節　勞働異動

工場勞働者異動狀況　厚生省調により昭和十二年中に於ける工場勞働者の異動狀況を見るに、解雇及雇入は夫々八八二、三五三、一、〇三九、五七一で差引雇入超過一五七、二一八を示してゐる。これを前年に比すれば解雇に於て一五〇、三九三、雇入に於て一四七、七六二の各增加で移動率は高くなつてゐる。最近數ケ年間に於ける異動狀況をみるに、昭和六年を除き他はいづれも雇入超過であつて、その超過率は昨年度は幾分持直したが（二一・八%）本年は一七・八%で再び幾分の減少をみせてゐる（詳細の數字は統計表參照）。

なほ厚生省調には業種別勞働異動を缺くが、警視廳の最も最近の報告（昭和十一年「工場監督年報」による）によつて昭和十一年の解雇雇入狀況に就てみるに次の如くである。―「昭和十一年に於ける管下工業界の趨勢は前年來引續き全面的に好況の軌道を辿り、就中機械器具工場を主とする軍需品關係工場に於ては依然事業の擴張或は工場の新設經營者の增加に伴ふ職工の雇入增加は著しきものあり、從て前年に引續き所謂臨時工又は人夫名義の下に於ける職工の雇入使用依然增加の傾向に在り、一般中小工場に於ける職工雇入れも概して活況を呈し居れるが之亦採用形態に於て前者と同樣の過程に在る向尠からざるの實情に在り。……

「職工自己都合其他に依る解雇は雇傭主の都合に依る解雇の約十倍に上り就中機械器具工場に於て解雇最も多く、茲にも軍需關係工業の活況の波に乘りて所謂臨時工其の他期間付職工の大量雇入れに伴ふ解雇又は職工各自の意思に基く解雇等移動率の高きものあるを見受けらるゝの實情にある」と。果して然らば昭和十二年には右の狀況は一層强化されてゐるものと推測されるのである。

鑛山勞働者異動狀況　厚生省調により昭和十二年中に於ける鑛山勞働者の解雇及雇入の狀況をみるに、四〇、五三九の雇入超過を示してゐる。最近數ケ年間に於ける異動狀況をみるに、昭和六年及び七年を除き他は何れも雇入超過であり、その超過率は昨年度は稍々減少したが（一三・八%）本年度は著しく增加し一六・九%に上つてゐる。なほこれを工場勞働者の超過率に比すれば從來はいづれも可成り低位にあつたが本年は著しく接近してゐるのが注目される。（詳細の數字は統計表參照）。

尙女子鑛夫の移動については厚生省勞働局「昭和十二年中に於ける鑛夫五十人以上使用鑛山の坑內女子鑛夫移動調」（「勞働時報」、昭和十三年四月號）が存する。これによつて女子

鑛夫の本年中並に昭和六年以降の移動狀況をみるに左の如く本年も引續き解雇超過であるが、その超過率は漸減の傾向にあり、その絶對數も本年は僅か二二三人に過ぎない。而かも本年六月以降に於いては僅少ではあるが雇入超過の傾向さへ窺はれる。

	使用鑛夫五十人以上にして女子を使用する鑛山數	前期末現在	雇入	解雇	當期末現在	前期末との比較（△は減）
昭和六年	一六〇	一六、五三三	五、二〇四	一三、三九一	八、一四七	△八、三八五
同　八年	一三八	六、〇七一	六、〇二三	六、七二七	五、三〇六	△　七六五
同　十年	九六	五、三〇四	四、八七一	五、四七九	四、七七五	△　五二九
同十二年	—	—	三、四一七	三、七五七	—	△　二二三
一月	七八	四、一四一	二六三	三一七	四、一〇六	△　三五
二月	七七	四、一〇六	二一九	二四〇	四、〇八五	△　二一
三月	七七	四、〇八五	二五四	三五〇	三、九八九	△　九六
四月	七八	三、九八九	二五三	三五六	三、八九〇	△　九九
五月	七八	三、八九〇	二九七	三二九	三、八五八	△　三二
六月	七七	三、八五八	三〇七	四四六	三、七一九	△　一三九
七月	七五	三、七一〇	二七五	二五二	三、七三三	二三
八月	七五	三、七三三	二九六	二六六	三、七六三	三〇
九月	七七	三、七六三	三五三	二六八	三、八四八	八五
十月	七七	三、八四八	三一一	三一九	三、八三四	△　一四
十一月	七七	三、八三六	三二六	二九五	三、八六七	三一
十二月	七六	三、八六六	二六三	二一九	三、九一〇	四四

〔備考〕—一、坑内より坑外に轉勤せるものは解雇、坑外より坑内に轉勤せるものは雇入として計上せり。

一、「前期末現在」欄と其の前期の「當期末現在」欄と符合せざるものあるは事業の休廢縮少等に依り本調査の對象たる鑛山の範圍に入り又は入らざるに至りたるものあるに因る。

勞働者募集　勞働者異動の一側面として昭和十一年中における勞働者募集の狀況を厚生省勞働局調「昭和十一年中工場鑛山等に於ける勞働者募集概況」（「勞働時報」第十五卷第五號）によつてみるに左の如くである。

（一）業種別應募者　昭和十一年中募集從事者が募集した勞働者總數は三〇九、五三四人（內女子二五七七、九七八人）で前年に比し三二、一九五人の增加である。これら應募者は例年の通りその大部分は紡織工場に就業せるものであるが、その詳細は次の如くである。（勞働者募集從事者並に勞働者募集取締令違反については第三部參照）

工場	昭和十一年 男	昭和十一年 女	昭和十一年 計	昭和十年計	同上百分率 昭和十一年	同上百分率 昭和十年
製絲業	九、一五四	一三九、四六九	一四八、一六九	四四・七八	五三・四三	
紡織業	五、〇〇八	八八、五〇九	九三、五一七	八二、六一三	三〇・二一	二九・七九
織物業	二、七六六	一九、五五八	二二、三二四	二五、三三八	七・二一	九・一三
其他の染織工場	一、一八四	三、〇九三	四、二七七	一、五四八	一・三八	〇・五六

染織工場以外の工場	一三、一〇八	一四、五九五	二七、七〇三	一一、六九九	八・九六	四・二三
小計	三一、二三〇	二五五、二二四	二八六、四四四	二六九、三五七	九二・五四	九七・一二
鑛業及砂鑛業						
金屬山	—	—	—	—	—	—
石炭山	一六、五五六	一	一六、五六七	四、一九二	五・三五	一・五一
石油山	—	—	—	—	—	—
其他の非金屬山	四六二	一五二	六一四	五一六	〇・二〇	〇・一九
砂鑛業	—	—	—	—	—	—
小計	一七、〇一八	一六三	一七、一八一	四、七〇八	五・五五	一・七〇
土木建築業	二、〇六五	三〇	二、〇九五	二、五九五	〇・六八	〇・九四
其他の事業	一、四三四	二、三八〇	三、三八〇	六七九	一・二三	〇・二四
總計	五一、七三七	二五七、七九七	三〇九、五三四	二七七、三三九	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(二)應募地別及就業地別異動　鑛業及砂鑛業を除く應募者數二九二、三五三人（内女子二五、七、六三四人）中應募地道府縣内において就業せる者は一四四、一八一人で總數の四九・三二%に當り、他府縣に出稼せる者は一四八、一七二人で五〇・六八%である。この中一萬人以上の應募者を出してゐる縣は次の七縣で、その勞働者數及總數との比を示せば次の通りである。

	人	%		人	%
長野	五五、六七三	一九・〇四	岐阜	一四、三三五	四・九〇
新潟	二一、二〇〇	七・二五	群馬	一二、一一三	四・一四
鹿兒島	一六、二〇二	五・五四	靜岡	一一、八六九	四・〇五
山梨	一五、一六二	五・一八			

次に應募者一萬人以上を收容せる府縣は次の十縣で、その數及總數との比を示せば次の如くである。

	人	%		人	%
長野	四〇、九七六	一四・〇一	兵庫	一三、八四八	四・三九
愛知	三〇、七〇六	一〇・五〇	岐阜	一三、六四八	四・三
大阪	一八、九四九	六・四八	靜岡	一三、四一七	四・二四
群馬	一六、四三三	五・六一	岡山	一二、九一三	四・〇七
埼玉	一三、八六六	四・七四	三重	一二、九一三	四・〇七

鑛業及砂鑛業における應募者總數は前述の如く一七、一八一人であるが、これを募集地別にみれば福岡の三、五三六人を筆頭に次の樣な順序である。長野（二、三七四人）、佐賀（一、七〇二人）、宮崎（一、五〇四人）、熊本（一、四九八人）、廣島（一、四二二人）、鹿兒島（一、二七九人）、其の他の府縣は何れも一、〇〇〇人未滿である。尙就業別にこれをみれば、福岡鑛山監督局管内一六、三四七人（内女子一五九人）、札幌鑛山監督局管内五六七人、仙臺鑛山監督局管内二六七人（内女子四人）である。

第二節　失業

工場勞働者失業狀態　戰時體制下の昭和十二年における失業の狀況は表面上は少くとも一般的に云つて前年度よりも更に一段の改善をみたものゝ如くである。これは云ふまでもなく時局産業躍進の反映である。いま失業狀態を日銀「勞働統計」により勞働人員指數について就業者の側面からみるに次の如く、前年度平均一〇五・五から本年は一一七・三に上昇し

基準年たる大正十五年を前年度に引續き更に益々超過せんとしてゐる。尤も右日銀調は使用職工大體四、五十人以上の工場に關する調査であるが、使用職工五人以上の工場をその調査對象とする「工場統計表」（但し、昭和十一年度までしか發表されてゐない）によるも同じ傾向が窺はれる。本篇第二章第二節「事業別配置」をみよ。しかも右日銀調によれば就業者は月を追ふて增加さへしてゐる。特に四月を境として、飛躍的に增加してゐるが、これは軍需生產力の擴充を目標とした十二年度豫算の撒布開始の時期を反映してゐるものであらう。かくの如き就業者の增大はその反面に於いて失業者の減退を意味するものに外ならない。

	總指數	男	女
昭和六年	七四・四	八一・〇	六八・〇
同八年	八一・九	八七・〇	七六・八
同十年	九九・九	一〇八・六	九一・四
同十一年	一〇五・五	一一七・八	九三・四
同十二年	一一七・三	一二四・六	一〇〇・六
同一月	一〇九・〇	一二四・二	九四・〇
同二月	一一〇・〇	一二五・四	九四・八
同三月	一一一・八	一二七・五	九六・五
同四月	一一六・四	一三〇・四	一〇二・六
同五月	一一七・一	一三一・五	一〇三・一
同六月	一一七・六	一三二・七	一〇二・七
同七月	一一七・八	一三三・五	一〇二・三
同八月	一一八・六	一三五・八	一〇一・八
同九月	一二〇・八	一三九・二	一〇二・七
同十月	一二二・二	一四一・九	一〇二・八
同十一月	一二二・三	一四四・一	一〇二・七
同十二月	一二三・二	一四五・二	一〇一・四

〔備考〕―民營工場（內地に於ける）大體職工四、五十人以上、但し製絲工場は三百人以上のもの、これは前記規模の全國工場における職工總數の約九〇％（昭和九年末現在）を占める。勞働人員は各工場の月末勞働者數の合計、その指數は連鎖法により作成。大正十五年中平均基準。但し製絲業に限り指數の基準は大正十五年三月乃至十一月の九ケ月分平均にして、斯業に關する計數は總指數の計算より除外す。

なほ本年度の失業に關して右の外に更に注目すべきは、次にみる如き時局產業部門の工場勞働者の激增に伴つて時局產業向熟練工が本年六月頃から失業群より姿を消し、支那事變の進展と共に不足を告げ各軍需品製造業者間に猛烈な熟練工爭奪戰が起つたことである。それほど熟練工の不足は甚しかつたので八月始め內務省は軍需品工場の生產力低下を防止するため「軍需勞務要員充足に關する取扱要領」の通牒によつて事態に干涉せざるを得なかつた。いまこれを數字によつて示せば全國の熟練工求人數は一ケ月平均機械器具工業八千二百、船舶車輛工業千六百、金屬工業七千七百である（內務省

職業課の本年秋の調査による)。而かも今後この數字は加速度的に増大するものと豫想されてゐるのである。

更に右の如き軍需労働力の尨大なる需要が齎らした熟練工の相對的不足の反面に於いて、戰時體制の進行に伴ひ不急産業失業者の發生が漸次日程に上らんとしつゝあるが、これも亦極めて注目に値する。けだし彼等はいはゞ慢性的失業者と共にその性質上軍需労働力に轉換することが困難であるからである。

工場労働者重要事業別就業狀態　工場労働者の就業狀態はこれを一般的にみれば可成り急激に好轉しつゝあること右の如くであるが、それが時局の反映であるといふ意味において各事業別には著しく凹凸のあることが豫想せられる。いま前掲日銀調によれば、就業率は依然として機械製造業の二八〇・八を最高として器具製造業、船舶製造業、金屬品製造業、製藥業、護謨製品業等の時局産業部門を中心としてゐるのであつて、紡織業方面は必ずしも良好ではない。殊に製絲業は前年に比し却つて低下してをり、労働人員指數も最も低い。一般に基準年よりの上昇の程度の高い部門が、又前年度に比較して一段と大幅の増大をなしてゐるといつた傾向がみられるやうである。してみると就業人員は製絲業を除き各部門について夫々増加してゐるとはいふものゝ、その所謂跛行狀態は却つて増大しつゝあると見られるのであるが、この跛行性は主として時局産業のうち特に重工業部門の就業人員増加率の増大によつて一段と強化されつゝある。左表をみよ。

	昭和六年	昭和八年	昭和十年	昭和十二年 同一月	同六月	同十二月
製絲業	七〇・八	六一・八	六〇・三	五四・五	四六・八	五六・三	四六・〇
紡績業	六二・四	六四・五	七四・一	七七・八	七二・七	八〇・二	七六・四
織物業	六五・二	七二・〇	七九・五	八二・八	七九・二	八四・九	八一・六
染色整理業	八一・六	八一・二	一一五・八	一二五・五	一二四・四	一二六・二	一二四・八
組物編物業	七四・一	八一・二	九三・六	一〇八・二	一〇五・二	一一〇・一	一〇八・〇
機械製造業	九六・五	一三三・六	一九七・六	二八〇・八	二四〇・一	二六九・一	三三九・九
船舶製造業	七八・一	八〇・五	一一七・五	一八七・七	一六六・四	一八四・二	二一〇・〇
車輛製造業	八五・八	八五・二	一一九・四	一三四・八	一二九・一	一三五・三	一三九・六
器具製造業	三四・八	一〇七・四	一五〇・七	二〇七・九	一八二・〇	二〇六・〇	二三二・〇
金屬製造業	九〇・三	一〇〇・五	一三三・〇	一六八・六	一五四・一	一六五・三	一八四・六
窯業	六九・九	七二・四	八五・九	九八・五	九三・九	九九・一	一〇一・五
製紙業	七六・二	七五・〇	八四・五	九四・八	九一・二	九五・六	九六・三
製藥業	九一・五	一〇五・五	一三四・五	一六三・七	一五三・一	一六二・一	一七三・七
護謨製品業	一三二・〇	一四六・一七	一四七・七	一五六・九	一五二・五	一五六・八	一五五・八
人造肥料業	七七・六	七六・二	九六・九	一三五・〇	一二一・七	一三四・六	一四五・七
飲食物工業	七九・八	八一・五	九〇・一	九七・三	九四・四	九五・四	一〇三・三
印刷製本業	九四・三	九三・三	九七・六	一〇二・〇	一〇〇・二	一〇二・二	一〇一・五
製材家具工業	七五・七	七四・六	七九・八	八二・四	八一・七	八三・二	八二・二

〔備考〕―前表參照。

鑛山勞働者失業狀態　鑛山においても失業狀態の改善は最近數年來の一般的傾向であるものゝ如くである。いま前掲日銀調勞働人員指數についてみるに、昭和十二年度の總指數は未だ基準年に及ばないが依然として上昇傾向にあり、その速度も月を追ふて確實な歩調を辿りつゝある。これを體性別にみれば女子鑛夫の增加率が極めて緩慢なるに比し男子鑛夫のそれが激增してゐるのが目立つ。更にこれを鑛種別にみれば金屬鑛業のみ著しく增加し、既に基準年を超えて上昇してゐる。但し增加率からみれば本年は特に石炭鑛業のそれが大となつてゐるのが注目される。だがその勞働人員指數は未だ遙かに基準年に及ばない。次に石油鑛業は勞働人員指數においても基準年の約半ばにとゞまり、その增加率も極めて僅かである。

鑛山勞働者の就務人員指數は右の如くであり、この限りに於いてその失業狀態の改善が推論されるものゝ如くであるが、支那事變後內務省が十月に鑛夫勞役扶助規則に規定せる鑛夫の就業時間制限の緩和を許可する通牒、「事變の際に於ける鑛夫勞役扶助規則の取扱に關する件」を發したこと、及び同じく十月と十二月に石炭勞働者充足に關する通牒を發したことに徵すれば、鑛山勞働者就中石炭勞働者に於いては事變以來失業は愚か却つて所要勞力の甚しい不足があつたことを想像し得るのである。

	總指數	男	女
昭和六年	六五・七	七五・〇	三三・一
同　八年	五九・四	七〇・三	二一・一
同　十年	六六・九	七九・七	二一・七
同　十一年	七二・〇	八六・一	二一・八
同　十二年	八〇・六	九六・七	二三・七
同　一月	七六・九	九二・二	二三・八
同　六月	七八・九	九四・六	二三・五
同　十二月	八七・五	一〇五・三	二四・八

〔備考〕―石炭鑛は鑛夫三百人以上、石油及び金屬鑛は百人以上について作成。これら鑛山の鑛夫數は上記規模の全鑛山における鑛夫總數の約八〇％（昭和九年六月末現在）を占める。其他の點については前掲工場勞働者失業狀態の「備考」參照。

	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業
昭和六年	八七・三	六二・一	五六・三
同　八年	九〇・六	五三・九	五三・三
同　十年	一〇七・五	六〇・二	四九・九
同　十一年	一一六・九	六五・一	五一・一
同　十二年	一三七・五	七三・七	五一・九

〔備考〕―同右參照。

右は日銀調であるが、「本邦鑛業の趨勢概要」（昭和十一年六月末日現在までの計數）による結果については、第二章第二節「事業別配置」を參照。

なほ工場、鑛山、交通・運輸・通信勞働者に該當すると考へられる厚生省調失業狀況（推定）の「其の他の勞働者」の失業率は昭和十二年十二月は一・九〇％（失業者數は八一、六五〇）で十一年同月の二・二一％に比し可成りの減少（二一・一％）を示してゐる。兎も角此等勞働者の失業狀態は戰時體制下に於ける時局産業の躍進に伴つて表面上更に一段と緩和の傾向にあると見られるのである。（詳細は統計表參照）

日傭勞働者失業狀態　日傭勞働者はその性質上既に失業者の一形態であると考へられるのであるが、我國に於ける統計は之をかゝるものとしては取扱つてゐない。だがこゝではこの問題は措いて問はず、日傭勞働者の所謂失業狀態に就いてみるに、厚生省調によれば本年は昨年に比し失業率は可成り減少（一七・三％）を示してゐる。即ち本年十二月の六・九七％（失業者數は一二九、八九八）に對し昨年同月は八・四三％を示してゐるのである。但しその失業率の減少割合は前掲の「其の他の勞働者」に及ばない。なほこゝに日傭勞働者とは如何なるものを指かす詳かでない。（詳細は統計表參照）

俸給生活者失業狀態　俸給生活者の失業狀態に關し、前掲厚生省調によれば、本年十二月の失業率は三・一七％（失業者數は五八、八七〇）で昨年同月の三・五八％に比し一一・五％の減少を示してゐる。併しその割合は日傭勞働者に比し依然低位にある。なほこゝに俸給生活者と云ふもその內容は同じく不明である。（詳細は統計表參照）

次に局部的ではあるが俸給生活者の失業狀況を側面より語るものとして各種學校卒業生の就職狀況をみるに次の如くであつて、各種學校卒業生總數に對する就職決定者數（自營も含む）の割合は昭和六年以降八年迄は停滯の傾向にあつたが八年以降は逐年上昇に轉じ本年は昨年に引續き特に顯著な上昇を示してゐる。次表をみよ。

		大學	專門學校	甲種實業學校
昭和六年	就職決定數			
	自營	四〇・七％	四四・六％	六七・五％
	上級學校入學	一七・八	九・六	八・六
同八年	就職決定數	四〇・一	四四・三	四三・八
	自營	四・二	六・一	二八・四
	上級學校入學	一三・九	九・〇	九・四
同十二年	就職決定數	五七・八	六一・八	五七・八
	自營	二・一	五・八	二四・〇
	上級學校入學	一三・九	一〇・五	九・五

〔備考〕—本表は七九一校（大學五三、專門學校一四三、女子專門學校四〇、甲種實業學校五五五）八一、一八八人の卒業生の就職狀況である。本表中專門學校欄には女子專門學校を含む。厚生省社會局「昭和十二年度知識階級就職に關する資料」に據る。

第三節　臨時工

臨時工制度は軍需景氣の不安定性の所産であつたことは今日においては既に殆んど常識にさへなつてゐる。すなはち昭和十年頃までは軍需景氣の持續性に對する懸念から固定設備の擴張乃至新設は殆んど行はれることなくして、膨大なる軍需は既存設備に多數の人的要素を組合すことにより之をフルに回轉して賄はれてゐたのである。而してこの多數の人的要素が臨時工といふ形をとつたのは、軍需の持續性に對する見透しがつかず、何時なりとも作業の擴張部分を自由に縮少し得んがためであつたのであり、それが年と共に益々激增する傾向にあつたのは、これによつて軍需の膨大化に應ぜんがために外ならなかつたのである。しかるに昨十一年度においては準戰時體制の確立と共に軍需景氣の不安定性に對する懸念が解消されたため、固定設備の擴張乃至新設は相次いで行はれ、軍需品はむしろこれによつて賄はれ、こゝに臨時工制度は幾分その重要性を喪失したかの如くであつた。

だが本年下半期に至るや應召による既存勞働力の減少があり、それは何等かの形において補充されざるを得なかつたのであるが、應召者の大部分が現職又は除隊後復職といふ優遇條件にあることは、結局この補充をして臨時工によらしめることとなつたのであり、臨時工制度はこゝに又再び新なる問題として登場するに至つたのである。すなはちこゝでは最早臨時工制度は軍需の持續性に對する對策からではなくて、事變による已むを得ざる緊急對策として日程に上るに至つたのである。

かくの如く臨時工制度は夫々右の如き背景をもつて登場して來たのであるが、それが嘗て所謂臨時工問題として朝野に喧傳されるに至つたのは、單にその量的增大のみではなく、（その數二十萬又は三十萬と稱せられる）その作業の性質內容が常傭工のそれと殆んど區別されないにも拘はらず依然として種々の低條件を强制されてゐるからである。臨時工問題が勞働問題乃至社會問題の一つとして日程に上つた所以は正にこゝにあるのである。事變應召の補充といふ新たなる姿態における臨時工制度の下にあつても、臨時工問題の本質がこゝにあることは依然として變りはないであらう。

以下、最近における臨時工の構成及配置をみるのであるが遺憾なことには資料が甚だ乏しい。こゝでは僅かに警視廳管下臨時工の調査のうち發表された部分についてみるより外はない。

（なほこの調査の發表された部分についても原資料は入手し得ず、以下の統計はすべて上記調査の福田清作氏による紹介から適宜再錄したものである。――「產業福利」第十三卷第三號所載。右紹介は警視廳管下の臨時工をも含めて職工百人以上使用工場に限られてゐるが、事變直前の七月一日並に滿四ケ月後の十一月一日現在の調査の紹介であり、この點、事變と臨時工との關係をみる上に有益であ

る。なほこゝに臨時工とは人夫名義のものをも含むが、その數は不明である。臨時工については、本年鑑昭和十年、十一年、十二年版をも參照せよ。）

（一）先づ職工百人以上使用工場における七月一日、十一月一日現在常傭工並に臨時工の業態別分布をみるに、機械器具工場における臨時工最も大にして當該時現在において夫々七三%、六一%を占めてゐることが注目される。こゝにおいては常傭工も亦最も多く、五二%、五八%を占めてゐる。右の如く「管下機械器具工場に於ける人員的領域の斯くの如く他の業態に比して格段の懸隔あるは、元來是等の人員的領域を享有する所の工場數の占むる五五%といふ領域に伴ふ當然なるべき結果で……ある。」

		常傭工 七月一日	常傭工 十一月一日	臨時工 七月一日	臨時工 十一月一日	計 七月一日	計 十一月一日
染織	男	四%	四%	三%	三%	四%	三%
	女	四九	四〇	四	五	四四	三五
	計	一八	一五	三（四五三）	三（七八二）	一六（一六、七六八）	一三（一六、七九七）
器具機械	男	六二	六七	七六	六五	六五	六七
	女	二六	三七	五八	四七	二九	三九
	計	五二	五八	七三（一一、三四八）	六一（一六、五九八）	五五（五八、八二六）	五八（八七、七〇三）
化學	男	一三	一三	一〇	一二	一三	一二
	女	一〇	一〇	一八	一六	一〇	一一
	計	一二	一一	一二（一、八三六）	一三（二、一二一）	一二（一三、八一〇）	一二（一五、三七八）
飲食物	男	二	一	一	二	一	一
	女	二	一	三	三	三	一
	計	二	一	二	二	二	一
雜	男	一五	一四	一五	一四	一四	一四
	女	一二	一一	二七	一二	一二	一四
	計	一四	一三	一八	一三	一三	一四
特別	男	二	二	四	二	二	二
	女	一	一	二	二	二	一
	計	二	二	四	四	四	二

（備考）―機械器具工場における職工總數の三%の增加に對し上記福田氏は云ふ――「七月一日現在に對し工場數は僅かに二工場のみの增加であるから、七月一日現在に比較して三%の增加人員は、主として既存工場の設備擴張による充員と見ることが出來るのである」と。

なほ括弧内は「改造」第二十卷第六號所載、黑澤俊雄氏「長期戰と我が勞働力」より採錄。

（二）次に右滿四ケ月間の常傭工並に臨時工の增加をみるに、一般に常傭工に比較して臨時工の增加率極めて大であるが、その最たるものは雜工場であり、化學工場之につぐ。この中にあつて機械器具工場における臨時工の增加率は約四六%で可成り低いが、その絶對數においては前述の如く男子は約二分の一、女子は約三分の一を占めてゐるのである。

ところでいま右機械器具工場における常傭工並に臨時工の增加實數をみると、常傭工の全增加人員男八、八〇七中實に八、四四二を占め、女五、三八二中實に五、一八九を算し

計一四、一八九中實に一三、六三一の大多數を占めてゐる。これに對し臨時工はその全增加人員男八、七五三中四、二八六を占め、女二、九七五中九六四を算してゐる。「右兩者を對比する時は、常傭工臨時工を合算したる男子增加人員の約三分の二は之を常傭工に、三分の一は之を臨時工として採用して居るのであり、而して女子增加人員の六分の五は之を常傭工に、殘る六分の一は之を臨時工として採用して居るのであるから、事變前の七月一日より、事變最中の十一月一日に至る滿四ケ月間に於ては增加職工數の大部分を占める機械器具工場に於ては、其の增員中臨時工男子は三人に一人、女子は六人に一人の割合であり、之を反對に見る時は、常傭工は臨時工に對して男子は二倍、女子は五倍の割合に採用して居る」ことが分るのである。

	常傭工			臨時工		
	男	女	計	男	女	計
染織	△二・四五	△一・七一	△一・八四	五一・〇九	一二五・〇〇	七二・六三
機械器具	二〇・九三	七二・六三	二八・七一	四五・一〇	五二・二五	四六・二六
化學	四・一四	二・八一	七・七〇	一〇三・二五	七〇・六〇	九三・一一
飲食物	△一六・四三	△五三・八二	△二九・七六	九一・六一	△八・二九	二七・四三
雜	四・一三	八・二七	五・二一	四一五・七〇	三〇九・四四	三一三・六一
特別	△八・一八	△三・四三	△六・九一	八九・〇四	一〇九・三八	九二・二五
計	一三・八四	一九・三五	一五・五一	七〇・二〇	九〇・三八	七四・二六

〔備考〕―△印減

(三) 更に臨時工の常傭工に對する割合並にその增加率をみるに、一般的にはその割合一七%より二六%に增加してをり、「而して今日（昭和十三年三月）に於ては之より尙若干の上昇を示して居ることゝ思はれるのである」。

	七月一日			十一月一日			增加率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
染織	一一・四一%	〇・九八	二・七八	一七・六七%	二・二三	四・八八	六・二六%	一・二四	二・一〇
機械器具	二三・五六	二五・八三	二三・九〇	二八・二七	二三・七八	二七・一六	△四・七一	三・〇五	三・二六
化學	一五・一八	二一・二三	一六・六六	二九・六三	三〇・四九	二九・八六	一四・四五	九・二六	一三・二〇
飲食物	一三・一二	二九・九七	一八・三一	三〇・〇九	五四・九八	三五・九二	一六・九七	二五・〇一	一七・六一

雑	男	八・〇六	三二・一六	二四・一〇
	女	一一・三九	四三・〇七	三一・六六
	計	八・九三	三五・一一	二六・一八
特別	男	三三・〇二	六八・三一	三五・二九
	女	一五・五三	三三・三三	一七・八〇
	計	二八・九七	五九・八三	三〇・八六
計	男	一九・五九	二九・二九	九・七〇
	女	一一・四九	一八・〇〇	六・五三
	計	一七・〇〇	二五・七四	八・七四

〔備考〕―△印減

（四）最後に臨時工の雇傭形態をみるに次の如く、工業直接雇傭するものと、供給請負人を通じて雇傭するものと分けてみれば、前者は約九〇%を占めてゐる。（十一月一日現在、職工百人以上使用工場におけるもの）

		人員	百分比
工業主直接雇傭するもの	男	一四、一五三	六六・六九
	女	四、一七七	六九・九〇
	計	一八、三三〇	六七・三九
期間付	男	二、七八七	一三・一三
	女	九七七	一六・三五
	計	三、七六四	一三・八四
期間の定めなきもの又は作業の完了を條件とするもの	男		
	女	二六	一・〇六
	計	四七	〇・七九
日々雇入れらるゝもの	男	二七三	一・〇〇
	女	一、五六〇	七・三五
	計	四四二	七・四〇
其の他	男	二、〇〇二	七・三六
	女	一八、七二六	八八・二四
	計	五、六四三	九四・四三
計	男	二四、三六九	八九・六〇
	女	二、二三二	
	計	五、九七六	
合計	男	二七、一九八	

供給請負人を通じて雇傭するもの	男	一、〇二四	四・八三
	女	二一二	三・五五
	計	二三六	四・五四
雇入及賃金に關し工業主に於て特定のもの	男	一、四七二	六・九四
	女	一二一	二・〇二
	計	一、五九三	五・八六
同上工業主に於て特定せざるもの	男	二、四九六	一一・七六
	女	三三三	五・五七
	計	二、八二九	一〇・四〇
計	男	二、二三二	
	女	五、九七六	
	計	二七、一九八	

第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態

第一章　勞働時間及勞働强度

第一節　工場勞働者

(イ) 勞働時間

概觀　日銀「勞働統計」によつて昭和五年以降の「平均正味就業時間」即ち實際勞働時間をみるに次の如く、逐年增大の傾向にあり本年は平均九時間五十七分に及んでゐる。これは前述の如き就勞人員の激增によつても補ひきれぬほど戰時下の軍需生産の擴大が甚しいものであることを物語つてゐる。なほ同樣の傾向は略々「就業日數」についても窺はれる。

	平均正味就業時間	就業日數
	時	日
昭和五年	九・三五	二七・〇
同　六年	九・三三	二六・九
同　七年	九・四一	二七・三
同　八年	九・四七	二七・四
同　九年	九・五二	二七・五
同　十年	九・五一	二七・五
同　十一年	九・五三	二七・五
同　十二年	九・五七	二七・六

〔備考〕―各年十月現在。民營工場四、六〇〇內外の平均。

尤も日銀調は旣述の如く大體職工四、五十人以上を使用する民營工場（それも約九〇%）に限られてゐるのであるからそれ以下の規模の中小工場（これは全民營工場數の壓倒的部分を占めてゐる、――例へば五人以上三十人未滿使用工場は工業別平均において五人以上使用工場總數の八四・七%を占めてゐる。但し昭和十一年末現在）における勞働時間はこの調査では不明である。そこで更に「工場統計表」によつて五人以上使用工場における「勞働時間延數」の推移をみるに次の如くである。

昭和五年	四、九七一、九九一、五二七	同　九年	六、三〇三、三九八、二二七
同　六年	四、七〇一、五三八、七四八	同　十年	六、九九九、四一八、六二九
同　七年	四、七九五、一四九、六〇六	同十一年	七、六九二、九三二、五五四
同　八年	五、三九八、一一九、三三二		

〔備考〕―各年末現在。

「工場統計表」は勞働時間について右の如く「勞働時間延數」を掲げるのみであるが、これによつても勞働時間の增大傾向は窺はれるのである。すなはち、昭和十一年の「勞働時間延數」は同十年に比して九・九%の增加率を示してゐるが

同期間における工場數並に職工數の增加率は夫々六・四%、九・四%に過ぎないから、昭和十一年における職工一人當り實際勞働時間は前年に比し確かに延長してゐることが推論されるのである。本年の勞働時間は「工場統計表」によつては遺憾ながら不明であるが、前述の日銀調によつても窺はれるやうに、益々延長してゐるものと推測される。

産業別勞働時間　最近における勞働時間の實情は右の平均的な統計數字をもつては必ずしも明瞭ではない。また最近の勞働時間延長の問題が時局産業特に重工業部門における問題として日程に上つてゐることも確かである。そこでいま日銀調によつて勞働時間を産業別にみるに次の如くである。

昭和五年十月　昭和八年十月　昭和十一年十月　昭和十三年十月

	時分	日	時分	日	時分	日	時分	日
纖維及染色	九・五二	(二七・四)	九・五〇	(二七・六)	九・五〇	(二七・六)		
機械及器具	九・一三	(二六・三)	九・五八	(二七・一)	一〇・〇八	(二七・三)	一〇・二〇	(二七・五)
化學	九・三四	(二六・八)	九・四四	(二七・四)	九・五〇	(二七・六)	九・五一	(二七・六)
飲食物	九・三三	(二七・九)	九・二六	(二七・七)	九・三七	(二七・八)	九・四三	(二八・一)
雜	九・二三	(二六・八)	九・三六	(二七・〇)	九・四七	(二七・三)	九、五二	(二七・五)
平均	九・三五	(二七・〇)	九・四七	(二七・四)	九・五三	(二七・五)	九・五七	(二七・六)

先づ纖維及染色工業についてみるに、昭和五年は同年の平均勞働時間を遙かに超過してゐるにも拘はらず、同八年、十一年、十二年と減少乃至停滯傾向にあり、昭和十二年においては十一年に引續き益々平均以下に下る傾向がみられる。これに對し爾餘の部分においては、いづれも逐年勞働時間の延長をみてはゐるが、中でも機械及器具工業は昭和五年には同年の平均を遙かに下つてゐたにも拘はらず、戰時下の十二年においては十時間二十分に上り、遙かに平均以上にあり、その增加率も最も顯著である。そしてこれが早出居殘時間の延長によつて齎らされたものであることは云ふまでもないであらう。だが一般的に軍需工場における就業勞働時間（休憩時間を含む？）はむしろ十二―十四時間に及ぶのが普通であるやうである。これは多くの人々の指摘するところであるが、なほ次の事實はこれを雄辯に物語るものであらう。即ち內務省は十月始め戰時における勞働力維持並に生産能率增進の建前から、成人勞働者と雖も一日の勞働時間を十二時間以內（特別の場合は更に二時間の延長を認める）に制限する通牒――「軍需工場に對する指導方針」――を發したが、業者側は事變による繁忙を楯にとつてこの制限に猛烈な反對運動を行ひために例へば警視廳管下では東京鐵工機械同業組合の陳情によつて、これ等には前述の特別の場合たる十四時間をむしろ一般的に容認せざるを得ない結果になつたのである。（第三部參照）

右の如き平均十四時間にも及ぶ就業が勞働者の肉體に及ぼす過勞の結果は想像に餘りあるが、重工業部門の工場に於ては實際は所謂「連勤」制によつて三十六時間連續就業の交替制

度が採用されてゐる所が多いと云はれてゐる。果して然りとすれば、この様な劇しい勞働は勞働力の源泉そのものを破壞してしまふものであることは云ふまでもない。而かもその上に後述の如く勞働强化は益々促進されてゐるのである。尤もこれ等に對しては當然後述の如き賃銀の增額がなされてはゐるものゝ、それが過度勞働の代償たり得るものとも見えないのである。而かも他方に於いて生計費の昂騰があるのであるから、これをも考慮に入れゝば益々そのやうに斷ぜざるを得ないのである。

なほ參考迄に商工省「賃銀統計表」により昭和九年以降に於ける金屬工業及機械器具工業の就業時間(休憩時間を除く)をみるに次の如くである。

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
	時分	時分	時分	時分
金屬工業				
平爐工	一一・五六	一二・〇五	一一・五三	一一・五五
鑄造工	一一・〇四	一〇・五一	一〇・四五	一一・〇五
鋼壓延工	一〇・五三	一〇・五八	一〇・三九	一〇・四四
鍍金工	一〇・三二	一〇・三七	一〇・三三	一〇・二〇
機械器具				
鍛冶工	一〇・四〇	一〇・三五	一〇・三四	一〇・五五
木型工	一一・〇二	一〇・五二	一〇・四九	一〇・五八
旋盤工	一〇・四九	一〇・五〇	一〇・五一	一〇・五六
轉削工	一一・一五	一〇・五〇	一〇・五六	一〇・五五
研磨工	一一・一三	一一・一〇	一一・〇六	一一・〇一
鎔接工	一〇・四五	一〇・四一	一〇・四一	一一・〇〇
リベッター	一〇・四二	一〇・三九	一一・〇五	一〇・五八
組立工	一〇・五五	一〇・五四	一〇・四八	一一・〇〇
仕上工	一〇・五〇	一〇・五〇	一〇・五一	一〇・五六

〔備考〕―全國の年平均。

休憩時間　內閣統計局調によつて本年度に於ける休憩時間をみるに平均五七分である。これを產業別にみれば時局產業に於いては概して五〇分內外で平均より低い。更に昭和六年以降の推移をみるにいづれの產業に於いても殆んど增減なく特に時局產業に於いては前述の「軍需品工場に對する指導方針」において就業時間の制限と並んで休養が强調されてゐるにも拘らずさう云つた傾向は見られない。左表をみよ。

	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十二年
	時分	時分	時分	時分
總數	〇・五七	〇・五七	〇・五七	〇・五七
窯業、土石加工業	〇・五九	〇・五七	〇・五八	〇・五九
金屬工業	〇・四八	〇・五〇	〇・五一	〇・五一
機械器具製造業	〇・四〇	〇・四四	〇・四五	〇・四七
造船業、運搬用具製造業	〇・四八	〇・四八	〇・四九	〇・四八
精巧工業	〇・五五	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
化學工業	〇・五七	〇・五六	〇・五七	〇・五七
紡織工業	〇・五五	〇・五四	〇・五四	〇・五四
被服、身裝品製造業	一・〇一	一・〇七	一・〇六	一・〇六

紙工業、印刷業	〇・五四	〇・五五	〇・五六
皮革、骨、羽毛品類製造業	一・〇八	一・〇五	一・〇三
木竹草蔓類に關する製造業	一・〇一	一・〇七	一・一〇
飲食料品製造業	一・二五	一・一九	一・一八
土木建築に關する業	一・〇〇	—	—
ガス、電氣、水道業	一・〇六	一・〇三	一・〇三
其の他の工業	〇・五三	〇・五八	〇・五九
			〇・五五

なほ最近の休憩時間の狀況に就いて昭和十一年「工場監督年報」の報ずるところをみるに大要左の如くである。

「休憩時間並其の配置の狀況を觀るに概ね前年と同樣にして、一日の就業時間中休憩時間を正午のみに配するもの、正午及午前、午後に適宜分割配置(通例午前十五分正午三十分午後十五分)するもの依然多し。而して就業時間との關係より之を觀るときは、十一時間就業のものは殆全部が一時間の休憩時間を設け、一時間以内(但し保護職工を除く)又は一時間以上を設くるものは極めて少し。十時間就業に在りては休憩一時間を普通とするも一時間未滿のものも相當あり、又二交替若は三交替制のものにありては一日に一回三十分内外の休憩を爲さしむるを通例とす。特殊の作業にして作業運行上其の中斷を困難とするもの等に在りては隨時適當の休憩を爲さしむるものあり。尙就業時間延長時に對する休憩時間の增與は保健上、又作業能率上相當考究を要すべき問題なるが、地方廳に於ては之が適切なる設與方の勸奬に努めたり。」

休業日數　こゝでは休業日數を作業日數の側面よりみることゝしやう。そこで右内閣統計局調によれば本年度の作業日數は平均二七・一日である。これを産業別にみれば時局産業に於いては概して平均程度乃至稍々少しくそれ以下にある。更に昭和六年以降の推移をみるに稍々增大の傾向にあり從つて休業日數は漸減の傾向にあることが分る。而してこの傾向は獨り時局産業のみに限らずいづれの産業にも見られるところである。左表をみよ。

	昭和五年 日	昭和八年 日	昭和十一年 日	昭和十二年 日
總數	二六・五	二六・九	二七・〇	二七・一
窯業、土石加工業	二七・一	二七・二	二七・三	二七・四
金屬工業	二六・二	二六・七	二六・八	二六・八
機械器具製造業	二五・七	二六・七	二六・八	二七・〇
造船業、運搬用具製造業	二五・五	二五・九	二六・一	二六・二
精巧工業	二五・〇	二五・六	二六・二	二六・一
化學工業	二六・五	二六・九	二七・二	二七・一
紡織工業	二六・七	二六・八	二七・〇	二七・二
被服、身裝品製造業	二五・八	二六・四	二六・六	二六・九
紙工業印刷業	二六・七	二六・八	二七・一	二七・二
皮革、骨、羽毛品類製造業	二六・三	二六・四	二六・七	二六・七
木竹草蔓類に關する製造業	二六・五	二六・六	二六・七	二六・九
飲食料品製造業	二七・五	二七・三	二七・三	二七・四
土木建築に關する業	二七・一	—	—	—

ガス、電氣、水道業	二九・六	二九・六	二九・六	二九・七
其の他の工業	二五・八	二六・三	二六・四	二六・五

なほ最近の休日狀況に就いて昭和十一年「工場監督年報」の報ずるところをみるに大要左の如くである。

「規模大なる工場に於て原則として週休制を採るものあるも、一般的には月二回第一日曜、第三日曜又は一日、十五日の兩日の外大祭日、年末、年始、盂蘭盆等舊慣に依り休日を與ふるもの多く、又電動機を使用する工場に在りては送電關係等より送電休日を休日と定むるもの尠からず。而して休日は交替就業制に依るものを除き概ね一齊に與へつゝあるも、稀には豫め休日を一定することなく隨時職工の希望に應じ一月に付一日乃至二日の休日を與ふる極めて例外に屬するものもあり。而して週休制を採る工場にしても時局の關係上繁忙なる工場に在りては最少二回の休日を與ふるもの多かりしもの〻如し。」

體性別年齡別勞働時間　勞働時間を體性別年齡別に調査した全般的なものは未だないやうである。女工の勞働時間に就いては商工省「賃銀統計表」の纖維工業、化學工業に於ける作業別女工の就業時間（休憩時間を除く）をみるのが最も正確であるやうであるが、その外日銀「勞働統計」の纖維及染色工業、又は內閣統計局「賃銀統計」の紡織工業もその性質上略々女工の勞働時間を表示してゐるものと考へて差支へないであらう。これ等諸統計によれば女工の就業時間は昭和五年以降大體停滯的であるもの〻如くであり、又その時間は法定最大限より稍々短いやうである。なほ年齡別勞働時間にのみ關する統計も未だ存在しないやうである。

勞働時間に關する法規違反　周知の如く我國に於ける十六歲以上の成年男子職工は現行法規によつて何等保護されてゐない。從つてこゝに勞働時間に關する法規違反とは所謂保護職工（女子及十六歲未滿の幼年工）に就いてのみ問題となる事柄である。いま昭和十一年「工場監督年報」によつて兩年度に於ける勞働時間に關する法規違反を拔萃して表示すれば次の如く、依然として「保護職工をして法定時間を超えて（十一時間）を超えて就業せしめたるもの」が壓倒的多數を占め、これに次いで「保護職工をして深夜業（午後十時より午前五時迄）を爲さしめたるもの」が多い。

違反事項

	昭和十一年 處罰	昭和十一年 戒告	昭和十年 處罰	昭和十年 戒告	昭和九年 處罰	昭和九年 戒告
(1) 保護職工をして法定時間を超えて就業せしむ	七〇七	四、九三五	五五九	五、三九四	七四	三、四一五
(2) 保護職工をして深夜業に就かしむ	六二	一〇四	九六	三〇	六四	一五
(3) 保護職工に法定の休憩休日を與へず	八	二九九	一五二	三	一〇五	一〇
(4) 法定の許可認可を受けずして就業時間を延長し若は其の屆出を怠る	二	四〇〇	六三五	一七	五三三	

(5) 姙産婦に規定の休業を與へず又は規定の整理を怠る	—	三八	—	五二	—	二〇
合計	七七九	五、七七六	六五八	六、三二九	三七四	四、一二七

次に昭和九年以降の處罰件數の推移をみるに、（一）は逐年大幅の増大を示してをり、（二）は昭和十年に於いて前年の約二・五倍を記錄したが、昭和十一年は前年に比し稍々減少してゐる。（三）に於いてもこれと略々同樣の傾向が窺はれる。戒告件數は（二）、（三）に於ける増大傾向にも拘らず（一）、（四）においては可成りの減少を示してゐる。之を要するに勞働時間に關する法規違反は處罰件數に於いては引續き増加の傾向にあるが、戒告件數に於いては昭和十年に比し却つて減少を示してゐる。而してこれは主として（一）の處罰、戒告件數の變動によつて左右されてゐるものであることは云ふまでもないであらう。

次にこれを産業別にみるに次の如く染織工場最も多く八割を占め、機械器具工場之に次ぎ、雜工場、化學工場の順序である。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
染織工場	四、六四七	一一三	一六二	三一七	二四	五、二六三
機械及器具工場	四八九	一六	九五	三四	五	六三九
化學工場	二〇九	一九	一六	二九	八	二八一
飲食物工場	三九	一	八	四	—	五二
雜工場	二五六	一七	二三	一八	一	三一五
特別工場	二	—	三	—	—	五
計	五、六四二	一六六	三〇七	四〇二	三八	六、五五五

〔備考〕—處罰件數と戒告件數の合計。

勞働時間に關する法規違反が特に染織工場に多いのは、前記の如くこの種法規が保護職工にのみ關するものであり又染織工場には保護職工が多數集中されてゐる關係からであつて、それは寧ろ當然のこととも云へやうが、近年機械器具工場、化學工場等の時局産業部門にこの種法規違反の増大傾向がみられることは注目に値しやう。例へばこの種法規違反の大宗たる上記「保護職工をして法定時間を超えて就業せしめたもの」を右兩種工場に就いてみるに、戒告處罰を合計して昭和八年一四五件であつたのが翌九年は一躍三九〇件、十年には四七四件に上り、十一年には更に増加して六九八件を算する有樣である。このことはこれ等時局産業部門に於いて如何に保護職工の勞働時間が延長されてゐるかを示すものであるが、それは又成年職工の勞働時間の過長をも物語つてゐると云ふべきであらう。

なほ勞働時間に關する法規違反に就いては特に戰時體制下に於ける昭和十二年度の時局産業部門の法規違反に就いてみることが重要であらうが、全般的な産業別違反件數は不明である。たゞ本年度に於ける各産業を通じての勞働時間に關す

る法規違反をみると昨年度に比し特に（二）の違反の増加が顯著であるやうである。（「昭和十二年中に於ける工場關係法令違反調」、勞働時報、昭和十三年六月號所載）。

（ロ）勞働強度

勞働の強度が増進するといふことは、之を經濟學的に云へば、一勞働時間當りにより多量の勞働が支出されるといふことである。これは利潤の問題にとつても、賃銀の問題にとつても、又勞働者の保健の問題にとつても極めて重大な關係をもつものであることは云ふまでもない。併し乍らその度合を測定することは必ずしも容易ではない。その測定の標識としては一勞働時間當りの生産物量をとることが一應合理的であると考へられるが、一勞働時間當りの生産物量は勞働強度の變化のみでなく生産力の變化によつても影響されるものであり、而して生産物量の變化のうち幾何が勞働強度の變化に歸せられるべきかを測定することは甚だ困難であると考へられるからである。だが多くの場合生産力の増進は勞働強度の増大を伴ふものであるから、一勞働時間當り生産物量の増大が見られる場合には（勿論勞働者數を一定として）勞働強化の進行がこれに伴つてゐると考へて差支へないであらう。いまこの意味に於いて昭和五年以降に於ける勞働強度の變化をみるに次の如くである。

	三菱生産指數（工産品）	日銀勞働人員指數	一人當生産指數	日銀正味就業時間	一人一時間當生産指數
昭和五年	一〇〇・〇	八三・〇	一三一・九	九・三五 時分	一三・七
同　六年	一〇四・五	七四・四	一四〇・四	九・三三	一四・七
同　七年	一二一・一	七四・七	一四八・七	九・四一	一五・三
同　八年	一三八・五	八一・九	一五六・七	九・四七	一六・〇
同　九年	一三九・九	九一・三	一五三・二	九・五二	一五・五
同　十年	一五六・五	九九・九	一五六・六	九・五一	一五・九
同十一年	一六七・〇	一〇五・五	一五八・三	九・五三	一六・〇

（備考）一日銀正味就業時間は便宜上各年とも十月のものを採つた

右によれば昭和五年以降職工一人一時間當りの生産物量は—昭和八年の激増を例外とすれば—逐年漸増の傾向にあるものゝ如く、從つて勞働強化もこれに伴つて進行してゐるものと思はれる。一方勞働強化の進行は勞働災害の増大を齎らすものと考へられるから、以上の考察を補ふ意味で勞働災害の推移よりして勞働強化の變化をみてみると、災害率（職工千人に對する災害死傷者數の割合）は昭和五年以降七年迄漸減し八年以後漸増の傾向にある。このことより推して勞働強化は八年頃より漸次顯著になつたとみられるのである。ところで本年度は下半期の三菱生産指數（工産品）が發表されてゐないので年平均の一人一時間當り生産指數は不明であるが、いま上半期だけの生産指數を昨年同期と比較すると次の如く

本年は昨年よりも増加してゐる。他面勞働災害も全國的統計を缺くから便宜上警視廳の工場内死亡災害統計をみると生産指數と同じく本年度は昨年同期よりも増加してゐる。これ等の事實から結論して本年は昨年よりも更に一層勞働强化が進行してゐることを結論しても差支へないであらう。（勞働災害に就いては本篇第二章參照）

	三菱生産指數（工産品）	日銀勞働人員指數	一人當生産指數	日銀正味就業時間	一人一時間當生産指數
				時分	
昭和十一年上半期	一六〇・八	一〇六・一	一五一・五	九・五三	一五・三
同　十二年上半期	一八八・六	一一七・六	一六〇・八	九・五四	一六・二

〔備考〕一日銀勞働人員指數及日銀正味就業時間はいづれも各年六月のもの、なほ參考迄に附言すれば三菱生産指數は上半期よりも寧ろ下半期に顯著に上昇する傾向があるやうである。

以上は一般的な考察であるが、最近に於ける勞働强化は時局産業部門を中心とするものであるから、これ等部門に於ける生産活動並に勞働災害をみなければ事態の眞相は判然しないと考へられるが、不幸にして吾々には時局産業部門に於ける生産活動を表はす數字は與へられてゐない。そこでこゝでは勞働災害の推移によつてのみこれを窺ふ外はないのであるが、これ等部門に於いては他部門に於けるとは異り昭和八・九年頃より激増の傾向にあるのである。特に前掲警視廳の統計によれば機械器具工場に於ける災害數は本年は異常に増大してゐるやうである。かくして最近に於ける勞働强化は時局産業を中心として昭和八・九年頃より漸次明確となり爾來益々顯著になつて來たと結論されるであらう。

第二節　鑛山勞働者

勞働時間

概觀　日銀「勞働統計」によつて昭和五年以降の「平均正味就業時間」即ち實際勞働時間をみるに次の如く、概して停滯的であつて戰時下の本年特に就業時間が延長したと云ふことはできない。併し内務省が本年十月に「事變の際に於ける鑛夫勞役扶助規則の取扱に關する件」の通牒を發し、鑛夫勞役扶助規則の規定する鑛夫の就業時間制限の緩和を認可した事實に徴すれば實際はもつと就業時間が増大してゐるのではないかと推測される。

平均正味就業時間

	時分	就業日數 日
昭和五年	八・五五	二七・〇
同　六年	八・五七	二六・〇
同　七年	九・〇九	二五・八
同　八年	八・五五	二七・一
同　九年	八・五五	二七・三
同　十年	八・五六	二七・四
同　十一年	八・五三	二七・六

同　十二年	八・五四	二七・五				

〔備考〕内地鑛山（石炭山は鑛夫三百人以上、石油及び金屬の鑛山は百人以上）一六五（昭和十二年十月現在、但しその數は年により多少の變動あり）に關するもの。各年十月現在。

産業別勞働時間　日銀調によつて勞働時間を産業別にみるに次の如く、最も就業時間の長いのは昭和五年以降依然として石油鑛業であり石炭鑛業がこれに次ぐ。而してこれ等鑛業は金屬鑛業と異り昨年に比して少しく就業時間の増大をみてゐる。特に本邦鑛業の大宗たる石炭鑛業に就いてみれば、戰時下にも拘はらずその就業時間の延長は顯著ではない。併し内務省が石炭勞働者の甚しい不足に鑑み十月と十二月に石炭勞働者の充足に關する通牒を發したこと、及び前述の鑛夫勞役扶助規則による就業時間制限の緩和を認めたことより推測すれば、石炭鑛業に於いては所要勞力が不足してをり從つてこれを就業時間の延長で補つてゐるものと考へられるから就業時間は可成り顯著に延長してゐるのではないかと推測される。この點に就いて例へば内閣統計局調による所定作業時間をみれば、石炭鑛業（坑内）に於いては本年十月の九時間五十一分に對し十二月は一〇時間〇三分に増大してゐる。（夫々休憩時間一時間〇一分を含む）。

	昭和五年十月	昭和八年十月	昭和十一年十月	昭和十二年十月
	時分 日	時分 日	時分 日	時分 日
金屬鑛業	八・三(二八・一)	八・三四(二七・八)	八・三七(二八・一)	八・三(二八・〇)
石炭鑛業	八・五五(二七・〇)	八・五五(二七・一)	八・五三(二七・六)	八・五四(二七・五)
石油鑛業	一〇・一三(二八・一)	一〇・〇三(二八・一)	九・五一(二八・二)	九・五七(二八・一)
平均	八・五八(二五・九)	八・五七(二六・一)	八・五七(二六・八)	九・〇三(二六・八)

〔備考〕―前表參照。括弧内は就業日數。

休憩時間　内閣統計局調によつて産業別休憩時間をみるに次の如くである。

	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十二年
	時分	時分	時分	時分
總數	〇・五九	〇・五九	〇・五九	〇・五八
金屬鑛業	〇・五五	〇・五五	〇・五四	〇・五四
石炭鑛業	一・〇一	一・〇一	一・〇〇	〇・五九
石油鑛業	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇五
其の他の鑛業	〇・五五	〇・五四	〇・四九	〇・五七

休業日數　内閣統計局調によつて休業日數を作業日數の側面より産業別にみるに次の如くである。

	昭和五年	昭和八年	昭和十一年	昭和十二年
	日	日	日	日
總數	二六・一	二六・四	二六・六	二六・六
金屬鑛業	二七・七	二七・二	二七・一	二七・一
石炭鑛業	二五・〇	二五・七	二五・九	二六・〇
石油鑛業	二八・〇	二七・九	二八・一	二八・〇
其の他の鑛業	二七・五	二八・〇	二八・〇	二七・五

第三節　交通勞働者

勞働時間

概觀　內閣統計局調によつて昭和五年以降の趨勢をみるに次の如くである。

	勤務時間	內休憩時間	勤務日數	非番日數
	時分	時分	日	日
昭和五年平均	一〇・二四	一・四四	二五・五	三・六
同　六年平均	一〇・二六	一・三九	二五・三	三・六
同　七年平均	一〇・一六	一・三三	二五・五	三・六
同　八年平均	一〇・一〇	一・二七	二五・五	三・五
同　九年平均	一〇・〇五	一・二八	二五・五	三・六
同　十年平均	一〇・〇七	一・二七	二五・五	三・七
同　十一年平均	一〇・〇五	一・二九	二五・五	三・七
同　十二年平均	一〇・〇八	一・二九	二五・四	三・七

〔備考〕—右調査對象たる事業場數は昭和十二年平均四六八である（但し年により多少の變動あり）。勤務時間中には休憩時間を含む。

事業別勞働時間　右內閣統計局調により昭和十二年平均に於ける事業別勞働時間、休憩時間、休業日數等をみるに左の如くである。

	事業場	勤務時間	內休憩時間	勤務日數	非番日數
		時分	時分	日	日
陸上運輸業	一〇七	一一・一八	一・四六	二五・〇	四・四
船舶運輸業	三一〇	九・五五	一・五四	二六・七	二・七
運輸取扱業	一九	九・五四	一・一六	二七・四	二・四
郵便、電信電話事業	三三	八・一五	〇・五六	二五・六	二・九

第二章　勞働災害及勞働衞生

第一節　工場勞働者

(イ)勞働災害

災害死傷者數　昭和十一年度に於ける工場法適用工場（工場法一部適用工場を除く）の死傷者數並に災害率（職工千人に對する死傷者の割合）をみるに次の如くである。いまこれを累年的にみれば昭和五年以降同七年迄は漸減の傾向にあつたが、八年以降漸增に轉じたことが注目される。これは勞働强化が昭和八年以降年と共に進行してゐることを物語るものであらう。（以下「工場監督年報」による）

	死亡	重傷	輕傷	計	職工千人に對する割合 死亡	重傷	輕傷	計
昭和五年	二四三	九、二五二	二三、七七五	四三、二七〇	〇・一五	五・五九	二〇・四二	二六・一六
同　六年	二八四	七、七七四	二七、一四九	三五、二〇七	〇・一八	四・七八	一六・七三	二一・六九
同　七年	二五〇	八、〇八九	二五、八九四	三四、二三三	〇・一六	五・〇五	一六・一九	二一・四〇
同　八年	三五四	九、二四七	三三、三六二	四一、九六三	〇・二〇	五・三一	一八・五六	二四・〇七

同　九年	五三一	一三、九五五	四二、六六三	五七、一三九	〇・二六	六・九六	二一・二八	二八・五〇	四・五六	七	六六七
同　十年	五三二	一六、八二〇	五三、四〇八	六九、七六〇	〇・二三	七・四〇	二三・〇五	三〇・六八	四・七三	五	七二八
同　十一年	五五一	一九、三〇六	六〇、六八四	八〇、五四一	〇・二三	七・七八	二四・四五	三二・四五	四・三三	一	七三六
四月	一一	一、〇七五	四・五六	七	六六七	三・二四					
五月	四	一、一三八	四・七三	五	七二八	三・五六					
六月	八	一、〇三七	四・三三	一	七三六	三・三七					
七月	九	一、一二四	四・六五	七	七七一	三・六二					
八月	一〇	一、二六七	五・〇五	三	八九四	四・〇三					
九月	六	一、〇二四	四・〇三	九	八二六	三・八六					
十月	五	一、一六五	四・四八	五	七七三	三・六四					
十一月	四	一、三二九	四・九五	三	六九四	三・一九					
十二月	八	一、〇七二	—	八	六八七	三・二九					
計	八四	一三、七〇九		六六	八、六四〇						

〔備考〕—黒澤俊雄氏「長期戰と我が勞働力」(「改造」第二十卷第六號所載)に據る。

業種別災害死傷者數　昭和十一年中に於ける災害率をみるに次の如くである。

	死亡	重傷	輕傷	計
染織工場	〇・〇四	一・八三	四・一四	六・〇一
機械及器具工場	〇・三三	一四・七一	五七・六二	七二・六六
化學工場	〇・三九	八・二五	二四・七七	三三・四一
飲食物工場	〇・一三	三・一一	七・五〇	一〇・七四
雜工場	〇・二五	七・八三	一二・〇六	二〇・一四
特別工場	〇・九九	三二・四七	八一・二一	一一四・六七
計	〇・二三	七・七八	二四・四五	三二・四五

〔備考〕—昭和十一年「工場監督年報」には例年と異り災害死傷者絶

昭和十二年度

	死亡數	災害件數	全職工數に對する比率
一月	五	七一八	三・二八
二月	七	八〇三	三・六七
三月	七	九八四	四・三五

昭和十一年度

	死亡數	災害件數	全職工數に對する比率
四月	一一	一、〇七五	四・五六
五月	四	一、一三八	四・七三
六月	八	一、〇三七	四・三三
七月	九	一、一二四	四・六五
八月	一〇	一、二六七	五・〇五
九月	六	一、〇二四	四・〇三
十月	五	一、一六五	四・四八
十一月	四	一、三二九	四・九五
十二月	八	一、〇七二	—
計	八四	一三、七〇九	六六　八、六四〇

對數は掲げられてゐない。

更に昭和五年以降の業種別災害率の推移をみれば次の如く特別工場の昭和九年以降の増大を除外すれば、機械器具及び化學工場は昭和八・九年頃まで他工場と同じく漸減の傾向にあつたが、以後は他工場が依然漸減の傾向を辿りつゝあつたのに反し漸増してゐるのが目立つ。なほ昭和十一年は獨り時局産業部門に限らず他の工場も増大に轉じたことが注目される。

	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
染織	八・〇	六・四	六・五〇	六・一八	五・八八	五・五一	六・〇一
機械器具	七九・七	七〇・〇	六三・五一	六八・二八	六九・七三	七一・四七	七二・六六
化學	四二・四	三四・三	三一・五九	三〇・七九	三〇・五九	三二・八七	三三・四一
飲食物	一四・〇	一四・〇	一一・〇九	一一・三七	一一・二〇	九・七五	一〇・七四
雜	二三・五	二〇・五	二一・四六	二〇・八八	二一・八四	一九・四一	二〇・一四
特別	三八・九	三五・七	三六・三九	四五・三四	一一二・六七	一二八・九九	一一四・六七
計	二六・一六	二一・六九	二一・四〇	二四・〇七	二八・五〇	三〇・六八	三二・四五

なほ戰時下の昭和十二年度に於ける工場災害の全國的統計は未だ不明であるが、前掲警視廳の工場内死亡災害統計によれば左の如く機械器具工場の災害増加率が極めて大である。

	死亡災害件數	前年比較増（△は減）
纖維工場	三九三	三五
機械器具工場	八、四二三	二、九二七
化學工場	七四八	三六
飲食物工場	九五	〇
雜工場	六九七	九〇
特別工場	二五	△二三

原因別災害死傷者數　昭和十一年度法適用工場死傷者數を機械的原因と非機械的原因に分つてみれば次の如くである。

	死亡 機械	死亡 非機械	死亡 計	重傷 機械	重傷 非機械	重傷 計	輕傷 機械	輕傷 非機械	輕傷 計	計 機械	計 非機械	計 計
染織工場	〇・〇二三	〇・〇一五	〇・〇三八	一・二一	〇・六二	一・八三	一・八六	二・二七	四・一四	三・〇九	二・九一	六・〇一
機械器具工場	〇・一二五	〇・二〇六	〇・三三	五・一一	九・六一	一四・七一	九・一二	四八・四九	五七・六二	一四・三六	五八・三〇	七二・六六
化學工場	〇・一二五	〇・二六一	〇・三九	二・三九	五・八六	八・二五	二・八〇	二一・九七	二四・七七	五・三二	二八・〇九	三三・四一
飲食物工場	〇・〇二九	〇・〇九七	〇・一三	一・一一	二・〇〇	三・一一	一・三三	六・一七	七・五〇	二・四七	八・二七	一〇・七四
雜工場	〇・一七五	〇・〇七四	〇・二五	四・五六	三・二七	七・八三	四・二五	七・八二	一二・〇七	八・九八	一一・一六	二〇・一四
特別工場	〇・四〇九	〇・五七九	〇・九九	八・九三	二三・五四	三二・四七	一二・四二	六八・七九	八一・二一	二一・七六	九二・九一	一一四・六七

之を前年度の千人當率と比較してみれば機械的原因に因るものにありては重傷を增加し、非機械的原因に因るものにありては主として輕傷及重傷を增加してゐる。なほ「機械的重傷原因に就ては染織工場の轉子及其の他の動力傳導裝置、機械器具工場の揚重機及壓機、化學工場の轉子、製材工場の鋸機、特別工場の揚重機に因るもの等は注目すべきものなり。非機械的重傷及輕傷原因に就て全般的に注目を要すべき事柄は取扱中の物體、物體の落下飛來、使用中の工具に因るもの等なり」と昭和十一年「工場監督年報」は云つてゐる。

（ロ）勞働衛生

勞働衛生一般　最近に於ける勞働者特に重工業方面の勞働者の保健衛生狀態は勞働時間の延長、勞働强化の進展と共に漸次低下せることは、「工場監督年報」もこれを認めてゐる。即ち昭和十一年「工場監督年報」は云ふ――「最近我が產業界の實狀は生產工程が漸次複雜多岐となり、機械力の利用が擴大せられ勞働力の負擔は益々過重となり之が爲近時愈々產業全般に亘り疾病の增加を誘發せるは各種の統計的數字の示す處にして職工の罹病率の激增勞働力の早期消耗は我國產業の堅實なる發展上より見て誠に寒心に堪えざる傾向と云はざるを得ず。試みに產業勞働者の疾病狀況を健康保險組合を有する五十工場に於ける結核性患者に就て昭和十年度と昭和十一年度を比較して見るに次表の示す如く特別工場を除く外染織、機械器具、化學、飲食物、雜工場、何れに於ても增加し殊に機械器具、化學工場に於てその增加の顯著なるものを認む。機械器具工場の女子の罹病率の如きは昭和十年度五・一%が昭和十一年度に於て一三・二%に增加せるは特に注目すべきことなり。

健康保險組合を有する五十工場に於ける結核性疾患調査

（肺結核、肺浸潤、肺門淋巴腺肥大、肋膜炎、肺尖カタルカリエス、痔瘻を含む）

	工場數	職工數		罹病者				工場數	職工數		罹病者			
		男	女	男		女			男	女	男		女	
				實數	%	實數	%				實數	%	實數	%
昭和十年度								昭和十一年度						
染織	二七	四、九四六	二一、五五二	一二〇	二・四	四三一	二・〇	二七	四、五七二	一九、六六八	一三〇	二・八	五三〇	二・七
機械及器具	一一	六、一八四	七二〇	二〇〇	三・二	三七	五・一	一一	六、三八七	五八三	二四三	三・八	七七	一三・二
化學	四	七八九	八一六	一三	一・六	三五	四・三	四	七九五	八三八	二〇	二・五	五二	六・二
飲食物	一	六七	—	四	六・〇	—	—	一	七三	—	六	八・二	—	—
雜	三	二、〇四二	二、七一七	一四六	七・一	三七	一・四	三	二、一二七	二、四七二	一七〇	八・〇	七五	三・〇
特別	四	一、三七〇	—	四七	三・四	—	—	四	一、四五一	—	四一	二・八	—	—
計	五〇	一五、三九八	二五、八〇五	五三〇	三・四	五四〇	二・一	五〇	一五、四〇五	二三、五六一	六一〇	四・〇	七三五	三・一

「或は新興產業たる人絹製造の某工場の如きは僅か一ケ年間に殆んど全職工が更新せらる迄に多數の退職者のあることも又注目すべ

きことなり」と。

以下右昭和十一年「工場監督年報」によつて作業場の設備狀況、寄宿舍の狀況及び職工の健康狀況等について昭和十一年の狀況をみることゝする。

作業場及其の附屬設備の狀況　「作業場の採光、換氣、溫度、濕度等の一般衞生設備の改善は職工の保健上或は作業能率の上より其の効果大なるに拘はらず、經費の關係等よりして未だ徹底的の改善は遲々として進まざる狀態なれども、新設作業場に於ては漸次此の點留意せられつゝあり、又最近人絹工場に於ける如き硫化炭素、硫化水素等の有害瓦斯發散の虞ある工場に於ける之等有害瓦斯の發散防止と排除に就ては特に留意すべき問題にして一、二工場にありては換氣設備の改善により著しき効果を擧げつゝあり。又紡績工場に於ける溫度調節並に採光、換氣に就ては近時大に改善せられつゝある所にして職工の保健上推賞すべきなり」と。

寄宿舍の狀況　工場に於ける寄宿舍施設は昭和五年七月一日より寄宿舍規則全條の實行されて以來、漸次改善をみつゝあるものゝ如くであるが、なほ其の改善は特に小規模工場に於いて遲々たるものがあるやうである。上掲「年報」は云ふ、

――「寄宿舍の衞生に就ては勿論工場附屬寄宿舍規則に基き監督しつゝある處にして、其の不良なるものに就きては漸次改善せしめつゝあり。之がため概して大規模工場に於ては、規則の要求する處殆ど行はれ、又福利施設其の他勞働者の保健上相當留意せるもの尠からざるも、之に反して小規模工場に於ては工場と全然獨立して建設せられたる寄宿舍を有するもの少く、其の大部分は工業主の住宅事務所、作業場等の一部を充用せるものにして一般施設は未だ完全ならず、採光、換氣、不充分なるもの或は、室面積の不足なるもの等あり、避難施設其の他に付ても改善を要すべき點あるは遺憾とする所なり。之が取締に關しては專ら保健衞生並風紀上の見地より之が改善に意を注ぎつゝあり」と。

いま右「工場監督年報」によつて昭和十一年十月一日現在に於ける寄宿舍施設ある工場數及び寄宿職工數をみるに次の如く、法適用工場中寄宿舍の設けある工場數は二二、四二〇を算へ全適用工場の二二%に當り、其の收容職工數は六八九、五一五人（內男一五五、五六七人、女五三三、九四八人）で職工總數の二七%に當つてゐる。これを前年同期に比すれば工場數に於て一、七四七、職工數に於て四七、五三六人の增加である。而して「寄宿舍の設けあるものは染織工場が最も多く全體の約四〇%に當り、その收容職工數は全體の約八〇%を占むる狀況なり」と云ふ。

	寄宿舍の設けある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
昭和五年	一五、四九二	一二三、八二〇	四五八、一二五	五七〇、九四五
同　六年	一五、五〇七	一〇四、六七二	四六九、五二二	五七四、一九四
同　七年	一五、〇六六	九六、一五〇	四三三、七五八	五二九、九〇八
同　八年	一五、七九八	一〇三、二二七	四四三、五八八	五四六、八一五
同　九年	一八、一一八	一二六、六四五	四七三、四五二	五九〇、〇九七

同　十年	二〇、六七三	一三八、九二四	五〇三、〇五五	六四一、九七九
同十一年	三三、四三〇	一五五、五六七	五三三、九四八	六八九、五一五

〔備考〕―民營工場のみ。なほ産業別計數は不明である。

職工の健康狀況

（一）職業性疾患　この種の工場疾患の全般的な狀況並にその增減は調査不備のため之を窺ひ得ないが、特に人造絹絲工場に於ける二硫化炭素中毒、硫化水素中毒の發生は毎年注目されるところのものである。上掲「年報」は云ふ、――「職業性疾患の發生狀況を明にすることは該疾患の發生豫防策の確立上必要なるを以て鋭意其の發見に努力しつゝあるも衞生技術官不備の爲め之が徹底を期し難し。本年發生の職業性疾患の重要なるものにつき其の原因症狀等を略記すれば次の如し。

二硫化炭素中毒　本邦に於ける二硫化炭素中毒は主としてヴイスコース法による人造絹絲製造工場に發するものにして、此の患者の主症狀は殆ど神經衰弱樣症狀、球外視神經炎、角膜知覺痲痺等を伴ふものにして更に精神症狀を起すものあり。……

硫化水素中毒　人絹工場に於ては其の紡絲作業に夥しく硫化水素瓦斯を發生し、之に基く角膜表層炎及結膜炎は多數發生しつゝあり。工場換氣不充分なる處に於ては眼疾患のみならず眞の中毒も起り得ると考へられる、濃度大ならば硫化水素は中樞神經系の興奮と痲痺とを來し呼吸困難心臟痲痺を起すこともあり、稀薄ならば慢性に諸粘膜を害し前記の如き眼疾患の外胃腸障害、上氣道加答兒、皮膚の紅疹水泡等を起すことあり、……

硅肺　本年度に於て發生せる硅肺は何れも製鐵業の職工にして即ち長年月の作業中自然に硅塵を吸入せし爲ならん、……

鉛中毒　鉛中毒は年々減少し本年は新聞工場が鉛症痛を起せるとの報告を見たり。

瘭疽　紡績工の手指先端に起る瘭疽は毎年報告する如く本年に於ても多數にして、此の瘭疽は高速度に移動する絲の切斷を繼ぐ際指先が摩擦され、其の損傷部より化膿菌の侵入によるものが多く瓦斯絲製造の瓦斯燒に最も多く發生す。製絲工場に於ても依然として本病の發生著し。

電擊性眼炎　電擊性眼炎は電氣鎔接又は鎔接作業に從事する者に最も多く、……其の豫防方法を誤る時は强く眼が痛み、流涙、羞明灼熱、異物樣感が起り視力障害を惹起す。

熱射病　鋼鐵製造業に多く之に從事する者は高溫高濕の爲め發汗甚しく、爲に體內水分及食鹽の減少によつて專ら四肢の痙攣が發作的に起る。」

（二）結核「工場勞働者の結核患者數の概況を健康保險の統計に就て見れば次表の如く年々增加の傾向なり。

健康保險統計より觀たる工場結核患者比較調

	職工數	肺結核患者數	肋膜患者數	被保險者千人に對する肺結核患者數
昭和八年度	一、二九四、九二六	一五、八三八	二九、九五一	十三
同　九年度	一、五〇三、五五〇	二〇、〇四七	三七、五〇五	十三
同　十年度	二、〇九六、六五七	三八、〇〇一	四八、八四〇	十八

「工場勞働者の結核につきては全國的に集計したる統計を缺くを以て其の罹病率を詳細に示す由なきも寄宿工又は一般職工の健康診斷の際發見したる結核患者を健康診斷成績報告中より抽出し掲載すれば左の如し。」なほこゝでは便宜上、上掲「年報」の報告する七府縣のうち大阪府の狀況に就いてのみ見ることゝする。

大阪府

肺結核及結核性疾患罹病率表（當時五十人以上の職工を使用する工場に付調査）

	男子罹病率	女子罹病率		男子罹病率	女子罹病率
染織工場	三、八六%	三、七七%	飲食物工場	三、九七%	二、八七%
機械器具工場	三、八〇	四、八二	雜工場	四、六五	四、五八
化學工場	四、〇〇	四、五九	特別工場	三、五七	

「結核の罹病率の最も高きは機械及器具工場の女工四、八二七%にして之に次いで高率のものは雜工場の男工四、六五一%、化學工場の女工四、五九三%にして雜工場の女工四、五八〇%、化學工場の男工四、〇〇七%の順位なり、飲食工場の男工三、九七一%に次いで染織工場に於いては男工三、八六一%、女工三、七七五%なり。

「之を要するに從來染織工場に於いて女工の結核罹病率は相當高率として傳へらるゝも事業主に於いて保健衞生又は體育に留意したる爲漸次職工の健康狀態良好となりたるものにして之に反し他の業態殊に機械及器具工場に於ける女工の結核は其の絶對數は少きも罹病率が最高率となり居る事實は此の業種は男工が主として生産の本體たる作業に從事女子は單に補助的作業に從事するものにして其の職工數比較的小數なりと雖も尙工場勞働者の保健對策上看過し得ざるものと思料せらる。」

診療及救急施設　工場勞働者の一般診療は健康保險法によつて行はれてゐるが、工場專屬の醫師を置き醫局を設くる等の施設は大工場に限られてゐるものゝ如くである。次表をみよ。（昭和十一年「工場監督年報」に據る）

工場醫に關する調査（昭和十一年九月調査）

	工場數	工場醫ある工場數	同上百分率
千人以上	二四五	一八三	七四・七%
五百人以上	六四五	三六五	五六・六
百人以上	三、四九七	四六一	一三・二

この點について上記「年報」は次の如く云ふ、――「工場勞働者の健康狀態の保持竝に增進上工場醫の設置を便利とするを以て工場醫を設け醫師を專任とする工場尠なからず。但し之等の工場醫は往々單なる治療醫に止まり工場衞生を主とせる工場醫を設置せるもの尠し。凡そ工場醫の使命は治療醫であり、保健豫防醫であり更に勞働者の健康教育者たるべく、卽ち工場の衞生狀態の良否と共に作業能率の增進、或は職工の精神的考査、適正考査に迄も研究、調査を及ぼすべきものなり」と。

また工場に於ける救急施設に就ては上記「年報」は、「其の

他工場に於ける救急施設に就ては工場危害豫防及衛生規則第三十二條の規定より工場の狀況に應じ、必要なる救急用具及材料を補給し機に臨み利用し得る狀態に置くべきものなれども未だ此の點に就ては遺憾とする處多々あり」と報じてゐる。

第二節　鑛山勞働者

勞働災害

災害死傷者數　昭和十一年度に於ける鑛山變災事故回數並に死傷者數及びその災害率は次の如くである。更にこれを累年的にみれば負傷者率は昭和五年以降漸減の傾向にあるやうであるが、災害回數及び死亡者率に於いては昭和・九十年頃より增大に轉じたものゝ如くである。なほ支那事變下の昭和十二年度の鑛山災害は全く不明である。

	災害回數	同上指數（大正七年＝一〇〇）	死亡者數		負傷者數	
昭和五年	一〇七、三四六	六三	八九五（三・五）	一〇七、三七七（四一四・七）		
同　六年	七八、三一〇	四五	七一六（三・五）	七八、三五三（三八七・二）		
同　七年	六五、七二四	三八	七一七（三・九）	六五、六九八（三五三・五）		
同　八年	六六、九二九	三九	八七七（四・三）	六六、七一三（三三九・七）		
同　九年	七三、二三九	四三	九二一（三・〇）	七三、一三四（三〇九・四）		
同　十年	七三、三四八	四三	一、一七二（四・二）	七三、一四三（二五九・七）		
同十一年	七三、五一〇	四三	一、二三四（四・二）	七二、八一三（二四四・七）		

〔備考〕―括弧内は鑛夫千人に對する災害率（鑛夫は各年とも六月末現在の數である。）昭和十一年度は未だ「本邦鑛業の趨勢」未發表のため「昭和十一年度商工省統計表」に據る。以下同斷。なほ本表は昭和十年迄は職員を含む。但しその數は極めて僅少である。

鑛種別災害死傷者數　昭和十一年度の鑛種別災害死傷者數をみるに次の如く石炭山が最も危險なることを示してゐる。

	死亡	重傷	輕傷
金屬山	一八五（二・二九）	二、九九九（三七・二八）	六、五〇七（八〇・八九）
石炭山	一、〇〇九（五・〇九）	二〇、九八七（一〇五・八一）	三九、六一〇（一九九・七〇）
石油山	七（一・五七）	七〇（一五・六五）	一五〇（三三・五四）
其他の非金屬山	三三（三・二五）	四八二（四七・四一）	一、〇〇七（九九・〇四）
計	一、二三四（四・二〇）	二四、五三八（八三・六二）	四七、二七四（一六一・一〇）

〔備考〕―括弧内は鑛夫千人に對する災害率（鑛夫は昭和十一年六月末現在の數）。重傷とは休業二週間以上の負傷、輕傷とは休業三日以上の負傷を指すものである。本表には職員を含まず、以下同斷。

更に各種鑛山を通じて坑内外別にみれば左の如く坑内の方が危險極めて大であることは云ふまでもない。

	死亡	重傷	輕傷
坑内	一、〇八一（五・五七）	二一、四三三（二〇・六三）	四〇、五八三（二〇八・九六）
坑外	一五三（一・五三）	三、一〇五（三一・〇四）	六、六九一（六七・一一）
計	一、二三四（四・二〇）	二四、五三八（八三・六二）	四七、二七四（一六一・一〇）

〔備考〕―右に同じ。

災害原因　右の事故回數及び死亡者數を原因別（重大原因のみ）にみれば左の如くである。

	災害回數		死亡者數	
	回數	總回數に對する割合	死亡者數	總死亡者數に對する割合
		割		割
落磐	二五、二八三	三・四九	五八〇	四・七〇
坑内鑛車の爲	八、六五一	一・一九	二一五	一・七四
機械の爲	二、三二一	〇・三三	五三	〇・四三
瓦斯炭塵爆發破又は爆發藥の爲	三三	—	一四七	一・一九
坑外鑛車又は架空索道の爲	三〇九	〇・〇四	五四	〇・四三
	二、一一	〇・二九	一八八	一・五二

第三章　賃銀

第一節　工場勞働者

（イ）名目賃銀

概觀　前掲日銀「勞働統計」によつて「定額賃銀」及び「實收賃銀」の最近數年間における推移をみるに次の如く、「定額賃銀」は昭和七年以降低下の一途を辿りつゝあつたが、支那事變下に於ける本年は稍々反騰を示してゐる。これに對し、「實收賃銀」は七年迄は漸減し八年以降は（十年を除き）むしろ漸騰の傾向にあつたが、本年は更に著しく騰貴してゐるのが注目される。（絶對額に於いては昭和十二年平均は定額一・三五四圓、實收二・二二一圓――以上いづれも男）尙事變發生以來は應召者の臨時工による補充がこの數字を多少とも低下せしめてゐることに注意すべきであらう。

	總指數		男		女	
	定額	實收	定額	實收	定額	實收
昭和五年平均	九六・二	九八・七	九六・二	九七・三	九四・〇	八七・四
同　六年平均	九一・三	九〇・七	九一・五	九二・〇	八七・九	七七・四
同　七年平均	八八・一	八八・一	八八・八	九二・七	八三・四	七〇・九
同　八年平均	八五・一	八九・二	八六・二	九五・一	七九・九	六八・四
同　九年平均	八二・九	九一・二	八四・〇	九六・三	七八・〇	六七・三
同　十年平均	八一・三	九一・一	八二・二	九五・四	七六・七	六六・五
同十一年平均	八〇・七	九一・八	八一・六	九四・二	七六・一	六六・五
同十二年平均	八二・四	九六・八	八三・一	九八・〇	七七・九	七一・二
同　一月	八一・五	九二・七	八二・二	九三・七	七七・一	六八・五
同　二月	八一・七	八五・五	八二・三	九六・五	七七・二	七〇・四
同　三月	八一・六	九七・〇	八二・二	九七・六	七七・三	七〇・九
同　四月	八一・四	九四・九	八二・一	九六・五	七七・一	七〇・一
同　五月	八一・八	九五・八	八二・五	九七・二	六六・六	七〇・五
同　六月	八二・四	九六・六	八三・一	九八・三	七八・一	七一・五
同　七月	八三・〇	九六・三	八三・六	九七・五	七八・五	七一・一
同　八月	八三・〇	九六・〇	八三・六	九七・三	七八・五	七一・二

同　九月	八三・〇	九六・一	八三・六	九七・五	七八・三	七一・七
同　十月	八三・〇	九八・三	八三・八	九九・五	七八・三	七二・四
同　十一月	八三・〇	九九・四	八三・八	一〇〇・六	七八・六	七二・九
同　十二月	八三・三	一〇二・九	八四・〇	一〇四・二	七八・七	七三・二

〔備考〕―大正十五年基準、民營工場のみの指數、但し製絲業を除外せるもの、なほ參考迄に内閣統計局調工場勞働者賃銀指數（諸手當賞與額を含むもので實收賃銀に近きものと見做しうる――「賃銀統計月報」）並に商工省調賃銀指數（原則として實收賃銀である――「昭和十二年賃銀統計表」）をみるに左の如く、略々前記日銀調と同様の傾向を示してゐる。

	内閣統計局調（昭和二年基準）	商工省調（大正十年乃至十二年全三箇年平均賃銀基準）
昭和五年	一〇三	九四・四
同　六年	九五	八五・九
同　七年	九八	八二・六
同　八年	九七	八二・三
同　九年	九七	八二・五
同　十年	九六	八三・六
同　十一年	九七	八三・六
同　十二年	一〇〇	八八・五

右表（日銀調）によつて明らかなる如く、昭和八年以降特に本年度において顯著となつた「定額賃銀」と「實收賃銀」との間の遞增的な開きは、一般的には勿論所定勞働時間と實際勞働時間との間の遞增的な開きに、換言すれば實際勞働時間の標準勞働日以上への遞次的な延長（即ち早出居殘時間の延長）に基因するものと考へられるが、特に賃銀決定の一部的基準が請負制度に置かれてゐる限りにおいては、更に勞働の遞次的强化をも反映するものと考へなければならない。

「實收賃銀」の「定額賃銀」を超過する增額部分乃至その增大が右の如き意義をもつものと考へられるならば、かゝるものとしての「實收賃銀」の增大は果して勞働時間の延長と勞働强度の增進とを補償する底のものであらうか。以下、資料の關係上昭和十一年末の勞働時間との關聯における賃銀のみを、「工場統計表」の「一時間當賃銀」についてみるに次の如くである。

	錢	錢
昭和五年末	一三	（一四・三）
同　八年末	一三	（一三・四）
同　十年末	一三	
同十一年末	一三	

〔備考〕―こゝに一時間當賃銀とは賃銀支拂總額を勞働時間延數にて除したものであるから、これは一時間當實收賃銀と考へられる。なほ括弧内は「勞働統計實地調査報告」によるもの。

即ち昭和十一年末の一時間當平均賃銀は十三錢で同八年に比して一錢の騰貴を示してゐる。こゝでは實收賃銀の騰貴は昭和八年に比し勞働時間の延長を一應充分に償つてゐるもの

と云はなければならない。だが、それにしても僅か一錢の騰貴は既に十數時間にも及ぶ過長勞働時間を生理的に償ふに足りるものであるか否かは疑問とせざるを得ない。けだし超過勞働時間にあつてはその超過が大なれば大なるほど通常の勞働時間に比して勞働者の疲勞或は勞働力の消耗は加速度的に增進するものであるからである。假にこの程度の報酬が勞働時間を生理的に漸く償つてゐるにしても、なほ吾々は勞働の强度との關聯を考へなければならない。即ち實收賃銀の騰貴には上記の如く勞働强化の增進が反映してゐるのであるからこれをも考慮に容れてみれば、昭和八年に比し一時間當平均賃銀の僅か一錢の騰貴は、既にそれが超過勞働時間を生理的に辛うじて償ふに過ぎない以上、或はこれさへも疑問である以上、この程度の騰貴を以つてしては勞働强度の增進は決して償はれてゐないものと考へざるを得ないのである。

更に昭和五年と比較すれば、昭和十一年においては右一時間當平均賃銀は同五年と等しく實收賃銀の騰貴は昭和五年に比し何等の改善をもみてゐない。而かもこゝには昭和五年と異り、生理的限界を超えた過長の勞働時間があるのであるから、既に昭和十一年においては賃銀の勞働時間に對する關係は昭和五年に比して質的に變化してゐるものと考へられるのである。換言すれば、昭和十一年はこの意味においては同五年に比し勞働に對する報酬は却つて低下してゐると考へられるのである。更にこゝでは勞働の强度の賃銀に對する關聯は全く捨象されてゐることも注意しなければならない。昭和十一年においては同五年に比し勞働强化は著しく增進してゐることは既に周知の事實であるから、これを併せ考へれば勞働に對する報酬は更に一層の低下をみてゐると斷ぜざるを得ないのである。

次に「定額賃銀」に就いてみるに、本年度は從前と異り稍々反騰を示してゐること前述の如くである。「定額賃銀」の增大はこの限りに於いては勞働生活の改善を意味するものであるが、「實收賃銀」の增大が右の如く超過勞働時間と勞働强化による疲勞回復を補償するに足らないものと考へられる事情の下にあつては、それは何等勞働者の生活狀態に好ましき結果を齎らすものではないであらう。

以上は實收、定額賃銀とも名目に就いての考察であるが、特に「定額賃銀」に就いては本年度の反騰が物價高を背景とする勞働者の賃銀引上爭議と事變下に於ける產業協力主義を標榜する當局の慫慂による事業主側の自發的賃銀引上に基く事實を顧みれば、名目賃銀についてのみならず更に進んで實質賃銀について考察することが必要であらう。これに就いては後段實質賃銀の項を參照。

事業別賃銀　日銀「勞働統計」によつて本年度に於ける事業別賃銀指數（定額及實收）をみるに次の如く、時局產業部

門と紡織産業部門との間には著しい相異が窺はれる。而してこの相異は特に實收賃銀に於いて著しい。次に事業別賃銀指數の推移をみるに、概して云へば定額、實收とも昭和五年以降漸減の傾向にあつたが昭和十一年を底として本年は稍々少しく持ち直したやうである（昭和十一年の賃銀指數は省略、昨年度本年鑑參照）。かゝる傾向は獨り時局産業に限らずいづれの産業部門にも略々同様に見られるのであるか、このことは特に時局産業方面に低給者の増員が行はれてゐる事實を物語るものであらう。

	昭和五年平均 定額	昭和五年平均 實收	昭和八年平均 定額	昭和八年平均 實收	昭和十二年平均 定額	昭和十二年平均 實收
製絲業	八六・四	八二・七	六一・三	六一・七	六四・二	六七・六
紡績業	九四・七	八六・八	七〇・一	六二・五	七一・二	六六・四
織物業	八六・四	八三・八	七一・六	六六・五	七七・五	六九・六
染色整理業	九六・三	九一・六	八五・六	八三・三	八五・一	七八・八
組物編物業	八八・八	八三・五	七五・三	七〇・二	七五・一	六七・四
機械製造業	九六・三	九四・九	八五・七	一〇〇・六	七六・三	九二・一
船舶製造業	一〇〇・〇	九四・一	九二・〇	九七・一	八七・一	一〇〇・七
車輛製造業	九五・六	九九・九	八六・三	八九・五	七八・七	八二・七
器具製造業	九六・二	九九・五	八五・三	八九・三	七六・七	八二・八
金屬品製造業	九七・八	九七・六	八八・一	九六・三	八二・七	九九・七
窯業	九五・〇	九一・九	八六・〇	八三・六	八五・六	八五・四
製紙業	九八・三	一〇一・七	九一・三	九二・四	八九・八	九四・一
製藥業	一〇〇・三	九七・七	九三・二	八二・七	八八・四	八一・〇
護謨製品業	九五・七	九六・五	八四・三	八六・三	七九・九	八九・六
人造肥料業	一〇二・五	一〇一・三	九九・〇	九五・四	九六・八	九九・七
飲食物工業	九九・四	九八・六	九三・六	九二・五	九一・四	九五・二
印刷製本業	九三・五	九五・八	八三・〇	九〇・三	七七・九	八六・五
製材家具工業	九四・三	八七・九	七八・一	七三・二	七七・四	七五・九

〔備考〕―大正十五年基準、但し製絲業に限り同年三月より十一月に至る九ケ月分の平均を基準とす。民營工場のみ。なほ製絲業紡績業、織物業、組物編物業は女工の賃銀により、他の業種は男工の賃銀により作成せるものである。

なほ參考迄に商工省「賃金統計表」により昭和九年以降に於ける金屬工業及機械器具工業の賃銀をみるに左の如くである

	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
	圓	圓	圓	圓
金屬工業 平爐工	三・六三	三・五七	三・六九	三・九三
金屬工業 鑄造工	二・四九	二・四九	二・三七	二・六三
金屬工業 鋼壓延工	三・三五	二・九〇	二・八一	二・九九
金屬工業 鍍金工	一・八〇	一・八四	一・九一	一・九三
機 鍛冶工	二・四五	二・四四	二・四一	二・七二
機 木型工	二・五七	二・六一	二・五四	二・七九
機 旋盤工	二・五六	二・五八	二・五二	二・六五

機械器具工業				
轉削工	二・七七	二・六八	二・五九	二・六〇
研磨工	三・〇二	三・〇四	二・九八	二・九五
鎔接工	二・五二	二・五一	二・五〇	二・六五
リベッター	二・四五	二・五〇	二・五一	二・五一
組立工	二・七一	二・七二	二・六四	二・七六
仕上工	二・四六	二・五一	二・四九	二・五七

〔備考〕―賃銀は毎一ケ月を通算したる實收賃銀の年平均。尙右表は全國平均のものゝ。

更に「工場統計表」によつて各産業別に一時間當賃銀（實收と見做し得る）の推移をみるに次の如くである。

	昭和五年		昭和八年		昭和十一年	
	錢	錢	錢	錢	錢	錢
紡織工業	九	七	二	一九	二	二〇
金屬工業	二	一九	二	二〇	一七	一四
機械器具工業	二	二〇	一七	一四	一六	一四
窯業	一七	一四	一五	一三	一五	一三
化學工業	一六	一四	二〇	一七	二〇	一七
製材及木製品工業	一五	一三	一五	一三	一五	一三
印刷及製本業	二〇	一七	一三	一三	一三	一三
食料品工業	一五	一三	二三	二三	二一	一〇
ガス及電氣業	二三	二三	一一	一〇	一三	一三
其他の工業	一一	一〇	一三	一〇	一三	一三
平均	一三	一三	一三	一三	一三	一三

體性別年齡別賃銀

內閣統計局調賃銀（諸手當賞與を含む）を體性別年齡別並に産業別にみるに左の如く、女工の賃銀は男工に比し平均三分の一以下である。更に女工の賃銀を各産業別にみれば可成りの差違があり、女工が所屬職工總數の八割を占めてゐる紡績工業に於いて最低を示してゐる。これは同工業に於いて十六歲未滿の幼年工が他の産業と異つて約二割近くを占めてゐることにも基因するものであらう。

工場	總數	男 平均	男 十六歲未滿	男 十六歲以上	女 平均	女 十六歲未滿	女 十六歲以上
		錢	錢	錢	錢	錢	錢
總數	九七六	一九九・二	二五〇・五	二五四・八	七九・四	五七・七	八六・六
窯業、土石加工業	五八	一八五・六	二一八・六	二三一・二	八六・二	六四・七	九一・六
金屬工業	八〇	三〇九・三	三二〇・八	三三三・〇	一一七・〇	七一・五	一一九・〇
機械器具製造業	九一	二三八・八	二五六・九	二六三・九	一二七・八	八一・六	一三三・八
造船業、運搬用具製造業	七一	二五〇・八	二五三・七	二五七・四	九一・六	七五・二	五六・九
精巧工業	二一	二五五・五	二九四・〇	三〇五・九	九九・〇	七三・八	一〇八・一
化學工業	八七	一七四・九	一九九・一	二〇一・〇	九四・一	六〇・四	九九・〇
紡績工業	二九三	八三・〇	一三五・一	一三八・九	六九・五	五五・八	七五・四
被服、身裝品製造業	三三	一三七・一	二〇四・四	二〇六・八	一〇〇・五	七五・〇	一〇三・七
紙工業	六五	一八三・四	二〇九・八	二一三・八	一〇五・三	六一・五	一〇九・〇
印刷業	一三	三一七・〇	三七七・三	四六・二	三七八・一	九〇・七	六一・二
皮革、骨、羽毛品製造業	三九	一四〇・八	一六一・七	六〇・二	一六五・一	七九・〇	六五・七
木竹草莖類に關する製造業							八二・三

飲食料品製造業	一〇三	一五八・四	二一七・〇	七六・八	二一九・一	九五・二	五九・三	九八・六
瓦斯、電氣水道業	二〇	二五六・七	二五八・三	九三・〇	二五八・四	一三二・〇	—	一三二・〇
其他の工業	一三	一四七・三	一九二・九	六九・七	二〇二・四	八四・三	六二・五	九一・四

女工の賃銀に就いてはなほ實物賃銀の有無が重要性をもつてゐる。こゝでは資料の關係上第四回「勞働統計實地調査報告」（昭和八年十月十日現在）によつて、各産業平均實物賃銀並に紡織工業（女工が所屬職工總數の八割を占めてゐる）に於ける實物賃銀の狀況をみるに左の如くである。

	平均貨幣賃銀	平均賃銀全額	實物賃銀なき工場及勞働者			實物賃銀ある工場及勞働者		
			工場數	勞働者數	貨幣賃銀	工場數	勞働者數	全賃銀	貨幣賃銀	實物賃銀
	圓	圓			圓			圓	圓	圓
總數	一・三〇	一・二六	四、二一七	七九一、八八五	一・七一	四、二三三	六三二、一六一	〇・九二	〇・七九	〇・一三
紡績工業	〇・六八	〇・七八	九三六	一四九、七五四	〇・八七	二、五五六	五四五、七四三	〇・七六	〇・六三	〇・一三

これに依れば紡織工業ではこの工場數の七三%が實物賃銀を支拂つてをり、ガス、電氣、水道業の八〇%に次いで第二位にある。併しこれを勞働者側からみれば紡織工業では所屬勞働者の七八%が實物賃銀を受けてをり斷然最高である。更に紡織工業に於ける實物賃銀の内容をみるに賄、被服、住宅寄宿舍等々が最も多く、此等のうち三種給與のもの七二%に及んで最も多い。

（ロ）實質賃銀

勞働者の生活狀態の如何は云ふまでもなく名目賃銀によるのみでは不充分である。特に現時に於けるが如きインフレーションの時代に於いて然りである。そこで以下物價との關聯に於ける實質賃銀をみることにする。ところでこれが爲めには勞働者の生計費指數を必要とするが、これに就いては幸ひ信憑するに足る調査結果が最近内閣統計局によつて發表されてゐる。併しこれは本年八月以降のものであるからこれを全般的に利用することはできない。そこでこゝでは從前通り朝日新聞社の調査にかゝる生計費指數を便宜上借用し、後段に於いて特に事變後の實質賃銀の推移をみる際に前記内閣統計局の生計費調査を利用することゝしやう。

いま工場勞働者について昭和六年の金輸出再禁止以降の實質賃銀指數の推移をみれば左の如く、名目定額賃銀は既述の如く本年物價高を反映して珍しくも反騰したが、生計費昂騰のため實質定額賃銀は却つて引續き低落してをり、昭和六年に比して實に約二割五分の激落を記錄してゐる。これによれば名目定額賃銀の騰貴も實質定額賃銀の下落率を緩和したといふ消極的な意味しか有たないものゝ如くである。かくの如

き實質定額賃銀の激落は工場勞働者をして逆に早出居殘を歡迎せしめる有力なる槓桿たるものであらう。更に勞働者の早出居殘による收入を內容とする名目實收賃銀の徵騰にしても同じく生計費の昂騰には追ひつき得ないのであつて、勞働者の生活水準は年と共に低下し既にその低下率は昭和六年に比し一割に及ばんとしてゐる。こゝには價値以下の勞働力の販賣が行はれてゐるのである。最後に一時間當名目實收賃銀をみるに、勞働强化の增進を措いて問はないとすれば、勞働時間の延長は漸く償はれてゐること既述の如くであるが（過長勞働時間の疲勞に及ぼす質的變化は別として）、實質的には昭和六年に比し、約一割七分の低落を示し勞働者はその勞働力の販賣に於いてそれだけ實質的に不利な立場にあることを知り得るのである。

		昭和六年十月	昭和八年平均	昭和十年平均	昭和十一年平均	昭和十二年平均
生計費指數		一〇〇・〇	一〇五・〇	一一三・六	一一五・三	一二〇・二
名目賃銀指數	定額	一〇〇・〇	九四・七	九〇・六	八九・一	九一・六
	實收	一〇〇・〇	一〇〇・九	一〇三・一	一〇三・八	一〇九・五
	一時間當	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	―
實質賃銀指數	定額	一〇〇・〇	九〇・二	八〇・三	七七・三	七六・二
	實收	一〇〇・〇	九五・二	九二・四	九一・八	九一・一
	一時間當	一〇〇・〇	九五・二	八八・八	八三・二	―

〔備考〕―賃銀指數（定額、實收）は日銀調、生計費指數は朝日新聞社調、いづれも昭和六年十月基準に換算せるもの。一時間當賃銀指數は商工省「工場統計表」に據り、昭和六年々末基準に換算せるもの。

なほ商工省「昭和十二年賃銀統計表」によつてみるも略々同樣の傾向が窺はれる――曰く、「賃銀指數÷小賣物價指數×一〇〇の方法に依り算出せる本年平均指數は九一・二にして之を前年の九四・九に比較すれば三・九%の低下に當り月別指數に於ても前年に比較し一月の七・三%の低下を最大とし三月及五月の各一・九%の低下を最小として各月共低下を示せり」と。なほ右指數は全國（十三都市）に於ける賃銀は七十三種、小賣物價は百品目の總平均である。

次に本年七月支那事變勃發以來の實質賃銀（實收）の月別推移を內閣統計局「勞働者生計指數」と同「賃銀統計月報」によつてみるに左の如く、十月以降は上昇傾向にあることが窺はれる。

	昭和十二年七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
勞働者生計費指數（全國）	一〇〇・〇	一〇〇・六	一〇一・七	一〇一・八	一〇一・八	一〇三・〇
平均賃銀（圓）	一・九二一	一・九二一	一・九二一	一・九二一	一・九六三	二・〇一五
實質賃銀（圓）	一・九二一	一・九〇九	一・八七七	一・八九六	一・九二八	一・九五六

〔備考〕―內閣統計局調の賃銀は諸手當賞與額を含むもので實收賃銀に近きものと見做し得る。

第二節　鑛山勞働者

（イ）名目賃銀

概觀　前掲日銀調によつて鑛山勞働者の賃銀指數を一工當り（定額）と一人一日當り（實收）に分けて最近の趨勢をみるに、昭和八年以降いづれも漸騰の傾向にあるが、本年においてはその騰貴率特に著しいのが注目される。（絕對額に於いては昭和十二年は定額は一・八七八圓、實收二・〇〇〇圓―以上いづれも男）

	總指數		男		女	
	一工當り	一人一日當り	一工當り	一人一日當り	一工當り	一人一日當り
昭和八年平均	九二・六	九〇・八	九一・八	八九・四	五七・五	五七・二
同　十年平均	一〇〇・〇	九八・八	九八・八	九七・〇	五七・九	五八・〇
同十二年平均	一二四・四	一二四・四	一二三・一	一二二・三	六五・二	六六・〇
一月	一〇六・三	一〇五・八	一〇四・九	一〇三・八	六一・八	六二・三
二月	一〇八・七	一〇八・五	一〇七・三	一〇六・三	六二・八	六四・八
三月	一二三・三	一二三・六	一二一・九	一二〇・四	六三・七	六四・五
四月	一二二・五	一二二・二	一二一・一	一二〇・一	六四・〇	六四・七
五月	一二三・〇	一二二・七	一二一・七	一二〇・七	六三・九	六四・三
六月	一二三・五	一二三・三	一二二・一	一二一・三	六四・〇	六四・四
七月	一二五・一	一二四・九	一二三・八	一二二・八	六五・一	六五・七
八月	一二五・〇	一二四・九	一二三・五	一二二・九	六五・七	六六・二
九月	一二六・一	一二六・二	一二四・六	一二四・一	六五・八	六六・三
十月	一二八・二	一二八・四	一二六・八	一二六・三	六五・九	六七・八
十一月	一三〇・三	一三〇・九	一二八・八	一二八・六	六八・六	六九・六
十二月	一三一・八	一三三・五	一三〇・一	一三〇・二	六九・八	七〇・九

〔備考〕―大正十五年基準、定礎法により作成。

一人一日當り賃銀は各鑛山の月中賃銀總支拂高（年末季末以外の諸手當を含む）の合計を各鑛山の中鑛夫出勤日數累計の合計を以て除したるもの。

一工當り賃銀は各鑛山の月中賃銀支拂高の合計を各鑛山の月中延工數累計（一人の一定單位時間の勞働を一工として計算したるもの）の合計を以て除したるもの。

なほ參考迄に內閣統計局調賃銀指數（諸手當賞與額を含むもので實收賃銀に近きもの）を見るに次の如くである。

內閣統計局調（昭和二年基準）

昭和六年平均	八六
同　八年平均	八七
同　十年平均	九四
同　十二年平均	一〇九

產業別體性別年齡別賃銀　內閣統計局調賃銀（諸手當賞與額を含む）を產業別によつて體性別年齡別にみるに次の如くである。（昭和十二年六月現在）

	鑛山總平均	男 平均	男 十六歲未滿	男 十六歲以上	女 平均	女 十六歲未滿	女 十六歲以上
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
總數	九二	一九三・二	二〇〇・七	二〇二・六	八〇・四	五四・五	八一・四
金屬鑛業	二八	一七九・一	一八七・二	一八九・四	七二・三	四九・八	七三・五

石炭鑛業	四七	二〇〇・五	二〇七・八	七四・八	二〇九・五	八四・五	五八・八	八五・三
石油鑛業	一三	一六四・〇	一六七・五	五七・五	一六九・一	八八・六	五八・八	八八・九
其他の鑛業	五	一七四・六	一八二・八	六七・七	一八四・九	七〇・一	五一・五	七二・〇

〔備考〕―内閣統計局「統計時報」中「賃銀統計」に據る。なほ産業別體性別鑛山賃銀については日銀「勞働統計」もこれを記載してゐる。

更に資料は稍古きに失するが第四回「勞働統計實地調査報告」により鑛山勞働者の賃銀においては可成り重要な地位を占めてゐる實物賃銀の各鑛種平均をみれば次の如くである。

（昭和八年十月十日現在）

平均貨幣賃銀	平均賃銀全額	實物賃銀なき鑛山及勞働者			實物賃銀ある鑛山及勞働者			
		鑛山	勞働者	貨幣賃銀	鑛山	勞働者	全賃銀	貨幣賃銀	實物賃銀
圓	圓			圓			圓	圓	圓
一・四三	一・四九	四四	六八、九五九	一・二三	三〇二	一二三、四四二	一・六四	一・五三	〇・一一

（ロ）實質賃銀

鑛山勞働者の一工當り名目賃銀は前記の如く日銀調によれば昭和八年の九二・六より同十二年の一一四・五と約二三％餘の騰貴率を示してをり、この間に於ける生計費指數の騰貴率約一四％を稍々超過してゐる。また一人一日當り名目賃銀においても同期間に於ける騰貴率は約二六％で、これ又生計費の上昇を超過してゐる。即ち鑛山勞働者は工場勞働者とは異りその生活水準は寧ろ改善の傾向にあるものと見られる。併し前記の如く日銀調によれば昭和十二年に於ける鑛山勞働者(男)の一工當り賃銀は一・八七八圓、一人一日當り賃銀は二・〇〇〇圓で、工場勞働者に比し前者に於いては幾分優位にあるが後者に於いては寧ろ低位にある。從つて鑛山勞働者の生活水準が改善の傾向にあると云ふも、その絶對的意義は却つて消極的であることを注意しなければならないであらう。

第三節　交通勞働者

名目賃銀

概觀　内閣統計局調により交通勞働者の賃銀（諸手當賞與額を含む）の最近數年間における趨勢をみるに次の如くである。

	總平均	陸上運輸業	船舶運輸業	運輸取扱業	郵便電信電話事業
昭和六年平均	一一二	一一三	一〇三	八二	一〇一
同　七年平均	一一二	一一四	一〇二	七八	一〇三
同　八年平均	一一三	一一六	一〇三	七七	一〇二
同　九年平均	一一二	一一五	一〇二	七七	一〇一
同　十年平均	一一一	一一三	一〇三	七四	一〇〇
同十一年平均	一一一	一一三	一〇五	七五	九九
同十二年平均	一一五	一一五	一一二	七四	一〇六
同　一月	一一二	一一三	一〇六	七三	一〇〇
同　二月	一一一	一一三	一〇八	七二	一〇〇

同三月	一一一	一一三	一〇六	七三	一〇一
同四月	一一四	一一七	一〇六	七三	一〇〇
同五月	一一五	一一八	一〇六	七二	九八
同六月	一一六	一一八	一一七	七三	一〇七
同七月	一一六	一一六	一一六	七八	一一〇
同八月	一一五	一一六	一一五	七四	一〇九
同九月	一一五	一一六	一一五	七五	一〇九
同十月	一一五	一一五	一一六	七六	一一〇
同十一月	一一五	一一六	一一六	七七	一〇九
同十二月	一一五	一一六	一一八	七七	一一五

〔備考〕―内閣統計局「統計時報」中「賃銀統計」に據る。昭和二年基準。

産業別體性別年齢別賃銀　右内閣統計局調により交通勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額をみれば次の如くである。

（昭和十二年六月現在）

事業場	總平均	男 平均	男 十六歳未滿	男 十六歳以上	女 平均	女 十六歳未滿	女 十六歳以上
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
總數	四六九・一九九・五	二一一・四	九五・七	二一一・六	一一三・六	八八・二	一一五・〇
I 通信業	三一二八・〇	一六二・〇	九三・三	一六二・一	一〇一・六	八七・三	一〇三・八
郵便、電信	三一三八・〇	一六二・〇	九三・三	一六二・一	一〇一・六	八七・三	一〇三・八
電話業							
II 運輸業	四三七二一〇・六	二一四・九	九五・八	二一五・一	一三一・一	一三八・九	一三一・一
鐵道業	五八二〇六・一	二〇八・二	七五・一	二〇八・二	一〇四・四	―	一〇四・八
電車業	三六二三〇・六	二三六・〇	九八・四	二三七・三	一五一・九	一三一・八	一五一・九
乘合自動車業	一五二二六・三	二八四・四	七〇・二	二八四・五	一三八・四	一二九・九	一三八・五
船舶運輸業	三〇九二一七・六	二一七・六	六〇・〇	二一七・八	―	―	―
運輸取扱業	一九一五六・五	一五六・五	―	一五六・五	六八・三	―	六八・三

第四章　家　計

家計費に關しては昭和六年以降内閣統計局において「米穀統制の基本資料を供與する」目的を以て累年家計調査を施行しその結果を發表してゐる。いま昭和十三年三月に發表せられた「家計調査報告」(昭和十一年九月乃至同十二年八月)によつて昭和十一・十二年に跨がる一ケ年間の勞働者家計の狀況についてその概略を記述することゝする。但しこゝには支那事變の影響といつた樣なものは調査時期の關係上未だ見られない。

（なほ本調査の要綱の大要は次の如くである。(一)調査の地域は全國主要十都市。(二)調査の客體は給料生活者(官公吏・銀行會社員・教職員)及勞働者(工場勞働者・交通勞働者)につき、平均月收五十圓以上百圓未滿の者、一、六七八世帶(給料生活者五五八世帶・勞働者一、一二〇世帶)を採擇。一世帶平均人員は給料生活者三・八〇人(官公吏四・〇四人・銀行會社員三・六六人・教職員三・七一人)、勞働者四・一四人(工場勞働者四・一五人・交通勞働者四・一

三人）である。但し右一世帯平均人員はいづれも昭和十一年九月一日現在のもので、一ヶ年延世帯人員を一ヶ年延世帯で除して算出したる一世帯平均人員は給料生活者三・八九人・勞働者四・二三人であつて、以下において一世帯平均人員とはこれを云ふ。（三）調査の方法は各家計簿記入者の世帯に毎月家計簿を配布し、之を記帳せしめたる上報告せしめるものである。なほこれら調査の要綱の詳細については原報告を參照されたい。）

右によれば勞働者家計における實支出總額は、昭和六・七年調査以降漸增の傾向にあつたが、本年は特にその增加著しきものがある。之を五大費目別にみれば、飲食物費は逐年增加しつゝあるが、これに反し住居費は漸減の傾向にある。また光熱費は昭和十・十一年度までは漸增の傾向にあつたが今次の調査では稍減少してゐる。次に被服費は光熱費と丁度反對の傾向を示し、今次の調査では增加を示してゐる。最後に其他の諸費は昭和八・九年度までは漸增の傾向にあつたが、以後漸減し今次の調査では再び增加し、その增加率も可成り大きい。左表を見よ。なほ括弧内は右五大費目の實支出中に占める割合である。

	總額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其他の諸費
	圓					
昭和六・七年	七三・〇八（一〇〇・〇）	二五・八三（三五・四）	一二・六九（一七・四）	三・三六（四・六）	九・三五（一三・八）	二一・八五（二九・九）
同　七・八年	七四・五七（一〇〇・〇）	二六・五三（三五・六）	一二・八四（一七・二）	二・三八（四・五）	九・二一（一三・四）	二三・六一（三〇・三）
同　八・九年	七五・〇五（一〇〇・〇）	二六・九四（三五・九）	一二・六〇（一六・八）	三・五九（四・八）	九・一五（一三・三）	二三・七七（三〇・三）
同　九・十年	七六・七三（一〇〇・〇）	二九・三〇（三八・二）	一二・四三（一六・二）	三・六七（四・八）	九・一五（一一・九）	二三・一八（二八・九）
同　十・十一年	七六・六五（一〇〇・〇）	三〇・三〇（三九・五）	一二・四三（一六・二）	三・七四（四・九）	八・五八（一一・二）	二一・六〇（二八・二）
同　十一・十二年	七九・一七（一〇〇・〇）	三〇・九九（三九・一）	一二・三三（一五・六）	三・七二（四・七）	八・八五（一一・二）	二三・二八（二九・四）

ところで飲食物費（實支出總額中の約四〇％を占め最大費目をなす）の增加率をみるにそれは主として住居費の削減に基いて約二〇％に上つてゐるが、それでも略々この間における食料品小賣物價指數（昭和十一年平均、商工省調）の騰貴率約二三％には稍々及ばないものがあるのである。勞働者はこの側面においても物價騰貴によつて實質的に消費節約を餘儀なくせしめられてゐるものと云ふべきであらう。而して以上の一般的考察においては工場勞働者も交通勞働者も殆んど變るところがない。以下、職業別に勞働者の家計をみることゝする。（詳細の數字に就ては統計表參照）

第一節　工場勞働者

一、實收入　工場勞働者の一世帶一箇月の平均實收入は九〇圓五九錢であつて、内勤勞收入八四圓二三錢（實收入の九二・九八%）、勤勞外收入六圓三六錢（七・〇二%）である。勤勞收入中世帶主の收入は八〇圓七四錢（實收入の八九・一二%）、世帶主の配偶者收入は二圓（二・二一%）、家族收入は一圓四九錢（一・六五%）であつて、勤勞外收入の中では受贈の五圓三四錢（五・八九%）最も多く、財產收入は二〇錢（〇・二二%）、其の他は八二錢（〇・九一%）である。

二、收入過不足　次に收入の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係では五圓一四錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合六・一〇%）、實收入對實支出の關係では一一圓五〇錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一二・六九%）である。

三、實支出　工場勞働者の一世帶一箇月平均實支出は七九圓〇九錢であつて實收入の八七・三一%に該り、交通勞働者の夫れ（八九・四九%）に比し稍々低率の支出である。

實支出七九圓〇九錢中飲食物費は三一圓〇三錢（實支出の三九・二三%）、住居費は一二圓一九錢（一五・四一%）、光熱費は三圓六九錢（四・六七%）、被服費は八圓八四錢（一一・一八%）、其の他の諸費は二三圓三四錢（二九・五一%）である。

以上五大費中飲食物費では米麥費の一二圓一三錢（實支出の一五・三四%）最も多く、副食物費は一〇圓六二錢（一三・四三%）、嗜好品費は五圓九五錢（七・五二%）であつて、出前・外出先の食費は僅かに二圓三三錢（二・九四%）である。又住居費では家賃の九圓七九錢（一二・三八%）其の大部分を占め、被服費では衣服費六圓三八錢（八・〇七%）、身の廻り品費二圓四六錢（三・一一%）である。其の他の諸費では文化費一〇圓九六錢（一三・八六%）、社會生活費九圓七七錢（一二・三五%）、其の他二圓六一錢（三・三〇%）である。

四、總收入及總支出　工場勞働者の世帶に於ける總收入一六二圓三〇錢中實收入は九〇圓五九錢（總收入の五五・八二%）、實收入以外の收入は七一圓七一錢（四四・一八%）であつて、後者の中前月よりの繰越の四六圓六七錢（二八・七六%）、掛買の一三圓〇二錢（八・〇二%）を主なるものとし、貯金引出の六圓八二錢、負債の二圓二六錢、無盡取金の一圓二八錢之に亞ぎ、以下保險金八六錢、貸金受入四九錢、質入二錢、其の他二九錢である。

總支出中實支出は七九圓〇九錢（總支出の四八・七三%）、實支出以外の支出は八三圓二一錢（五一・二七%）であつて、後者の中翌月への繰越の四七圓五〇錢（二九・二七%）、貯金の一一圓九二錢（七・三五%）、掛買拂の一二圓八五錢（七・九二%）を主なるものとし、降つて保險料の四圓七九錢（二・九五%）、負債返還の二圓三一錢（一・四二%）、無盡掛金の二圓一六錢（一・三三%）之に亞ぎ以、下貸金に六五錢、質受金に五錢、其の他九八錢を算する。

次に實收入の實支出に對する剩餘額一一圓五〇錢（實收入の一二・六九%）は實支出以外の支出に繰入れられて貯に金五圓一〇錢、保險に三圓九三錢、無盡に八八錢、貸金に一六錢の夫々支出超過を來し、此の總額一〇圓〇七錢（實收入の一一・一二%）が蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に八三錢、負債に五錢、質に三錢、其の他に六九錢の支出超過となり、掛買に一七錢の收入超過を示してゐ

る。

第二節　交通勞働者

一、實收入　交通勞働者の一世帶一箇月の平均實收入は八八圓九一錢であつて、內勤勞收入八二圓〇八錢（實收入の九二・三二%）、勤勞外收入六圓八三錢（七・六八%）である。勤勞收入中世帶主の收入は八〇圓三八錢（實收入の九〇・四〇%）、家族收入は一圓（一・一三%）、世帶主の配偶者收入は七〇錢（〇・七九%）であつて、勤勞外收入の中では受贈の五圓七一錢（實收入の六・四二%）最も多く、財產收入四一錢（〇・四六%）、其の他七一錢（〇・八〇%）である。

二、收入過不足　次に收入の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係では二圓五一錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合三・〇六%）、實收入對實支出の關係では九圓三四錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一〇・五一%）である。

三、實支出　交通勞働者の一世帶一箇月平均實支出は七九圓五七錢であつて實收入の八九・四九%に該る。

實支出七九圓五七錢中飲食物費は三〇圓七八錢（實支出の三八・六八%）、住居費は一三圓〇五錢（一六・四〇%）、光熱費は三圓八九錢（四・八九%）、被服費は八圓八八錢（一一・一六%）、其の他の諸費は二二圓九七錢（二八・八七%）である、即ち交通勞働者世帶の飲食物費、被服費及其の他の諸費の實支出中に占める割合は工場勞働者世帶の夫れに比し稍々低く、住居費及光熱費の割合は稍々高い。

五大費中飲食物費では米麥費一一圓六四錢（實支出の一四・六三%）最も多く、副食物費は一〇圓五〇錢（一三・一九%）、嗜好品費は五圓九六錢（七・四九%）であつて、出前・外出先の食費は僅かに二圓六八錢（三・三七%）である。住居費では家賃の一〇圓六九錢（實支出の一三・四三%）、被服費では衣服費の六圓二一錢（七・八〇%）が夫々其の大部分を占め、其の他の諸費では文化費の一一圓二〇錢（實支出の一四・〇八%）、社會生活費の九圓九八錢（一二・五四%）が主なる支出である。

四、總收入及總支出　交通勞働者に於ける總收入一五九圓五三錢中實收入は八八圓九一錢（總收入の五五・七三%）、實收入以外の收入は七〇圓六二錢（四四・二七%）であつて、後者の中前月よりの繰越の四四圓四七錢（二七・八八%）首位を占め、掛買の一四圓九八錢（九・三九%）、貯金引出の六圓二二錢（三・九〇%）之に亞ぎ、降つて負債二圓二一錢（一・三八%）、貸金受入九二錢、保險金八八錢、無盡取金六二錢、質入一錢、其の他三一錢である。

總支出中實支出は七九圓五七錢（總支出の四九・八八%）、實支出以外の支出は七九圓九六錢（五〇・一二%）であつて、後者の中翌月への繰越の四四圓六七錢（二八・〇〇%）を主なるものとし、掛買拂の一四圓九一錢（九・三五%）、貯金の一一圓六三錢（七・二九%）之に亞ぎ、遙かに降つて保險料四圓五六錢、負債返還一圓七九錢、無盡掛金一圓〇一錢、貸金一圓一四錢、質受金一錢、其の他二四錢を示してゐる。

次に實收入の實支出に對する剩餘額九圓三四錢（實收入の一〇・五一%）は實支出以外の支出に繰入れられて貯金に五圓四一錢、保險

に三圓六八錢、無盡に三九錢、貸金に二二錢の夫々支出超過を示し、此の總額九圓七〇錢（實收入の一〇・九一％）が蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に二〇錢の支出超過及負債に四二錢、掛買、其の他は共に七錢の夫々の收入超過を示し、質にあつては差引超過のないことが現はれてゐる。

第三篇　俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態

第一章　俸給生活者狀態

第一節　俸給生活者數

俸給生活者の總數は元より明らかではない。たゞ昭和五年國勢調査の結果によれば職員數は二、〇五五、四四四であるが（第一篇第一章參照）、これは俸給生活者の最低數と見做されやう。（因にこれを職業別にみれば公務自由業最も多く總數の約八割を占め商業、工業、交通業が順次之につぐ。更に産業別にみれば右の順位は異らないが公務自由業の占むる割合が可成り低下して五割餘となり、商業、工業、交通業特に前二者の增大が顯著である）この外「業主」及「勞務者」の一部も俸給生活者中に含まるべきであらうがその數は判然しない。要する俸給生活者數は昭和五年に於いて二百萬以上と推定されることだけは確かであらう。　俸給生活者總數の最近の消長も亦遺憾乍ら不明であるが、僅かに左の二三の職業に就いてはこれを窺ひ得る。元より之によつて全般を推すことはできないが、いまはこの程度で滿足するより外はない。

官吏數

	勅任奏任	判任	雇傭(囑託を含む)	計
昭和五年末 文官	一五、四〇四	一一、五九一	三四八、六三一	四七五、六二六
昭和五年末 宮內官	三〇四	一、一五〇	三、〇六二	四、五一六
昭和十一年末 文官	一六、九二四	一三三、〇六〇	三九五、三一四	五四四、二九八
昭和十一年末 宮內官	五六	二、四九五	二、二五四	四、八〇五

〔備考〕—第五十六回「帝國統計年鑑」に據る。

公吏數

昭和五年末	府縣吏員	市長・助役 二三四	吏員 三三、二八五	計 三三、五〇九
	市吏員及雇傭員			六五、〇二五
	町村吏員及雇傭員			
昭和九年末	府縣吏員	市長・助役 二五一	吏員 四三、三〇九	計 二六、五三七
	市吏員及雇傭員			四三、五六〇
	町村吏員及雇傭員			六三、八八八

〔備考〕—前表に同じ。

教員數

	昭和五年	昭和十年
幼維園	四、六五七	五、八六一
小學校	二三四、七九九	二五七、六九一
中等學校程度	六五、八九七	一一八、七七〇
專門學校程度	八、八〇四	九、七四六
大學	五、九四一	六、四八四
其他	一七、四二八	一九、六七五
計	三三七、五二六	四一八、二二七

〔備考〕—「昭和十年度文部統計摘要」によつて算出。

工場職員數

	事務員 民營	事務員 官公營	技術員 民營	技術員 官公營	計
昭和五年末	七六、三九一	三、五〇六	五五、八八五	四、七六九	一〇四、五五一(二四二、〇四三)
昭和十一年末	一一九、三〇三	三、一〇六	八四、五八四	六、二六一	二一三、二五四

〔備考〕—「工場統計表」に據る。從つて右は使用職工五人以上の工場に於ける職員數。なほ括弧內は昭和五年國勢調査の工業(產業大分類)における職員數。

鑛山職員數

	事務に從事する者	技術に從事する者	計
昭和五年六月末	八、三八	一一、一〇一	一九、四二九(二五、六八七)
昭和十年六月末	八、九八九	一一、三五三	二〇、三四二

〔備考〕—「本邦鑛業の趨勢」に據る。但し昭和十一年度は未發表のため十年度の職員數をかゝげておいた。なほ括弧內は昭和五年國勢調査の鑛業(產業大分類)における職員數。

第二節　生活狀態

1　俸給

官吏　官吏の一人當平均俸給年額次の如し。

		勅任、奏任	判任	雇傭(囑託を含む)
昭和五年末	文官	三、一五二圓	一、〇〇一圓	五四七圓
	宮內官	三、二三〇	一、二三〇	六七六

昭和十一年末	文官	二、八四〇	九七五	五三一
	宮內官	二、六九三	九二九	六三二

〔備考〕—第五十六回「帝國統計年鑑」に據る。

公吏 公吏の一人當俸給年額左の如し。

		圓
昭和五年末	府縣吏員	五九八
	市吏員及雇傭	九二〇
	町村吏員及雇傭	四八五
昭和九年末	府縣吏員	三八九
	市吏員及雇傭	八三三
	町村吏員及雇傭	四二一

〔備考〕—前表に同じ。

教員 小學校本科正教員一人當平均月俸左の如し。

	男	女	平均
	圓	圓	圓
昭和五年度	七〇・二四	四九・七四	六三・八六
昭和十年度	六九・一五	四八・八三	六三・〇三

〔備考〕—「昭和十年度文部統計摘要」に據る。

學校卒業生初任給 昭和十二年に於ける學校卒業生の初任給料手當の月收平均額をみるに次の如くで、學歷別に差異あるのは勿論、事務者と技術者との間にも可成りの相異がみられる。之を累年的にみれば事務者にありては昭和五年以降七年が最も惡く九年は可成り持直してゐるが、十一年は又低下した。本年も昨十一年に引續き更に漸減の傾向にあるやうである。技術者に於いても略々これと同樣の傾向が窺はれる。次表參照。

		大學卒業以上	專門學校卒業以上	中等學校卒業以上
		圓	圓	圓
昭和五年	事務者	六九・四五	五八・八九	三七・〇一
	技術者	七七・七五	六四・八五	三八・八六
同 七年	事務者	六一・〇七	五三・六〇	三三・〇三
	技術者	七四・三四	五四・八二	三五・四一
同 九年	事務者	六四・九九	五六・五五	三五・〇一
	技術者	七九・一七	六四・七一	四〇・四二
同十一年	事務者	六四・四〇	五四・二一	三四・六六
	技術者	七七・四八	六五・七〇	四〇・〇一
同十二年	事務者	六四・〇〇	五三・七〇	三五・六六
	技術者	七一・九八	五九・九〇	四〇・四七

〔備考〕—本表は厚生省社會局「昭和十二年知識階級就職に關する資料」によつて公稱資本一千萬圓以上（但、保險會社は公稱資本一百萬圓以上、新聞通信社は拂込資本金一百萬圓以上）の會社銀行（昭和十二年は二五四箇所、但年により異る）の「定期採用狀況」より摘記せるもの。各年五月一日現左。なほ俸給はすべて男の平均を採つた。

2 家計

内閣統計局「家計調査報告」（昭和十一年九月乃至同十二年八月）によつて最近の給料生活者（官公吏、銀行會社員、教職員）の家計費を見るに次の如くである。（同調査要綱に

ついては第二篇第四章參照）いま實支出について今次の調査と昭和六・七年調査とを比較すれば、勞働者家計について述べたことゝ略々同樣のことが云はれる。以下先づ實收入からみることゝしやう。

一、實收入　給料生活者世帶五五八（其の總人員二、一六八・五四人、一世帶平均三・八九人）の一世帶一箇月の平均實收入は一〇〇圓二六錢であつて、之を勤勞收入と勤勞外收入とに大別すれば、前者は九〇圓五九錢（實收入の九〇・三六%）、後者は九圓六七錢（九・六四%）に該る。

勤勞收入は更に世帶主收入の八九圓一一錢（實收入の八八・八八%）、世帶主の配偶者收入の八一錢（〇・八一%）及家族收入の六七錢（〇・六七%）に分れ、勤勞外收入も更に、受贈の七圓二五錢（實收入の七・二三%）、財產收入の二九錢（〇・二九%）及其の他の收入の二圓一三錢（二・一二%）に分れる。

二、收支過不足　勤勞收入對實支出の關係及實收入對實支出の關係に於て給料生活者世帶の收支均衡の狀態を觀察すれば、勤勞收入對實支出の關係に於て勤勞收入九〇圓五九錢は實支出八八圓三七錢に對し二圓二二錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合二・四五%）を示すが、之に勤勞外收入を加へた實收入一〇〇圓二六錢を實支出と對比すれば一一圓八九錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一一・八五%）となる。

三、實支出　給料生活者の一世帶一箇月平均實支出は八八圓三七錢であつて實收入の八八・一四%に該る。實支出中飲食物費は三〇圓六六錢（實支出の三四・六九%）、住居費は一五圓二五錢（一七・二六%）、光熱費は四圓四一錢（四・九九%）、被服費は一〇圓一八錢（一一・五二%）であつて、其の他の諸費は二七圓八七錢（三一・五四%）である。

次に五大費中飲食物費、住居費、被服費及其の他の諸費の四者に付夫々其の支出の內譯を見るに、飲食物費では副食物費の一〇圓九〇錢（實支出の一二・三三%）最も多く、米麥費の一〇圓三二錢（一一・六八%）、嗜好品費の六圓二二錢（七・〇四%）之に亞ぎ、出前・外出先の食費は三圓二二錢（三・六四%）である。住居費では家賃一二圓三九錢（一四・〇二%）その大部分を占め、被服費では衣服費は七圓三四錢（八・三一%）、身の廻り品費は二圓八四錢（三・二一%）である。其の他の諸費では文化費一三圓六八錢（一五・四八%）、社會生活費一一圓五八錢（一三・一一%）、其の他二圓六一錢（二・九五%）である。

四、總收入及總支出　給料生活者の一世帶一箇月平均總收入は一七四圓二四錢であつて、內實收入は一〇〇圓二六錢（總收入の五七・五四%）、實收入以外の收入は七三圓九八錢（四二・四六%）である。實收入以外の收入中前月よりの繰越の四四圓〇六錢（二五・二九%）最も多く、掛買の一三圓七五錢（七・八九%）、貯金引出の一二圓六六錢（七・二六%）之に亞ぎ、遙かに下つて負債は一圓〇一錢、貸金受入は七九錢、無盡取金は七五錢、保險金は三三錢の順序であつて、其の他は六二錢である。

一世帶一箇月の平均總支出は總收入と同額の一七四圓二四錢であ

つて、内實支出は八八圓三七錢（總支出の五〇・七二％）、實支出以外の支出は八五圓八七錢（四九・二八％）である。實支出以外の支出中翌月への繰越の四四圓五九錢（二五・五九％）最も多く、貯金の一圓五八錢（一〇・六六％）、掛買拂の一三圓六八錢（七・八五％）之に亞ぎ、遙かに下つて保險料に四圓五二錢（二・五九％）、貸金に一圓二錢、負債返還に一圓〇九錢、無盡掛金に九二錢、質受金に一錢、其の他に一圓一六錢を示してゐる。

次に總收入對總支出の關係を考察するに、實收入の實支出に對する剩餘額一一圓八九錢（實收入の一一・八六％）は實支出以外の支出に振り向けられるのであるが、此の金額はやがて實支出以外の支出の實收入以外の收入に對する超過額に外ならないのであつて、今の超過額の實收支以外の收支各項目への配分狀況を見れば、貯金に五圓九二錢、保險に四圓一九錢、貸金に五三錢、無盡に一七錢の夫々支出超過（實支出以外の支出各項目の之に對應する實收入以外の收入各項目に對する超過）を示し、其の金額一〇圓八一錢（實收入の一〇・七八％）がやがて財產の新蓄積部分となり、爾餘の一圓〇八錢は繰越に五三錢、負債に八錢、其の他に五四錢の夫々支出超過を示し掛買に七錢の收入超過となり、質には超過がない。（なほ詳細の數字については統計表を參照されたい。）

第二章　商業使用人狀態

商業使用人數

商業使用人の概念は明瞭ではないが、昭和五年國勢調査によつて職業別（大分類）商業に於ける「使用人」數をみるに二、二八二、五五六で、この中男子は一、二九九、八三一、女子は九八二、七二五を占め、その割合は五六・九％、四三・一％となつてゐる。又同じく產業別（大分類）商業をみれば「勞務者」數は二、五八八、一四四であり、これに「職員」數四七八、一一三を加へれば合計三、〇六八、二五七となる（第一篇第一章參照）。尙、最近の消長は不明であるが、假りに內務省社會局が「商店法適用商店及從業員數調」において用ひた後述の如き方法に從つて、昭和十年に於ける產業別商業の「勞務者」及び「職員」の推定數（千位未滿四捨五入）を求めれば、夫々二、七七〇、〇〇〇、五一二、〇〇〇、合計三、二八二、〇〇〇となる。

ところで內務省社會局の立案した商店法案要綱によれば、物品販賣業と理髮業及理容業が同法の適用を受けるのであるが、社會局ではこれ等產業の從業員數を明かにする必要を以て前述の「商店法適用商店及從業員數調」（推定）を發表した。これは備考に註記せられてゐるやうに、昭和五年國勢調査を基礎として昭和十年の從業員數を推定したものであり、前述の商業使用人數の推定はこの方法を利用したものに外ならない。この調査は元より商業使用人數を全部包括するものではないが、その大部分（七六％）を含むものであり、且つ全國と市部とに分たれてゐることは有益な參考資料となるで

あらう。いまこれを掲記すれば次の如くである。

		業主	使用人 男	使用人 女	使用人 計	總計
物品販賣業	全國	一、四八二、〇〇〇	一、五〇五、〇〇〇	五一一、〇〇〇	二、〇一六、〇〇〇	三、四九八、〇〇〇
	内市部	八五三、〇〇〇	一、一五二、〇〇〇	一七七、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	二、一八二、〇〇〇
理髮業及理容業	全國	二三四、〇〇〇	五八、〇〇〇	四六、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	三三八、〇〇〇
	内市部	七九、〇〇〇	三七、〇〇〇	二九、〇〇〇	六六、〇〇〇	一四五、〇〇〇

〔備考〕―一、本表は最近に於ける該當調査なきを以て昭和五年國勢調査を基礎として推定に作成せるものなり、即ち全國の部〔業主、使用人(男女)〕に付ては昭和十年國勢調査帝國内地人口の昭和五年國勢調査帝國内地人口に對する比率一〇・七割を、市部〔業主、使用人(男女)〕は昭和十年國勢調査帝國内地市部人口の昭和五年國勢調査帝國内地市部人口に對する比率一四・六割を夫々昭和五年國勢調査に基く該當數に乘じて得たる數を千位未滿は四捨五入に依り算出せり、使用人計は使用人男、女の數を加算し、總計は業主及使用人計の數を加算したり。

二、右は社會局の備考であるが、これになほ若干の説明を加へれば、物品販賣業、理髮業及理容業はいづれも國勢調査の産業分類によるもので、使用人とは同じく國勢調査の「勞務者」及び「職員」を總稱せるものである。右社會局の調査は「勞働時報」第十四卷第五號所載のものに據る。

なほ右調査には次の如き「參考表」がついてゐる。

昭和五年國勢調査

		業主	使用人 男	使用人 女	使用人 計	總計
物品販賣業	全國	一、三八五、二〇六	一、四〇六、四三九	四七七、七七七	一、八八四、二一六	三、二六九、四二二
	内市部	五八三、九〇三	七八八、八三四	一三一、四三九	九一〇、二七三	一、四九四、一七六
理髮業及理容業	全國	一一六、〇七三	五四、六〇一	四二、七一三	九七、三一四	二一三、三八七
	内市部	五四、一七三	二五、三八九	一九、九四六	四五、三三五	九九、五〇八
帝國内地人口		六四、四五〇、〇〇五人				
内市部		一五、四四四、三〇〇				
昭和十年國勢調査 帝國内地人口		六九、二五四、一四八人				
内市部		三、五八九、一二三				

〔備考〕―一、理髮業主及理容業主とは理髮師、髮結、美容師にして雇主又は單獨にして業務を營む者を謂ふものとす。

二、昭和五年國勢調査に於て失業者とは使用人の地位にあるものなるを以て之(物品販賣業二六、七二五人理髮業及理容業九〇六人)を各使用人の内より控除せり。

三、理髮業及理容業の市部に於ける數字は總計のみ存するに

止まるを以て、本表に於ける業主及使用人(男、女)數は其の總計を全國の部に於ける各該當數字の割合にて按分し算出せり。

更に內務省社會局の右商店法案要綱作成に伴ふ「五十人以上を使用する大商店に關する調」を掲記すれば次の如くである。元よりその數字は大商店に限られたものであるが、商業使用人の規模配置を窺ふ好資料たるを失はない。(前掲「勞働時報」に據る。)

(一) 五十人以上を使用する大商店の規模別店舗數調

	五〇—一〇〇人	一〇〇—一九九人	二〇〇—二九九人	三〇〇—三九九人	四〇〇—四九九人	五〇〇—五九九人	六〇〇—九九九人	一、〇〇〇—一、四九九人	一、五〇〇—一、九〇〇人	二、〇〇〇—二、九九九人	三、〇〇〇以上人	計
卸賣商	一四五	五三	一六	二	五	—	一	—	—	—	—	二三
小賣商 百貨店	三	二四	二〇	一	四	八	四	九	六	五	一	一三
小賣商 其の他	三五	一〇	三	一	—	一	—	—	—	—	—	五〇
總計	二一	八七	三九	一四	九	九	五	五	六	五	一	三九五

(二) 五十人以上を使用する大商店の業種別調

	百貨店	呉服	織物	化粧品藥品	雜貨	食料品	金物	機械	證券	文房具	書籍	絲類	紙	染料	其の他	計
卸賣商	—	五七	四九	二八	一三	一〇	七	九	五	三	六	五	二	三	一七	二三三
小賣商 百貨店	一三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三三
小賣商 其の他	—	一四	—	—	一三	一五	一	二	—	—	—	—	—	—	三	五〇
總計	一三三	七一	四九	二八	二五	二五	八	二	五	五	六	五	二	三	二〇	三九五

(三) 五十人以上の大商店に於ける保護使用人數調

	男子			女子			總計
	十六歲未滿	十六歲以上	計	十六歲未滿	十六歲以上	計	
卸賣商	七九三	一六〇	三、六八四	三、八四四	三〇、八〇九	三一、九二四	三三、三四二
小賣商 百貨店	四一八	一、一二五	一、九一〇	二、〇二二	一、三八七	三六、四〇三	三七、七九〇
小賣商 其の他	七五	一二三	二〇九	二、〇九七	三九、〇七六		
總計	一、二八六						

第一部第三篇　俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態

時間で、最長のものは實に十七時半に及び十六時間が一番多い。又冬期は最短のものが十三時間で最長のものは十七時間に及び十五時間が最も多い。從つて起床して開店する迄の時間と閉店後就床する迄の時間を通算するならば使用人の休養時間は幾何もないのである。その上後述の如く休日も一般に普及してゐないのであるから、使用人の睡眠不足、過勞は深刻なるものがあると云はなければならない。

全國商店街開閉店時刻及營業時間調

開閉店時刻別商店街數

開店時刻

	夏期（自四月至十一月）	冬期（自十二月至三月）
午前五時	二	〇
同　五時三〇分	三	〇
同　六時	七六	五
同　六時三〇分	二四	二
同　七時	一〇八	九三
同　七時三〇分	二	四四
同　八時	三〇	二一三
同　八時三〇分	一	八
同　九時	一	一〇
同　十時	〇	一
計	二七六	二七六

閉店時刻

	夏期（自四月至十一月）	冬期（自十二月至三月）
午後九時	一	五
同　九時三〇分	一	一
同　十時	二五	一二五
同　十時三〇分	四三	五六
同　十一時	一八一	九〇
同　十一時三〇分	一五	三
同　十二時	一〇	六
計	二七六	二七六

營業時間別商店街數

	夏期	冬期
十三時間	〇	二
十三時間三〇分	〇	七
十四時間	四	四五
十四時間三〇分	三	四七
十五時間	三〇	二五
十五時間三〇分	二七	二九
十六時間	一三	二七
十六時間三〇分	四〇	二
十七時間	五七	二
十七時間三〇分	三	〇
計	二七六	二七六

（二）休日の狀況　商店の休日制度に關しては商賣によつては既に申合せ等により定休日を設けてゐるものもあり又かやうなことが次第に多くなつて來てゐるのであるが、未だ一般的に普及してゐるとは云ひ難い。いま昭和十二年五月當局に於て全國都市に於ける四八三商店街の三六、九二二店に就て調査した結果に依ると、休日を與へるものは五七%である。

都市商店街休日調（昭和十二年五月現在）

	商店數	百分比
休日を與ふるもの	二一、一八九	五七%
休日なきもの	一五、七三三	四三

計

（三）百貨店其の他大商店の就業狀況

昭和十一年十一月當局の調査によれば、常時五十人以上の使用人を使用する百貨店其の他の大商店の總數は前述の如く三九五で、これ等大商店に使用されてゐる使用人總數は九一、五九六人である。その中商店法により特別の保護を受くる保護使用人（十六歳未滿の者及女子）は三九、〇七六人である。いまこれ等使用人の就業狀況をみるに、小商店に於けるが如く長時間に渉るものは少ないが、その業務の性質上小商店に於けるとは異り殆んど立ち續け就業してをり又常に繁忙にある狀態なので、その過勞は小商店の比ではないと云はれる。當局に於て先年これ等大商店に於ける使用人の就業時間に關し調査した所によると、前掲三九五店中二交替制によるもの三〇店、三交替制によるもの二八店である。これに反し交替制に依らざるものは三三六店で壓倒的に多く、その就業時間は九時間乃至十時間が最も多い。

使用人の就業狀態調

	卸賣	小賣 百貨店	小賣 其の他の小賣	店舗總數
交替制によるもの 二交替制のもの	一	三	七	三〇
三交替制のもの	—	三	五	二八
四交替制のもの	—	一	—	一
交替制によらざるもの	三	七	三八	三三一
計	三	一三	五〇	三九五

使用人の就業時間調

就業時間	卸賣	小賣 百貨店	小賣 其の他の小賣	店舗總數
七時間以內	三	—	三	三
八　同	三五	二	三	四〇
九　同	七五	一五	五	九五
十　同	四	二四	九	八七
十一同	三	四	三	四〇
十二同	一七	一三	五	三四
十三同	二	一四	三	一九
十四同	一	五	四	一〇
十五同	一	—	一	二
十五時間以上	—	—	一	一
定めなきもの	—	—	五	五
計	三一	七七	三八	三三六

第三章　職業婦人狀態

第一節　職業婦人數

職業婦人なる言葉は色々な意味に解せられ、最も廣義に於

ては報酬を得ることを目的として一定の契約關係の下に一定の勞務を提供する一切の有業婦人の總稱であるとされてゐる。而してかゝる意味に於ける職業婦人は其の業務の性質及び雇傭關係を基準として大體次の四種類に大別できやう。即ち（一）女工、女車掌、女子自由勞働者等肉體的勞働に從事する純粹の女子勞働者であり、（二）女教員、保姆、女事務員、タイピスト、女店員、電話交換手、看護婦等或る程度の智能的乃至技術的職務に携る所謂女子俸給生活者であり、（三）女醫、女藥劑師、産婆、女優、各種女藝術家、遊藝師匠、髮結、美容師其の他自由業に携るもの、及び（四）ダンサー、女給、藝妓、娼妓、仲居等の接客業に從事する職業婦人である。

（但しこの分類中に屬すると見做される家事使用人――女中等は除外）、又（四）はこれを本章の附錄として、後記することゝして本章に於ては職業婦人を（二）及び（三）の意味に即ち狹義に解しつゝその數をみることゝしやう。

昭和五年國勢調査によれば、右の（二）及び（三）の意味の職業婦人を含むと考へられる商業、公務自由業及び（一）の中の家事使用人（以上職業大分類）に於ける女子有業者數は次の如くである。

	總數	（女子有業者を百とする男子有業者數）	（職業別女子有業者數を百とする割合）	雇主	單獨	使用人
商業	一、四六四、一九五	（二〇五・八）	（一三・八）	一三六、二四二	三五五、二三八	九八二、七三五
公務自由業	三〇二、三四八	（四八〇・二）	（三・三）	四、七七二	五八、三九〇	二八九、一八六
家事使用人	六九七、一一六	（二三・一）	（六・六）	―	―	六九七、一一六
計	二、五一三、六五九			一三一、〇一四	四一三、六一八	一、九六九、〇二七

〔備考〕―尙參考迄に右國勢調査によつて我國女子有業者數の總數をみるに、一〇、五八九、四〇三に上り、その中「雇主」は三五四、七九二、「單獨」は八三六、八六九、「使用人」は九、三九七、七四二となつてゐる。

昭和五年以降職業婦人は急速に增大しつゝあることは明らかであるが、その數は遺憾乍ら不明であるといふ外はない。從つてこゝでは僅かに左の二三の職業に就いてその數の增大を窺ふに止める外はない。その上更に數字は昭和十年乃至十一年までに限られてゐるのであるから、支那事變の勃發、百貨店法の實施、商店法案要綱の發表等昭和十二年度に於ける職業婦人分野の重大問題のその數に及ぼす影響、及びこれに伴ふ勤務事情等の變動は全くこれを知る由もないのである。

	醫・藥劑師	產婆・看護婦・鍼灸・按摩師	學校教員・保姆	女髮結
昭和五年	三、五二九(二、〇四一)	二八、七三四(一三三、二〇三)	一〇一、〇一八(一〇一、八八七)	六二、五三五
同 六年	三、九八六	一五四、一五三	九九、六二一	六〇、五七二
同 七年	四、七七〇	一六三、二八四	一〇二、〇三四	五七、七六四
同 八年	五、六七〇	一七一、七五四	一〇四、一三六	五五、〇九五
同 九年	六、七二〇	一八〇、四八六	一〇八、〇三六	五三、三一四
同 十年	七、八七四	一八五、八三二	一二〇、八七五	五一、一五四
同十一年	九、一三二	二〇一、〇一五	—	四八、二八三

〔備考〕—前二者は厚生省衞生局「衞生局年報」、學校教員・保姆は文部省「文部統計摘要」、女髮結は「警察統計報告」に據る。なほ括弧内は昭和五年國勢調査に據るもの。

第二節　生活狀態

こゝでは資料の關係上、前述の(二)の女子俸給生活者といふ意味での職業婦人の生活狀態をみるのであるが、資料は專ら大阪市社會部「職業婦人に關する調査」(昭和十三年三月刊)に據る。(同調査は「業主側に對する調査」と「婦人側に對する調査」との二部よりなり、前者は三六三業主の使用する職業婦人一二、三八九人につき、業主に於いて記入せるものであり、後者は直接九、四九六人の職業婦人につき調査せるものである。調査對象として選定された職務は次の七種である。——事務員、外交員、タイピスト、店員、エレベーター・ガール、受付案内人、電話交換手。而してこれ等職業婦人は大阪市内に於ける常時五十人以上を使用する官公署、會社、工場、商店又は營業收益税一千圓以上を納入する當該業者に勤務するものである。なほ調査日時は昭和十二年四月五日現在である。從つてこゝでは支那事變、百貨店法の實施の影響は見られない。

(一)業主側に關する調査

(イ)勤務時間　平均は八間時三九分であるが、これを業態別にみれば次の如く、概して商店從業員の方が會社工場勤務者よりも一層長時間の勤務に服してゐる。

	總數 實數	總數 百分比	官公署 百分比	金融保險會社 百分比	一般會社 百分比	工場 百分比	百貨店 百分比	商店 百分比
七時間以內 業主數	四〇	一〇・六	二・九	三一・五	四・二	—	—	—
七時間以內 婦人數	一、二五五	一〇・一	〇・七	五四・二	三・九	—	—	—
八時間以內 業主數	一二七	三三・八	八二・四	四一・五	四五・八	四・七	九・二	—
八時間以內 婦人數	二、九五三	二三・八	八七・〇	三〇・六	四九・六	二・七	九・八	—

	業主數	婦人數	業主數	婦人數	業主數	婦人數	業主數	婦人數
九時間以內	一二九	三、三九七	六一	四、五五三	一〇	九六	九	一三五
	三四・三	二七・四	一六・二	三六・八	二・七	〇・八	二・四	一・一
	—	—	八・八	六・九	—	—	五・九	五・四
	二〇・七	一三・六	五・四	一・五	〇・九	〇・一	—	—
	四三・八	四四・一	五・二	二・一	一・〇	〇・三	—	—
	六二・五	八〇・〇	二三・四	一三・二	七・八	五・〇	一・六	〇・一
	一六・七	二四・六	八三・三	七五・四	—	—	—	—
	三五・四	三二・七	四一・六	四八・五	四・六	四・〇	九・二	五・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

平均勤務時間　八時間三九分　八時間二分　七時間二九分　八時間〇四分　八時間五五分　九時間一四分　九時間二八分

なほ勤務時間に關聯して公休日（回答數三六八件、一二、三七六人）をみるに、平均四・二日となつてをり業態別にみても殆んど相異はない。又休暇（慰安休養の爲めに與へられる一般的なもの）は平均七・三日であるがこれは業態別に可成りの相異がある。卽ち官公署の一四・二日最も長く商店の四・二日が最も短い。又休暇はその大部分（八九・六%）が劃一的に賦與されてゐる。（回答數三五四件、一二一、一八五人）

（ロ）給料　職業婦人の給料水準は由來男子に比して著しく低廉なることが擧げられてゐるが、左表によれば月給者の平均給料は三五圓、日給は一圓〇四錢である。給料水準を職務別にみれば、タイピスト、電話交換手、事務員等の如く技術又は智識經驗を必要とする職務に對して、受付案內人、エレベーター・ガール等教養と熟練とを要せざるものは著しく低位にある。而かもその昇給限度も著しく低い。次に平均給料を業態別にみれば、月給では百貨店の五六圓を最高とし商店の二九圓を最低とする。又日給では金融保險會社の一圓〇九錢を最高とし同じく商店の九七錢を最低とする。昇給限度も同じく商店が最も低い。

	總數		官公署		公融保險會社		一般會社		工場		百貨店		商店	
	月給	日給	月給	日給	月給	日給	月給	日給	月給	日給	月給	日給	月給	日給
最高	一七〇	二・九〇	九五	二・四八	一一〇	一・七六	一〇〇	一・七七	一七〇	二・九〇	一一〇	一・八〇	六〇	一・四五

事務員	平均	三五	一・〇〇	四一	一・〇八	三三	一・〇二	三五	〇・九八	三九	〇・九六	五三	一・〇五	二九	〇・九三
	最低	一五	〇・四〇	二一	〇・七〇	一五	〇・五〇	一五	〇・五五	一八	〇・四五	二六	〇・八〇	一五	〇・四〇
外交員	最高	五五	一・五一	—	—	五五	一・五一	五五	〇・八五	—	—	—	—	三〇	—
	平均	四一	一・二二	—	—	四〇	一・四一	五五	〇・八五	—	—	—	—	二五	—
	最低	一五	〇・八五	—	—	三〇	一・三〇	五五	〇・八五	—	—	—	—	一五	—
タイピスト	最高	一九〇	二・四〇	五六	一・六〇	八〇	二・四三	一九〇	一・五八	一三〇	二・四〇	四七	一・二二	四五	一・五二
	平均	二八	一・一五	二二	一・〇八	二八	一・一七	二九	一・二一	四七	一・一一	四七	一・〇四	三〇	一・〇七
	最低	一七	〇・五四	二二	〇・八〇	一八	〇・七〇	一〇	〇・五七	一七	〇・五四	四七	〇・九〇	一九	〇・九一
店員	最高	一一〇	二・〇〇	—	一・四〇	—	—	二五	一・二九	四二	一・〇二	一一〇	二・〇〇	二五	一・五二
	平均	二四	〇・九五	—	一・二一	—	—	二二	〇・八二	二一	〇・七八	六二	一・〇七	二六	〇・九五
	最低	一八	〇・五〇	—	一・〇〇	—	—	二一	〇・五五	四〇	〇・五〇	二六	〇・七五	一八	〇・七〇
ミニ・ガーレール	最高	二〇	一・二〇	—	—	二〇	一・〇〇	二六	一・一一	—	—	—	一・二〇	二七	一・〇五
	平均	二五	〇・八五	—	—	二六	〇・九一	二一	〇・七二	—	—	—	〇・九五	二六	〇・八六
	最低	一七	〇・六二	—	—	一七	〇・八〇	一七	〇・六二	—	—	—	〇・七〇	二五	〇・七〇
受付案内人	最高	六〇	一・五〇	五二	一・〇四	五二	一・四二	六〇	一・五〇	四五	一・二〇	五〇	一・二〇	四〇	〇・九〇
	平均	二七	〇・七九	五二	〇・八六	二五	〇・八四	二九	〇・七一	二七	〇・七一	四五	〇・九五	一七	〇・八一
	最低	一五	〇・四〇	五二	〇・七〇	一五	〇・四五	一五	〇・四五	一五	〇・五〇	三八	〇・八〇	一五	〇・四〇
電話交換手	最高	二一九	二・五二	二二	一・八〇	八〇	二・五二	二一九	二・五〇	二一〇	一・八二	七八	一・七九	六八	一・五〇
	平均	二七	一・一二	二八	一・〇〇	二五	一・一七	二九	一・一二	四一	一・一二	六四	一・一一	二一	一・一二
	最低	一七	〇・五四	二六	〇・五五	二二	〇・六〇	二〇	〇・七五	一七	〇・五四	六一	〇・九〇	二一	一・〇〇
計	最高	一九〇	二・四〇	九五	二・四八	一一〇	二・五二	一九〇	二・五〇	一七〇	二・四〇	一一〇	一・八〇	六八	一・五二
	平均	二五	一・〇四	二七	一・〇二	二四	一・〇九	二七	一・〇二	四一	一・〇一	五六	一・〇二	二九	〇・九七
	最低	一五	〇・四〇	二一	〇・五五	一五	〇・五〇	一五	〇・四五	一五	〇・四五	二六	〇・七〇	一五	〇・四〇

給料をカバーするものに手當及び賞與があるが、先づ手當（殘業、夜勤、廢休等の所謂時間外勤務に對する手當を主とす）の有無についてみるに、手當のあるもの平均三九・六％でこれを業態別にみれば、百貨店の六六・七％最もよく官公署の二四・一％が最も悪い。（回答者三五一件）

次に賞與支給の有無をみるに、平均九五・五％までが兎も角賞與を支給されてゐる。而して賞與は年一回乃至二回分割で支給されるのが普通であるが、賞與額の特に高率なものは見當らず一年に付最低は月給の半分から最高三月半分迄で大體二月前後のものが最も多數を占めてゐるやうである。（回答者三五九件）

給料に關しては又衣服、食事、宿舍の實物給與或は補助支給の如何に關する問題は後に讓り先づ食事支給についてみるに、回答者三六五件中一七八件（總數の四八・八％）は食事を支給してゐる。而してその內譯は無料支給二八・二％、實費支給一三・七％。補助支給六・九％である。一般に給料其他の金錢給與に於いて惠まれてゐないものが却つて食事關係では厚遇されてゐることが窺はれるが、このことは業態別にみても明らかである。即ち商店では食事支給のあるものが六五・六％に上り而かもその中五九・四％までは無料支給である。次に宿舍についてみるに職業婦人に對して特に官舍社宅を提供するものは殆どなく女子寄宿舍の設備も極めて尠い。又住宅料を支給されてゐるものも極めて僅かである。

	總數 人員	總數 百分比	事務員	外交員	タイピスト	店員	エレベーター・ガール	受付 案內人	電話 交換手
十五歲以下	五七	〇・六	〇・五	—	—	〇・七	一・四	六・一	—
二十歲以下	三、八七六	四一・四	四二・五	—	三・三	四六・五	六七・五	七一・八	一六・三
二十五歲以下	四、〇五二	四三・三	四〇・七	—	四八・一	四六・六	三一・一	一六・九	五三・一
三十歲以下	九六七	一〇・三	一〇・六	四・八	一三・八	五・六	—	三・八	二三・二
三十五歲以下	二五五	二・七	三・三	九・五	四・四	〇・四	—	〇・九	五・三
四十歲以下	九四	一・〇	一・四	一八・六	一・〇	—	—	—	一・六

（イ）年齡　職業婦人の平均年齡は數へ年二十二歲となつてゐるが、これを職務別にみれば次の如くである。

（二）婦人側に對する調査

四十一歳以下	七二	〇・八	一・〇	五七・一	〇・四	〇・二	—	〇・五	〇・五		
計	九、三七三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇		
平均年齢	二十二歳	—	二十二歳	四十二歳	二十三歳	二十一歳	十九歳	十九歳	二十四歳		

(ロ)配偶關係 未既者が壓倒的多數を占めてゐるが、これを職務別にみれば外交員は一〇〇%既婚者であるに反して他はエレベーター・ガールの一〇〇%を始めとしていづれも壓倒的に未婚者が多い。

(ハ)教育程度 中等學校以上の教育を受けたものは總數の六九・一%を占めてゐるが、これを職務別にみればその間に可成りの相異がある。

	總數 人員	總數 百分比	事務員	外交員	タイピスト	店員	エレベーター・ガール	受付案内人	電話交換手
學歴なきもの	三	〇・一	〇・一	—	〇・一	—	—	—	—
尋常小學校	二四七	二・七	一・一	—	〇・五	一・二	三・九	五・一	一七・四
高等小學校	二、六二五	二八・一	二一・二	五七・一	九・五	三〇・三	六七・六	五九・八	六三・八
實務學校家政女學校	一、二七五	一三・六	一一・六	四・八	一五・一	一七・八	一二・六	一五・〇	一一・八
特殊技藝學校	六〇六	六・五	二・六	九・五	三三・〇	五・六	四・八	四・七	一・六
商業學校實科女學校	五五三	五・九	七・二	—	三・九	六・五	一・九	二・八	一・〇
高等女學校	三、九六九	四二・四	五五・三	一九・一	三七・四	三七・九	九・二	一二・一	四・四
大學專門學校	六八	〇・七	〇・九	九・五	〇・五	〇・七	—	〇・五	—
計	九、三四六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(ニ)就職期間 平均就職期間は三年七月であるが三年以内のものが最も多く總數の六一・〇%を占めてゐる。職務別にみれば電話交換手の七年六月、外交員の七年二月を除いてはいづれも二、三年前後である。

	總數 人員	總數 百分比	事務員	外交員	タイピスト	店員	エレベーター・ガール	受付案内人	電話交換手
一年以内	二、二八三	二五・四	二六・八	五・六	一九・六	三一・四	二七・四	三九・三	三・四

三年以内	三、一九七	三五・六	三五・六	二七・八	三五・五	四三・三	四六・七	三七・八	一〇・四
五年以内	一、四三二	一六・〇	一五・二	—	二〇・四	一四・六	二一・三	一四・九	一八・一
十年以内	一、五〇八	一六・八	一五・六	三三・三	一八・七	九・七	四・六	六・五	四七・三
二十年以内	五二五	五・八	六・一	三三・三	五・八	〇・九	—	一・五	二〇・一
二十年を超ゆるもの	三八	〇・四	〇・七	—	—	〇・一	—	—	〇・七
計	八、九八三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
平均就職期間	三年七月	—	三年六月	七年二月	三年九月	二年五月	二年二月	二年二月	七年六月

(ホ)衣服支給　衣服支給は有無全く相半ばした狀態にある。支給される衣服の種類は一種乃至五種に及ぶが、その中事務服一種のみのものが四六・五%で壓倒的多數を占めてゐる。次にこれを職業別にみれば支給あるものはエレベーター・ガール（九六・三%）、電話交換手（七四・七%）、受付案内人（七二・五%）が多く、外交員は全然皆無である。

(ヘ)收支概況　職業婦人の月平均收支總額を一人當り平均金額から見れば、事務員が三七圓二六錢、外交員が五七圓五八錢、タイピストが四〇圓七三錢、店員が三二圓八九錢、エレベーター・ガールが三一圓五〇錢、受付案内人が二七圓九〇錢、電話交換手が三九圓四二錢で、總平均金額は三六圓五二錢となつてゐる。又これを金額階級別にみれば四十圓以下三十圓を超ゆるものが總數の四二・八%を占めて最も多く三十圓以下二十圓を超ゆるものが三一・一%でこれに次いでゐる。なほこれを職務別にみれば次の如くである。

	總數 人員	總數 百分比	事務員	外交員	タイピスト	店員	エレベーター・ガール	受付案内人	電話交換手
二十圓以下	二〇九	二・六	二・六	—	〇・七	一・〇	四・〇	三〇・八	一・九
三十圓以下	二、四七六	三一・一	二八・〇	—	二〇・七	四六・六	三八・四	三四・三	一九・六
四十圓以下	三、四一〇	四二・八	四二・九	三一・二	四三・〇	四二・二	五三・六	二四・六	四六・四
五十圓以下	一、一六六	一四・六	一六・六	三一・二	一九・五	八・一	四・〇	六・三	一八・六
六十圓以下	三五八	四・五	四・八	六・三	八・八	一・二	—	二・九	七・五
七十圓以下	一七七	二・二	二・六	一二・五	四・四	〇・四	—	一・一	二・九

百圓以下	一六〇	二・〇	二・二	一二・五	三・五	〇・七	—	—	—	三・一
百圓を超ゆるもの	一六	〇・二	〇・三	六・三	〇・四	—	—	—	—	—
計	七、九七二	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

次に收支總額三六圓五二錢の構成內容をみるに、收入に於ては給料及び賞與、手當等勤務先から取得する收入が三六圓一三錢、總額の九八・九%で壓倒的多數を占め、これに對し勤務外の收入は家庭其他よりの補助が三三錢（〇・九%）、內職其他の收入が僅か六錢（〇・二%）といふ實に微々たる有樣である。

支出費目の構成は家計補助が九圓五九錢（總額の二六・三%）、貯蓄が七圓一五錢（一九・六%）で、實際支出額は一九圓七八錢（五四・一%）となり、職業婦人は大體收入の約半額を以てよく自己の經濟を賄つてゐる。而してその最大の理由は云ふまでもなく彼女等の多くが自宅通勤者である關係上食費及び住居費を各自の生計外に置いてゐることに基因するものであるが、同時にまたその華やかな職場の中にあつて生活內容を出來るだけ切詰めてゐることも看過することができないであらう。即ち實支出一九圓七八錢の中食費、住居費は二圓二〇錢で、殘る一七圓五八錢が彼女等の所謂小使費になるが、その內譯を示せば衣服費四圓四七錢、化粧品身廻品費二圓三六錢、交通費三圓四六錢、交際費一圓八三錢、修養娛樂費二圓九四錢、雜費二圓五二錢となり、その生活內容が如何に地味であるかが窺はれるのである。

更により重要なことは彼女等の多くが收入の增加によつて生ずる剩餘金を、生活內容の充實又は向上に振り向けるよりも却つて多く家計補助や貯蓄額の方に組入れてゐることである。即ち收入金額階級別に支出狀況をみれば、家計補助及び貯蓄額の收入に對する割合は收入の增加に伴つて飛躍的な增加を示してゐるが、實際支出額の收入に對する割合はこれに反して收入の多くなるほど減少の傾向を辿つてゐる。

次に厚生省社會局「昭和十二年知識階級就職に關する資料」によつて昭和十二年三月高等女學校卒業生の同年五月一日現在就職狀況をみるに左の如く、職業別にみれば事務員の二、〇〇九人最も多く（七一・四%）、商店員の四二六人之に次ぎ（一五・一%）、この二者を除けば他のものは極めて僅かである。即ち高等女學校卒業生の大部分は智能的職業に就職してゐるのである。更に就職者の給料を見るに就職先が多種多樣であるためその給料額も多樣ではあるが、その最高は事務員及び小學校教員の三五圓であつて、商店員の三四圓、社會事業從事員の三三圓等が之に次いでゐる。

	就職者數	給料 最高額	給料 最低額	給料 普通額
事務員	二、〇〇九人	三五圓	九圓	二五圓
商店員	四二六	三四	一〇	二七
外交員	一	—	—	—
社會事業從事員	三	三三	三三	三三
タイピスト	四八	三〇	二〇	二四
電話交換手	一〇二	二八	一五	二〇
看護婦	二七	二四	二	一八
製圖手	一三	三〇	三〇	三〇
車掌	三	一五	一五	一五
食堂給仕	二五	二七	一〇	一五
女工	四〇	二四	五	一五
小學校教員	三六	三五	二五	二八
官公署給仕	三六	二五	二五	二五
保姆	一八	二四	五	二〇
家事見習	一七	一三（食事付）	一三	一三
製劑手	五	一六	一六	一六
學校助手	五	一八	一五	一五
ガイドガール	一	一八	一八	一八
計	二、八一五			

〔備考〕—全國高等女學校中一〇四校の回答を集計したもの。其の卒業生總數一八、二二五人、就職希望者數四、三四一人（卒業生總數の二三・八％）、就職希望者中就職したる者は前記の如く二、八一五人（就職希望者數の六四・八％）である。

附　女給・藝娼妓酌婦

女給數　カフエー、バー及びカフエー、バー女給數次の如し。（「第十三回警察統計報告」に據る。以下同斷）

	カフエー・バー數	女給數
昭和五年末	二七、五三三	六六、八四〇
同六年末	二七、〇四一	七七、三八一
同七年末	三〇、五九八	八九、五四九
同八年末	三五、二〇〇	九九、三一二
同九年末	三七、〇五六	一〇七、四七八
同十年末	三六、二〇二	一〇九、三三五
同十一年末	三四、九七一	一二、七〇〇

藝妓數　藝妓數及藝妓置屋數左の如し。

	藝妓置屋數	藝妓數
昭和五年末	二、五三〇	八〇、〇七五
同六年末	二、三四三	七七、三五一
同七年末	二、〇四〇	七四、九九九
同八年末	二〇、九四九	七二、二〇〇
同九年末	二、一九七	七二、五三八
同十年末	二、六二二	七四、八五五

同　十一年末　三三、〇五二　七八、六九九

〔備考〕―昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在藝妓數は七六、六三九である。

娼妓數　娼妓、貸座敷營業者及遊客數左の如し。

	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數
昭和　五年末	一〇、八六一	五三、一一七	二三、八二七、七三〇
同　六年末	一〇、七九七	四二、〇六四	二二、三九三、八七〇
同　七年末	一〇、五〇〇	五一、五五七	二三、七三六、三四一
同　八年末	一〇、二八一	四九、三〇二	二四、九二三、五〇四
同　九年末	九、七三八	四五、七〇五	二五、八三八、七七六
同　十年末	九、五二六	四五、八三七	二七、二七八、一〇六
同　十一年末	九、三八六	四七、〇七八	二八、〇六三、四五一

〔備考〕―昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在娼妓數は四八、八三九である。

酌婦數

昭和五年末	同六年末	同七年末	同八年末	同九年末	同十年末
七五、五三五	八一、〇一九	八五、九五一	八五、五九〇	八五、一三一	八二、六二一
昭和十一年末					
八五、六八五					

第四篇　農・林・漁業勞働狀態

第一章　農民狀態

第一節　農家の配置

農家戸數　「第十三次農林省統計表」――（昭和十一年末現在」（以下同斷）によつて農家總戸數をみるに次の如くである。

		前年に比し
農家總戸數	五、五九七、四六五戸（總戸數の四三・一三%）	一三、一四三戸（〇・二%）減

最近十ケ年間の趨勢をみるに、農家戸數の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にあり、絶對數に於ても昭和八年以降漸減してゐる。更に之を地方別にみれば、沖縄の七九%最も高く東山區の六三%之に次ぎ、近畿區の二八%が最も低い。

次にこれを專業、兼業別にみれば左の如くである。

		前年に比し
專　業	四、一七六、四三三戸（七四・六一%）	一三、三八七戸（〇・三%）增
兼　業	一、四三一、〇四三戸（二五・三九%）	二五、五二九（一・八）減

最近十ケ年に於ける趨勢は、大體に於て專業農家は漸增し兼業農家は漸減の傾向にあるが、この傾向は尙二割五分の兼業農業の存在と共に注目に値する。

次に農家總戸數を耕地の所有・非所有を基準として自小作別にみれば次の如くである。

	戸	%
自作農	一、七三一、一三九	(三〇・九三)
小作農	一、五二七、七〇一	(二七・二一)
自作兼小作農	二、三四八、六三五	(四一・九六)

〔備考〕—農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば自作農一戸當耕作耕地面積(所有耕地面積)は平均一町二反六畝、自小作農一戸當平均一町二反六畝(所有耕地面積平均六反五畝、借入小作地平均六反一畝の合計)、小作農一戸當(借入小作地面積)平均九反九畝となつてゐる。(昭和七年末乃至八年始頃の全國八一三件の調査結果、「農務時報」百十六號所載)

最近十ケ年間の趨勢をみるに、自作農及び自作兼小作農に於ては大體昭和七年頃迄漸增の傾向が見られたが、以後は漸減の傾向に轉じ、小作農に於ては昭和四年迄漸減し以後漸增の傾向にあつたが本年は再び減少を示してゐる。

耕作耕地廣狹別農家戸數　農家總戸數を耕作耕地の廣狹別にみれば左の如く、經營全體の九割に當る部分が二町未滿の土地を耕作してをり、更にその中の四分の三以上卽ち六八%が一町にも足りぬ土地を耕作してゐる。卽ち我國に於ける農業經營の壓倒的多數は小規模經營若くは零細經營である。(特殊の事情を有する北海道を除けばこの經營の零細性は更に强化される。)

耕作耕地廣狹別農家戸數(昭和十一年末現在)

	戸	%
五段未滿	一、八九六、三五七	(三三・八〇)
五段以上一町未滿	一、九一四、〇一八	(三四・一九)
一町以上二町未滿	一、二六二、一〇六	(二二・五五)
二町以上三町未滿	三三〇、六一五	(五・七三)
三町以上五町未滿	一三六、五四〇	(二・二六)
五町以上	七七、八二九	(一・三九)
計	二、五九七、四六五	(一〇〇・〇〇)

最近十ケ年間に於ける趨勢をみるに、大體に於て一町以上三町未滿のものは漸增の傾向にあるが、一町未滿のもの及び三町以上五町未滿のものは總體に於て漸減の傾向を示してゐる。

又これを地方別にみれば、耕作規模二町以上のものは東山區一般及び關東區の茨城、栃木、千葉、北陸區の新潟等の東北地方に多いが、これに反し一町以下の耕地耕作農家戸數は近畿、中國區に多い

所有耕地廣狹別農家戸數　耕地所有者總戸數を所有耕地廣狹別にみれば次の如く、耕地所有者總戸數の略々半ばに達するものは所有耕地五段未滿の土地所有者に屬し、これに次の「五段以上一町未滿」の耕地所有者戸數二割五分を併せれば實に七割五分に及ぶ。これに反して所有耕地「五十町以上」の「大地主」の比率は一厘にも達せず「十町以上五十町未滿」

の比率九分を加へても未だ一分にならない。我國に於ける耕地所有者戸數の壓倒的多數は極端なる零細的耕地所有者である。（特殊の事情を有する北海道を除けば零細的土地所有の傾向は益々强化される。）

所有耕地廣狹別農家戸數（昭和十一年末現在）

	戸	%
五段未滿	二、五五六、六三〇	（四九・六四）
五段以上一町未滿	一、三〇五、四〇〇	（二五・三五）
一町以上三町未滿	九〇九、九三三	（一七・六七）
三町以上五町未滿	二一八、八五一	（四・二五）
五町以上十町未滿	一一〇、五四九	（二・一五）
十町以上五十町未滿	四五、五八〇	（〇・八八）
五十町以上	三、二七七	（〇・〇六）
計	五、一五〇、三三〇	（一〇〇・〇〇）

最近十ケ年間に於ける趨勢をみるに、所有者總數は昭和七年迄漸增の傾向にあつたが以後遞減の傾向に轉じた。併し昭和十一年は前年に引續き亦幾分の增加を示してゐる。尙所有耕地の廣狹別に就てみれば三町未滿のものは漸增の傾向にあるに反し、三町以上のものは大體に於て漸減の傾向を示しつゝある。

更にこれを地方別にみれば、五段未滿の小地主に於ては兵庫の一〇四、三二〇戸最高にあり、新潟、廣島、鹿兒島、靜岡、愛知、岡山の諸地方これに次ぎ、又五十町以上の大地主に於ては北海道の一、四七八戸を便宜上除外すれば、新潟の二二三戸最高にして、其他秋田、宮城、山形、茨城の順位である。

〔備考〕―右耕地所有者總戸數のうちには耕作に從事せざる耕地所有者卽ち「不耕地主」一、〇七〇、四五六戸（昭和十一年末現在）を含んでゐる。これは所有者總戸數の二〇・八％に當る。なほ之を前年に比すれば一五、四七〇戸（一分四厘）の增加を示してゐる。（昭和十一年農事統計表）これ等「不耕地主」は農民とその經濟的範疇を異にするものであるからこれを差引かなければならない。併しこれ等「不耕地主」が如何なる所有規模の中に屬してゐるかは明確ではないが大體三町以上の耕地所有者戸數は「不耕地主」であると見做していゝやうである。（農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば地主一戸當の所有耕地面積は全國平均四町六段八畝である）さうすれば農民的土地所有はいづれも三町以下となり特に五段未滿の零細土地所有者がその半ば以上を占めてゐる譯である。

第二節　農家の經營＝家計

農林省の「農家經濟調査」（昭和十年度）によつて農家の經營＝家計を自小作別にみるに左の如くである。なほこれは後述の如く寧ろ標準農家以上の農家であるから總農家戸數の少くとも七割はこれ以下の水準にあることを銘記すべきである。

〔備考〕―右調査は農林省が大正十年以來道府縣農會に委囑し、農

家をして其の收支の實情を記帳せしめ、毎年其の成績を發表し來つたもので、今左に摘記するものはその最も最近（昭和十年三月一日より同十一年二月末日に至る滿一ケ年間）の成績の概要である。

但し豫め注意すべきは、「調査農家は當該市町村の農家平均一戸當耕作面積の十五割未滿の耕作地（田畑）を耕作する者の中より之を選定」したものであり、從つて中位的平均的な農家以上の農家が調査客體として選ばれてゐるといふことである。

尙、この調査に於ては、「耕作地の八割以上を所有する者は之を自作農とし、其の八割以上を借入るゝ者は之を小作農とし其の他を自小作農」としてゐる。

更に調査農家戸數についてみれば次の如くである。――

「昭和十年度に於て調査を開始せる農家は三四二戸であつたが記帳中止或は記帳不備等の事由に因り調査不能に陥りたるもの、記帳可良なるも兼業所得相當多額にして而も其の兼業が永續的に營まるゝものと認められ、調査農家としては不適當なる事由に因り特殊農家として取扱ひ平均外に置けるものがあつて、全府縣平均に採用せる農家戸數は自作農九四戸、自小作農一〇二戸、小作農九二戸、計二八八戸（北海道及沖縄を除く）である。

調査成績は特に附記せざる限り右全府縣平均に採用せる農家の總戸數を以て算出した算術平均であるが、自小作三者平均は右調査農家總戸數を以て平均したるものではなく、自作農、自小作農及小作農の各平均を更に平均したものである。」

小作農及小作農の各平均

（イ）農業用土地面積

農業用土地（農業經營に使用せらるゝ年度始現在の一切の土地を謂ひ、同一土地にして農業と農業以外とに併用せらるゝ場合は其の使用程度に依り按分して其の所屬を定めたもの）の調査農家一戸當面積及各種類間の割合を示せば次の如し。

		自作農 畝歩	自小作農 畝歩	小作農 畝歩	三者平均 畝歩
耕作地	田	八七・〇七	九二・〇六	九四・一一	九一・〇九
	畑	四三・〇六	三六・一〇	三一・二九	三七・〇五
	計	一三〇・一三	一二八・一六	一二六・一〇	一二八・一三
耕作地以外の土地	宅地	三・一九	三・〇四	二・二九	三・〇七
	山林	三四・二八	一五・二七	九・二三	二〇・〇六
	原野其の他	五・〇七	一・〇八	一・〇一	二・一五
	計	四三・二四	二〇・〇九	一三・二三	二五・二八
合計		一七四・〇七	一四八・二五	一四〇・〇三	一五四・一一

（ロ）世帶員數及農業勞働從業日數

世帶員とは調査者及其の家族並同居人にして年度内に調査者と同一經濟關係にありたる者（雇人を除く）を謂ふ。從つて不在の家族と雖も調査者と同一經濟に在りたる者は之を含み、經濟の獨立する者は家族と雖も之を含まず。「農業從業者數」とは主として農業に從事したる者を凡て一人として數へたる實員數――世帶員の實數を謂ふ。

又農業勞働從業日數とは農業經營のために一人一日一時間以上勞働せる日を凡て一日と數へたる延日數である。年雇とは一ケ年以上

の長期雇傭の意志を以て期間を定め、又は定めずして雇傭せらるゝ者を謂ふ。但し實際の雇傭期間が一ヶ年以下の短期に終るも年雇とす。手傳人とは世帶員以外にして勞賃(現物勞賃を含む)を受けずして勞働に從事する者を謂ふ。季節雇とは旬又は月を單位として勞賃を定め雇傭せらるゝ者、又日雇とは一日を單位として雇傭せらるゝ者を謂ふ。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
世帶員數	六・四五 人	六・四六 人	六・六七 人	六・五二 人
農業從業者數	三・六七 日	三・七九 日	三・七四 日	三・七三 日
農業勞働從業日數 世帶員	七五〇・〇七(九四・九%)	七四七・四三(九五・二%)	七一八・三八(九五・九%)	七三八・六三(九五・四%)
年雇	一五・〇八	一五・八七	九・六〇	一三・五二
季節雇	四・五五	—	二・四九	二・三五
日傭	一〇・一三	一三・六九	一一・六二	一一・四八
手傳人	九・九七	八・四五	六・二四	八・二三
計	七八九・八〇(一〇〇・〇)	七八四・四四(一〇〇・〇)	七四八・三三(一〇〇・〇)	七七四・二〇(一〇〇・〇)

この調査の對象たる農家の耕地面積は平均一町三反足らずであつたが、本表によればこの狹少なる耕地面積に平均六・五人に上る家族世帶員が依存してをり、平均三・七人が農業に從事してゐるのである。こゝでは耕地面積は家族世帶員に對しては餘りに狹少に過ぎ、又農業從業者數は耕地面積に對して餘りに過剩であるものゝ如くである。(通說によれば本邦農業經營耕地面積は少くとも一町五反を必要とするといふ)この意味に於いてこゝにはコンスタントな「剩餘勞力」が常に存在するものと考へられる。そしてそれは特に小作に於いて甚しいやうである。併し「剩餘勞力」は少くとも潛在的であつて顯在的でないことに留意すべきである。更に農業勞働は世帶員による自家勞力が殆んど全部を占め雇傭勞働は極めて僅少である。而かもそれは同じく小作に於いて特に著しい。本邦農業の零細經營は所謂家族的勞作經營である。彼等は自ら家族と共に農業に從事し原則として雇傭勞働に依存しないのであるから、この限りでは勞働者であると云へやう。

(八) 農業用財産

農業用財産とは農業經營に使用せらるゝ土地、土地改良設備、建物、農具、動物、植物及現物にして農家の所有に屬するものを謂ふ。但し土地、土地改良設備、建物、農具、動物及植物に付ては便宜借入も之を示した。

之等の財産にして農業と農業以外とに併用せらるゝ場合は其の使用程度に依り按分し其の所屬を決定した。

正確には「現金及之に準ずるもの」も農業用財産に含ましむべきものであるが、之等は農業用財産なりや否やを決定すること困難なるもの多きを以て便宜之を除外した。

農業用財産の調査農家一戸當價額左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
土地	六、一四一・六一	五、九〇九・三五	五、四七〇・五一	五、八四〇・四九
所有	五、七五〇・八四	三、一一〇・六六	五八八・二三	三、一四九・九一
借入	三九〇・七七	二、七九八・六九	四、八八二・二九	二、六九〇・五八
土地改良設備	六・三一	四・五八	〇・五六	三・八二
建物	六八八・三三	四六二・七八	三五四・七四	五〇一・九五
農具	一八八・六九	一八五・三七	一四四・七七	一七二・九四
動物	一〇九・六八	九一・二七	七五・三〇	九二・〇八
植物	二六五・〇六	一七四・八〇	一二七・五二	一八九・一三
現物	四五七・五三	三五九・九一	二五〇・九八	三五六・一四
土地以外借入財産	五・八四	四・九七	五・六一	五・四七
計	七、八六三・〇五	七、一九三・〇三	六、四二九・九九	七、一六二・〇二
内訳 所有	七、四六六・四四	四、三八九・三七	一、五四二・〇九	四、四六五・九七
内訳 借入	三九六・六一	二、八〇三・六六	四、八八七・九〇	二、六九六・〇五

右によれば農民は農業に於ける最重要の生産手段たる土地の外、粗莽乍ら建物、農具、動物等若干の生産手段をも所有してゐるのであつて、この限りでは彼等農民は獨立小企業者である。彼等の社會的經濟的性格はこの意味では資本家的色彩を有するが、前述の如く自ら勞働すると云ふ意味では寧ろ賃銀勞働者に近い。要するに農民は過渡的性質を有するものゝ如く、その上層に於いては資本家に近くその下層に於いては賃銀勞働者に近いと考へられるのである。特に小作農に於いては既に最重要生産手段たる土地を喪失してをりこの限りに於いて自作農よりも更に一歩賃銀勞働者に接近してゐるのである。

なほこゝで注目すべきは過小農制の本質として土地財産が極めて壓倒的な地位を占めてゐること（自作農七七・〇%、自小作農七〇・九%、小作農三八・二%、三者平均七〇・五%）、即ち極めて多額の支出が土地に固定されてゐること、また固定されねばならぬといふことである。けだしこのことはたゞに自己の利用し得る所の生産的資本の範圍をそれだけ制限して農業生産力發展を阻止せしめるばかりではなく、高利貸付業と租稅制度とをして此等に存在の根據を與へるものだからである。（小作人の場合に於ける土地財産とは借入土地

の價格を表はす。故に事の性質上その土地財産の殆んど全部が借入土地財産になつてゐるのである。この土地財産の壓倒的優位に照應するものがかの「利子」としての高率なる小作料であつて、こゝでは從つて借地制度を通じて地主への貢納が餘儀なくされてゐるのである。）

なほ參考迄に日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調」（昭和十二年三月現在）によつて昭和十二年度に於ける田畑賣買價格をみるに左の如く前年度に比し各品等共に著しく騰貴してゐる。而して田畑共に昂騰率は上品等のものよりは下品等のものが大である。右につき前記調査は次の如く云ふ、——

「本年度に於ける田畑の賣買價格が昂騰を演じたるは、主として米繭の强調及最近に於ける農村更生に關する諸施設の進捗、農業經營の改善等に因り農家經濟に幾分の餘裕を生じたること、或は低金利の地方浸潤、物價の一般的昂騰に伴ひ土地購入希望者の增加したること等に基くものなるべしと雖も、又田畑負擔の公租公課額が昭和十三年度に於ける土地賃貸價格の改訂に依り輕減せらるべしとの見込も亦看過すべからざるものなり」と。

	全國平均賣買價格（反當）		騰落比較（△印は低落を示す）	
	昭和十二年	昭和十一年	實數	割合
一上の中	六〇二圓	五六二圓	四〇圓	四・一分
田 普通	四七〇	四三五	三五	八・〇
田 下の中	三二八	二九六	三二	一〇・八
畑 上の中	三八九	三六六	二三	六・二
畑 普通	二七八	二五九	一九	七・三
畑 下の中	一七一	一五六	一五	九・六

（二）農業總收入

農業總收入とは一ケ年間の農業經營に因りて得たる一切の收入を謂ひ當該年度の耕種、養畜、養蠶及之等の生産物の加工に因る收入の外、自家生産物の加工に當り其の不足を補ふ爲他より原料を得て爲す程度の加工又は農業財産の一時的農業以外利用による收入（例へば牛、馬、農具等の賃貸料の如し）の如き農業經營に附隨的に營まるゝ業務の收入も之を含むものとする。但し土地、建物の如き農産物に非ざる物の賣却による收入は夫が農業用財産なる場合と雖之を含まず。

農業總收入の調査農家一戸當金額を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
米	六一二・五二	六五三・二七	六五二・九四	六三九・五八
麥	八三・九四	八五・〇二	八〇・九〇	八三・二八
精繭	一三一・一五	一一九・二五	八一・一九	一一・五三
蔬菜	七三・五九	八八・六三	一〇〇・一一	八七・四四
果實	二〇・六一	三六・五九	二一・八四	二六・三五
牛	三一・〇二	五・四七	一〇〇・一〇	一五・五三
馬	〇・八四	七・四七	—	二・七七

豚	七・四六	五・八九	一一・六四	八・三三	
雞及雞卵	四九・五五	四七・二一	一六・〇六	三七・六一	
藁細工	一三・八六	二四・二五	一四・二九	一七・一三	
蔬菜及果實加工	〇・四五	一・九五	三・五六	一・九九	
林産物	二・六一	一〇・〇八	六・四九	一二・七三	
其の他	八五・一一	八八・〇八	七七・七六	八三・九八	
現物增減價額	三・九六	八・一三	二・六九	四・九二	
動植物增減價額	一三・六三	九・七九	七・三六	九・九二	
計	一、一四七・二八	一、一九二、〇七	一、〇八六・九三	一、一四二・〇九	

農業總收入は平均一、一〇〇圓内外で、その過半は米及び麥によつて占められ、繭收入がこれに次ぎ、以上三者で總收入の七割以上を占めてゐる。これに次いで大きいのは蔬菜、果實、畜産物である。要するに本邦農業は養蠶と小園藝及び小家畜を伴つた米麥中心の主穀式農業であるが、米麥以外のものは大體副業と概稱されるものに屬する。而して副業は農業的副業と加工的副業とに概括出來るが、それが農家の「剩餘勞力」の利用形態であるといふ意味に於いても、又副業生産物が商品として販賣され從つて現金收入を齎らすといふ意味に於いても、農家にとつて直接關係深い問題である。更に副業はこのやうな關係を通して農家經濟の市場への依存を促進するものである。

なほ本表に於ける數字の算出については次の點が注意されねばならない。即ち右農業總收入を構成するものは主として農産物販賣額及農産物の使用額（但し農産物にして再び農業生産に使用せられたるもの、例へば堆肥、綠肥、種苗の如きは之を含まず）であるが、この後者の見積が如何なる基準によりて行はれたかといふことに就ては、本調査には何等の説明もないのである。併し使用額のうち少くとも小作料として使用せられたものゝ見積額の基準の明示は特に必要なのではなからうか。けだし小作農にあつては現實の生産關係を表示するものは小作料であると考へられるのであつて、然かも吾々はこれを貨幣として理解すべきであらうからである。

序に農産物販賣額の調査農家一戸當金額及割合を示せば左の如し。

尤もこゝに農産物販賣額とは生産年度及生産者の如何を問はず調査農家が一ケ年間に販賣せる農産物の總額を謂ひ、此の中には當該年度以前に於て生産せられたる物及受入小作米の如き自家生産物に非ざる農産物も含まれてゐる。從つて前記農業總收入中に含まれる販賣額を示すものではないが自家生産以外の農産物は僅に之を含むに過ぎないからそれに近いものと云ふことができやう。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓　%	圓　%	圓　%	圓　%
米	三四四・三三（四五・五八）	二四八・九七（三七・〇〇）	一四一・一四（三〇・二）	二四四・八一（三八・七四）

麥	五二・五二（六・九五）	五一・四九（七・六五）	
精繭	一三〇・七一（一七・三〇）	一一九・二二（一七・七二）	
其他	二二七・九五（三〇・一七）	二五三・二四（三七・六三）	
合計	七五五・五一（一〇〇・〇〇）	六七二・九二（一〇〇・〇〇）	

なほ前掲農林省「農山漁村經濟事情調査」によつて「農家生産米商品化割合及手持米の割合」をみるに左の如くである。

	販賣米割合（地主は手持米を含む）	一月十日現在手持米割合	四月末日現在手持米割合
地主	割 七・九	割 六・六	割 四・二
自作農	六・二	五・八	三・三
自小作農	四・〇	四・七	二・一
小作農	一・九	三・二	一・〇
平均	五・〇	五・〇	二・六五

（ホ）農業經營費

農業經營費とは右の農業總收入を擧ぐるに要したる費用を謂ふ。

農業經營費の調査農家一戸當金額を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
土地費				
土地改良設備費	〇・四二	〇・二七	〇・一七	〇・二九
建物費	一九・九六	一四・〇七	一一・九八	一五・三四
農具費	二〇・四四	二〇・二七	一八・六九	一九・八〇
種苗費	五・二八	五・四五	五・四九	五・四一
植物減價額	一・〇九	〇・二六	〇・四三	〇・五九
蠶種費	五・四四	四・九五	三・九七	四・七九
家畜費	三二・四九	一〇・四一	一一・〇三	一七・九七
動物減價額	一・五八	〇・九九	一・四六	一・三四
飼料費	四九・七四	四九・三二	二九・六三	四二・九〇
肥料費	一〇〇・二五	一〇六・九九	一一六・〇六	一〇七・七七
光熱動力費	四・五四	三・二四	三・六九	三・八二
藥劑費	二・三九	三・五〇	三・三四	三・〇八
加工原料費	一・四八	一・〇九	〇・六四	一・〇七
勞賃	一八・三三	一五・一四	一三・七四	一五・七四
負債利子	八・六一	一四・二九	一〇・八三	一一・二四
諸負擔	七〇・八六	四一・四九	一四・九一	四二・四二
小作料	二五・八〇	一七九・三三	三二一・〇七	一七五・四〇
賃借料	一・七七	二・二九	一・六六	一・九一
販賣費	三・二七	八・四〇	八・二九	六・六五
其他	八・二七	八・五九	六・六一	七・八二
計	三八二・〇一	四九〇・三四	五八三・六九	四八五・三五

前述の約一、一〇〇圓内外の總收入を擧げるには平均五〇〇圓内外の經營費を必要とすること右の如くであるが、經營

費の中最も大なる部分を占めるものは、前述の農業財産中に占める土地財産の比重の壓倒的優位に照應するところの負債利子、諸負擔及び小作料である。次表を見よ。(但し負債利子及び諸負擔はその大部分が土地に關するものではあるが、全部が全部土地に關するものではないから、次表は正確に土地のための負擔を示すものであるとは云ひ難い。)なほ經營費は自小作別には總收入の場合と異つて可成りの相異を示してゐるが、この相異は主として右の土地負擔の相異に基くものである。即ち小作に於ける土地負擔は自作の二倍に上つてゐる。

なほ右の小作料の算出に就いて注意すべきことは、周知のやうにそれが一般的には現物小作料であるが故に如何なる基準によつて評價されたものであるかといふことである。本調査には之れに就いて何等の説明もないが、もしこの小作料の評價にして現實の農業生産關係の正しい認識に立脚したものではないとしたら吾々は右の數字をその儘信頼することは出來ないであらう。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
負債利子	二・二五%	二・九二%	一・八六%	二・三三%
諸負擔	一八・五五	八・四六	二・五五	八・七四
小作料	六・七五	三六・五七	五五・〇一	三六・一四
計	二七・五五	四七・九五	五九・四二	四七・二〇

なほ日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調」(昭和十二年三月現在)によつて田畑の實收小作料額をみるに左の如く田畑各品等共に增騰してゐるが、田よりは畑の方が又上品等よりは下品等の方が增騰率が大である。右につき前記調査は次の如く云つてゐる、――

「田の反當實收小作料が本年度に於て增加したるは、昨年度產米が可成りの增收となりたるに基くも、其の率の極めて僅少なりしは小作契約期間の關係上急速に其の改訂が行はれ難きに因るものなるべし。然るに畑に於ける小作料の昂騰大なりしは小作契約が金納に依るもの尠からざる上、物納のものも小作料の納入に當り之を時價に換算し、現金を以て納入する慣行も有り、仍て本調査に於ては全てを金納に統一したる爲、農產物價格騰貴の影響が顯著に現はれたるものと謂ふべし」と。

	全國平均實收小作料(反當) 昭和十二年	昭和十一年	增減比較(△印は低落を示す) 實數	割合
田 上の中	一・二八 石	一・二六 石	〇・〇二 石	一・六分
田 普通	一・〇四	一・〇三	〇・〇一	一・〇
田 下の中	〇・七七	〇・七五	〇・〇二	二・七
畑 上の中	二〇・二八 圓	一九・二九 圓	〇・九九 圓	五・一分
畑 普通	一四・七一	一三・九〇	〇・八一	五・八
畑 下の中	九・三五	八・八〇	〇・五五	六・三

〔備考〕―田小作料は玄米を以て表はし、畑小作料中玄米雜穀を以て納入するものは金納に換算せり。以下の諸表に於ても亦同じ。

土地に關する諸經費に次いで大きいのは肥料費であつて、其の割合次の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
肥料費	二六・二四%	二一・八二%	一九・八八%	二二・二%

ところで右經營費目中には所謂自家勞働賃が擧げられてゐないのであるから（經營費目中に勞賃と云ふのは雇傭勞働力に對する勞賃である）、從つてこゝでの計算に從へば農業總收入から農業經營費を差引いた殘額卽ち農業所得が所謂企業家利潤と所謂自家勞賃とに充てられなければならない（併し實際にはこの殘額は企業家利潤はおろか自家勞賃さへも覆ひ得ないこと後述の如くである）。

尙、參考迄に農業經營費中の現金及び現物の金額、割合をみるに左の如し。

	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
現金	三三四・〇一圓	八四・八二%	二九四・四五圓	六〇・〇五%	一五四・三八圓	四三・五八%	二九〇・九五圓	五九・九五%
現物（小作料其他）	二八・六九	七・五一	一七二・九〇	三五・二六	三九〇・〇六	五二・九五	一七〇・二二	三五・〇七
減價額（土地改良設備及建物、農具、其の他）	二九・三一	七・六七	二二・九九	四・六九	二〇・二五	三・四七	二四・一八	四・九八
計	三八二・〇一	一〇〇・〇〇	四九〇・三四	一〇〇・〇〇	五八三・六九	一〇〇・〇〇	四八五・三五	一〇〇・〇〇

（一）家計費

家計費とは農業經營費及兼業費以外の一切の費用にして農家の生計に要したる費用である。

家計費の調査農家平均一戸當金額を示せば左の如し。

第一生活費

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
住居費	二六・五五	三・三九	一九・七八	二三・九一
飲食費	三三四・二三	三三〇・一三	三三〇・九四	三三八・四三
光熱動力費	三七・二三	三・九二	二九・一四	三三・〇九
被服費	七六・三三	六七・一七	五一・二二	六四・九一
家具什器費	二四・三二	二〇・六三	一四・七五	一九・九〇
計	四九八・六五	四七三・二四	四三五・八二	四六九・二四
	（六二・八二%）	（六八・一一%）	（六九・五一%）	（六六・五四%）

第二生活費

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
教育費	二二・一五	一一・四一	九・七一	一四・四二
修養費	一〇・〇九	六・六三	四・五〇	七・〇七
交際費	五八・九五	五四・二七	四六・一七	五三・一三
嗜好費	三三・九三	二八・五八	二五・二四	二九・二五
其他	一七〇・〇四	一二〇・六九	一〇五・五八	一三二・一一
計	二九五・一六	二三一・五八	一九一・二〇	二三五・九八
	（三七・一八%）	（三一・八九%）	（三〇・四九%）	（三三・四六%）

	合計	自作農	小作農	三者平均
	七九三・八一	六九四・八二	六二七・〇三	七〇五・三三

これによれば「第一生活費」にしろ「第二生活費」にしろその低廉なること誠に驚くべきものがある。而して「第一生活費」が六三―七〇％を占めてゐる事實はその生活が非常に切詰められてゐることを示してゐる。いま試に農民一ヶ月の生活費をみれば、自作農は六・四五人の家族で六六・九八圓、自小作農は六・四六人で五七・九〇圓、小作農は六・六七人で五二・二五圓、三者平均は六・五二人で五八・七七圓といふ僅かなものである。また一人一日當りの食費をとつてみれば、自作農一四・四錢、自小作農一四・二錢、小作農一三・四錢、三者平均では一四・〇錢となつてゐる。更に第二生活費中の教育費の僅かなことも注目すべきである。

ところでかくの如き低度の生活水準を漸くにして可能ならしめてゐるところの極めて僅かの生活費（最低勞賃と見做して差支へない）でさへ本來の農業の經營からは賄はれてゐないのである。このことは農業總收入と農業經營費との差額即ち農業所得と家計費（生活費）とを比較してみれば明らかである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
農業總收入	一、一四七・二八	一、一九二・〇七	一、〇八六・九三	一、一四二・〇九
農業經營費	三八二・〇一	四九〇・三四	五八三・六九	四八五・三五
差引過不足（農業所得）	（十）七六五・二七	（十）七〇一・七三	（十）五〇三・二四	（十）六五六・七四
家計費（生計費）	七九三・八一	六九四・八二	六二七・〇三	七〇五・三三
差引過不足	（一）三八・五四	（十）六・九一	（一）一三三・七九	（一）四八・四八

即ち農民は所謂企業家利潤は何等之を擧げ得ないばかりでなく、最低賃銀までも喰込まれてゐるのである。このことは彼等の經營の限界たる自家勞賃の確保さへも本來の農業よりしては不可能であることを示してゐる。而かもこれは彼等農民が怠惰であるが故にではない。否寧ろ彼等は過勞といつていゝほど極めて勤勉でさへある。彼等にあつては勞働生産性の低下は問題ではなくして專ら農業所得の絶對額の增大が追求されてゐる。それほど彼等の勞働の集約度は高いのである。換言すれば餘りにも過多の勞働が投下されてゐるのである。從つて過勞はこゝでは必至でなければならぬ。（農民の「剩餘勞力」とは正に右のやうな意味に於いて存在するものなのである。）併し農業經營に於けるこの過勞にも拘はらず家計費は（極端に僅少であるが）その全部を賄はれてゐない。これは一方では農業總收入が僅少であるからであり、他方では農業經營費が膨大であるからに外ならないが、一言以つて之を蓋へば要するに貨幣經濟化せる零細經營の必然的歸結といふより外はない。我國の農業機構はその著しく貨幣經濟化せる過小農制の故に本來の農業の經營のみを以つてしては到底農家を維持することができないのである。

尙、參考迄に家計費に於ける現金關係を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
現金	四五二・三七圓 (五六・九九%)	三七三・一三圓 (五三・七一%)	三三五・三一圓 (五一・八八%)	三八三・六〇圓 (五四・三九%)
現物	三三七・一六 (四一・二一)	三一〇・六一 (四四・七〇)	二九二・二三 (四六・六一)	三一〇・〇〇 (四二・九六)
減價額	一四・二八 (一・八〇)	一一・〇八 (一・五九)	九・四九 (一・五一)	一一・六二 (一・六五)
合計	七九三・八一 (一〇〇・〇〇)	六九四・八二 (一〇〇・〇〇)	六二七・〇三 (一〇〇・〇〇)	七〇五・三三 (一〇〇・〇〇)

右の數字と、前記の經營費に於ける現金の數字とよりして農家經濟に於ける現金關係を知り得るであらう。概して云へば農家の支出の半ば以上は現金支出である。而してこれは農業の市場への依存の程度を表はすものに外ならない。

(ト) 農家の收支

上述の如く本來の農業の經營よりしては農家の維持は不可能であるが、この農家の破綻を救ふものが所謂農業外收入であつて、これは兼業總收入から兼業費を控除した兼業所得と家事收入との合計よりなる。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
兼業總收入	一四四・二三圓	一三七・二一圓	一六一・七四圓	一四七・七三圓
兼業費	一〇・〇〇	六・二九	一八・七一	一一・六七
差引過不足(兼業所得)	一三四・二三	一三〇・九二	一四三・〇三	一三六・〇六
家事收入	五四・一八	四四・二六	三七・一七	四五・二一
合計	一八八・四一	一七五・一八	一八〇・三〇	一八二・二七

即ち農業外收入の大部分は兼業總收入より得られたものであり、而してこの兼業總收入の壓倒的部分を占めるものは俸給勞賃收入(勤勞收入)に外ならないのである。併し一概に勤勞收入といつても自作農と小作農とではその內容が異り、後者のそれは殆んど全部勞賃收入よりなるのである(農務時報第八十五號「最近に於ける農家經濟狀況の變遷」參照)。このことは農民特に小作農が何程かの程度に於いて賃勞働者化してゐることを示す一の論證たるものであらう。

次に農家一年の總決算として、農家の總收入と總經費、或は同じことであるが、農家の總所得と家計費とを比較するに次の如くである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業に於ける過不足	(一)二八・五四圓(十)	六・九一圓(一)一三三・七九圓(一)	四八・四八圓	
農業外に於る過不足	(十)一八八・四一(十)	一七五・一八(十)	一八〇・三〇(十)	一八一・二七
差引過不足	(十)一五九・八七(十)	一八二・〇九(十)	五六・四一(十)	一三三・七九

これに依れば自作農、自小作農、小作農は云ふまでもなくその額に可成りの差異を示しつゝもいづれも「剩餘」を生じてゐるが、これはとりも直さず農業外收入就中俸給勞賃收入が最低賃銀を出でない生計費の不足を覆ひ得る以上の收入を擧げ得たからである。併し乍ら、一方農業外收入が農家の經濟にとつて恒常的且つ不可缺の要素となつてゐると云ふ事實

は、我國農業再生産の基礎の動搖を意味するものに外ならないであらう。

尙、右の剩餘額は自作農の各平均の數であるが、之を個別的にみれば左の如く、剩餘ある農家は自作農、自小作農に多く、またその剩餘額も自作農、自小作農に於て大であるが、之に反して小作農に於ては不足せる農家の割合は自作農、自小作農よりも遙かに大である。而してその不足額は二百圓乃至百圓未滿であるが、吾々はこれが優良農家であることを考へねばならぬ。普通一般の農家特に小作農に於いてはその不足額及び不足戶數も、相當大なるものがあると推測されるのである。

過不足額	剩餘ある戶數 自作農	剩餘ある戶數 自小作農	剩餘ある戶數 小作農	剩餘ある戶數 計	不足せる戶數 自作農	不足せる戶數 自小作農	不足せる戶數 小作農	不足せる戶數 計
百圓未滿	三戶（二）	三戶（二）	七戶（二七）	七〇戶（六九）	一三戶（一五）	一〇戶（一五）	二七戶（三〇）	五〇戶（六〇）
百圓以上二百圓未滿	三（二四）	二（二）	二〇（一五）	六三（六〇）	四三（四）	四（三）	四七（七）	二（一四）
二百圓以上三百圓未滿	三（九）	一八（一七）	九（八）	三九（三四）	二（二）	一（二）	一（一）	四（五）
三百圓以上四百圓未滿	一〇（九）	三（一二）	三（三）	三五（二四）	一	—	—	—
四百圓以上五百圓未滿	四（六）	七（六）	—	一（二）	—	—	一（一）	—
五百圓以上六百圓未滿	四（二）	一	—	—	—	—	—	—
六百圓以上七百圓未滿	—	一（二）	—	—	—	—	—	—
七百圓以上八百圓未滿	一（一）	二（一）	—	—	—	—	—	—
八百圓以上九百圓未滿	一（一）	一（一）	—	—	—	—	—	—
九百圓以上千圓未滿	—	—	—	—	—	—	—	—
計	七五（七三）	八六（八一）	五九（五三）	二三〇（二〇七）	一九（二一）	一六（一三）	三三（三九）	六六（八一）

調査農家戶數　九四　一〇三　九二　二八八

〔備考〕―括弧を附したる數字は本調査の手當を控除したる場合とす。（本省より交付する手當は一戶に付二〇圓なるも府縣により三〇圓又は四〇圓交付するもの數縣あり。）

（チ）農家の負債

農家の收入に於いて不足が生ずる場合にはそれだけ農家の負債となるのであるが、こゝに負債とは借入金、購入品未拂代金、未拂利子、未拂小作料其の他之に類する金錢又は現物負債を謂ふ。

起債目的別負債の調査農家平均一戶當金額及割合を示せば左の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業用負債	圓 二三六・〇五 (三九・七四)%	圓 三九八・九八 (五二・八〇)%	圓 二六一・〇〇 (五〇・七三)%	圓 二九八・六八 (四八・〇七)%
兼業用負債	二四・八九 (四・一九)	六・〇七 (〇・八〇)	〇・九六 (〇・一九)	一〇・六四 (一・七一)
家事用負債	三三三・〇五 (五六・〇七)	三五〇・六二 (四六・四〇)	二五二・五四 (四九・〇八)	三二二・〇七 (五〇・二二)
合計	五九三・九九 (一〇〇・〇〇)	七五五・六七 (一〇〇・〇〇)	五一四・五〇 (一〇〇・〇〇)	六二一・三九 (一〇〇・〇〇)

即ち調査農家一戸當負債額は三者平均で約六百二十圓に達してゐる。いま農家の負債に關し農林省農務局の別種の調査によつてみれば、昭和七年七月現在に於ける農家一戸當負債は平均約八百三十七圓にして、負債總額は四十七億一千七百萬圓に達する。而して利率別負債額をみるに一割未滿のもの最も多く、一割二分未滿、一割五分未滿之に次ぎ一割五分以上のもの最も少きが如くである。更に前記農林省農務局「農山漁村經濟事情調査」によつて借入金利子、負債額及借入先をみるに左の如くである。

	有擔保 普通 最高	有擔保 普通 最低	無擔保 普通 最高	無擔保 普通 最低
信用組合	厘 九〇	厘 九六	厘 九六	厘 八三
普通銀行	厘 九六	厘 七七	厘 一〇二	厘 九〇
農工銀行又は北海道拓殖銀行	九六	一一〇	一〇二	一一六
個人金貸業	七六	八五	七七	八八
地主	一三二	一五四	一〇一	一〇七
	一〇八	一三二	九一	一一三	一四〇	九四

	小作農	自作農	自小作農	小作農	三者平均
肥料商	圓 二六一・〇〇 (五〇・七三)%	圓 二五二・五四 (四九・〇八)	圓 二五二・五四 (四九・〇八)	圓 二九八・六八 (四八・〇七)	
平均	〇・九六 (〇・一九)	三三三・〇七 (五六・〇七)	五一四・五〇 (一〇〇・〇〇)	一〇・六四 (一・七一)	
	五一四・五〇 (一〇〇・〇〇)	五九三・九九 (一〇〇・〇〇)	六二一・三九 (一〇〇・〇〇)	三二二・〇七 (五〇・二二)	

	調査件數	所有及經營面積	一戸當負債額
地主	五七二	戸 所有地 四九七 畝	圓 二、九七九
自作農	六三三	所有地 一五六	一、四四一
自小作農	六二〇	所有地 七四 小作地 六五	一、〇三九
小作農	六一四	小作地 一〇七	五二三

	信用組合	銀行	無盡頼母子	商人	商人以外の個人	其の他	合計
地主	二・九%	四〇・六%	一五・八%	一・八%	一四・七%	五・二%	一〇〇%
自作農	二四・二	三三・四	三三・八	三・二	二〇・二	六・二	一〇〇
自小作農	二四・四	一六・四	二七・二	五・〇	二一・二	五・八	一〇〇
小作農	三三・一	二・六	三三・一	八・九	二六・九	六・四	一〇〇

(リ) 諸負擔

諸負擔とは金錢又は物品を以て支拂ひ又は支拂ふべき負擔にして租税の外農會其の他産業關係の負擔其の他一切の公共的事業の負擔を含む。但し間接税（兼業等の爲納税したるものを除く）、登録税、

不動産取得税、相續税、手數料等に相當するもの、組合出資金の類及神社佛閣への獻納、喜捨其の他任意寄附金の類は之を含まない。而して之等は夫々其の屬する經費中に之を含ましめてゐる。

いま、農業、兼業、家事用諸負擔を合計せる諸負擔總額をみるに次の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
國税 田粗	八・八六	二・三四	〇・〇五	三・六八
畑租	一・四二	〇・三五	〇・〇三	〇・六〇
宅地租	一・二〇	〇・八七	〇・七三	〇・九三
其他地租	〇・二三	〇・〇四	〇・〇一	〇・一〇
其の他	—	—	—	—
小計	一一・五一 (一五・七九%)	三・六〇 (八・五〇%)	〇・八二 (四・二四%)	五・三一 (一一・八三%)
道府縣税 地租附加税	一七・六八	九・二四	二・〇四	九・六五
家屋税	四・四一	三・〇八	二・一四	三・二一
其の他	三・六七	三・七〇	三・二四	三・五四
小計	二五・七六 (三五・三四)	一六・〇二 (三七・八一)	七・四二 (三八・三五)	一六・四〇 (三六・五五)
市町村税 地租附加税	一〇・三四	五・三一	一・二〇	五・六二
家屋附加税	二・二三	一・七五	一・一三	一・七〇
戸數割	二〇・一七	一二・七〇	六・二三	一三・〇三
其の他	二・八九	二・九九	二・五五	二・八一
小計	三五・六三	二二・七五	一一・一一	二三・一六
租税總額	七二・九〇 (四八・八七)	四二・三七 (五三・六九)	一九・三五 (五七・四一)	四四・八七 (五一・六二)
其の他の負擔 農會費	三・六四	一・九八	〇・五〇	二・〇四
其の他産業團體の負擔	六・八九	四・七三	一・二九	四・三〇
其の他	八・一二	四・八八	二・九一	五・三一
小計	一八・六五	一一・五九	四・七〇	一一・六五
諸負擔總額	九一・五五	五三・九六	二四・〇五	五六・五二
内譯 農業諸負擔	七〇・八六 (一八・六〇)	四一・四九 (八・五)	一四・九一 (二・六)	四二・四二 (八・七)
兼業諸負擔	五・三八 (五三・八)	一・五五 (三四・六)	一・二四 (六・六)	二・七二 (三三・三)
家事諸負擔	一五・三一 (一・九)	一〇・九二 (一・五)	七・九〇 (一・一)	一一・三八 (一・六)

〔備考〕―括弧内は農業經營費、農業費、家計費をいづれも一〇〇・〇〇とせる各程負擔の割合。

右に依れば諸負擔とは殆んど租税のことであるから（かく云へばとて租税外の公課平均約十一圓は極めて小さい農家の經濟にとつて決して輕い負擔ではあり得ない事は云ふまでもない）、いま租税に就いてみるに、課税主體から云ふと道府縣並に市町村による道府縣税及び市町村税即ち所謂地方税が重要であり、また税の種類から云へば地租關係の租税及び戸數割、家屋税が重要である事を知る。即ち地租及び戸數割、家屋税關係の地方税が農民の負擔を重からしめてゐるのである。

尙右の直接稅の外に消費稅（農林省の調査によれば昭和八年度に於いて調査農家平均一戸當十三圓五十七錢の消費稅を負擔してゐる）關稅等が目には見えぬが農民にかゝつてゐる事實を忘れてはならない。

更に右表より明らかなる如く、諸負擔特に租稅負擔は自作農に重く小作農に輕いのであるが、これはその階級的地位の相異に基く當然の結果であつて、小作農にはこの代りに小作料といふ遙かに重い負擔があるのである。

第三節　農業被傭勞働者

農業被傭勞働者數　農林省農務局「農業勞働者に關する調査」によつて大正八年に於ける全國農業被傭勞働者數をみるに總數三一一萬で、內純勞働者は三七萬（一二%）に過ぎず、他はすべて兼業勞働者でその數二七四萬（八八%）に上る。兼業勞働者の中には、農業經營者又はその家族であつて、賃銀をえて農業勞働に從事することある者及び農業以外の事業經營者又はその家族であつて賃銀を以て農業勞働に從事することあるものが含まれ、前者は二一六萬、後者は五八萬である。即ち我國農業に於いては固有の意味の農業勞働者は極めて尠く、農業に於ける雇傭勞働は主として兼業勞働者、就中貧農及びその家族によつて擔當されてゐるのである。このことは逆に云へば既に零細農家は本來の農業のみでは生計を維持してゆけなくなつてゐるといふことである。

更にこれ等農業被傭勞働者を雇傭契約の種類から分類すれば日傭勞働者は一八一萬（五八%）、季節傭五九萬、定傭二四萬。）定傭は三八萬（一二%）となつてゐるが、その大部分は農家の家族である（日傭一三一萬、季節傭五九萬、定傭二四萬。）

		男子	女子	初年者	計	農業勞働者總數に對する百分率
		人	人	人	人	
日傭	兼業勞働者	九五〇、〇七〇	六四七、二四五	一、九九一	一、六一〇、二二六	五一・七
	純勞働者	一二九、八六一	八〇、九七二	一、八八一	二〇二、七一四	六・五
	小計	一、〇六九、九三一	七二八、二一七	一四、七九二	一、八一二、九四〇	五八・二
季節傭	兼業勞働者	四〇八、七二九	四〇五、三九九	九、七五〇	八二三、八七八	二六・四
	純勞働者	五二、一九	四二、二三三	一、五七六	九五、八二八	三・一
	小計	四六〇、七四八	四四七、六三二	一一、三二六	九一九、七〇六	二九・五
定傭	兼業勞働者	一八八、四六三	一一六、一六〇	五、八三一	三一〇、四五四	九・九
	純勞働者	四九、五三八	二三、九一四	一、〇三〇	七四、四八二	二・四
	小計	二三八、〇〇一	一四〇、〇七四	六、八六一	三八四、九三六	一二・三
兼業勞働者計		一、五四七、二六三	一、一六八、八〇四	二八、四九二	二、七四四、五五八	八八・〇
純勞働者計		三三一、四一八	一四七、一一九	四、四八七	三七三、〇二四	一二・〇
合計		一、七六八、六八〇	一、三一五、九二三	三三、九七九	三、一一七、五八二	一〇〇・〇
農業被傭勞働者總數に對する百分率		五六・七	四二・三	一・一	一〇〇・〇	—

〔備考〕一、本表は町村毎に調査したる地方廳の報告に依る。

二、日傭及季節傭に付いては大正八年の一年間の狀況に依り、定傭に付いては大正九年は十月一日の狀況に依る。

三、表中兼業勞働者とは純勞働者に非ざる(一)農業經營者にして賃銀を得て農業勞働に從事することあるもの(二)農業經營者の家族にして賃銀を得て農業勞働に從事することあるもの(三)農業以外の事業經營者の家族にして賃銀を得て農業勞働に從事することあるものを包括す。

これ等農業被傭勞働者は比較的大規模な經營に雇傭されるのであるが、農作に於いては既にみた如く一般的に云つて零細耕作で自家勞力が殆んど凡てを占めてをり雇傭勞力は極めて尠い。而かも僅少な雇傭勞力の大部分は農家の家族によつて補充されてゐる。これに反し畜産においては雇傭勞力は可成りの程度に上りその內容も固有の農業勞働者であるやうである。この點について昭和五年國勢調査の產業（小分類）別農業有職業（小分類）別農業者數を自家勞務者、家族外勞務者別（百分比）にみるに次の如くである。

	自家勞務者	家族外勞務者 職員	作男作女	其他農業的勞務者	非農業的勞務者	計
農耕 小計	九六・八九	〇・〇一	一・九七	一・一三	〇・〇〇	三・一一
農耕 農作	九七・二五	〇・〇一	一・九五	一・〇七	〇・〇〇	二・七五
農耕 自作	九五・〇八	〇・〇三	三・四五	一・九〇	〇・〇一	四・九二
農耕 自小作	九八・四六	〇・〇〇	一・二一	〇・四五	〇・〇〇	一・五四
農耕 小作	九八・七四	〇・〇〇	〇・七五	〇・六八	〇・〇〇	一・二六
園藝	八五・一六	〇・三七	五・四一	九・九七	〇・二一	一四・八四
畜產 小計	六九・九〇	〇・九一	〇・〇一	一九・〇一	一一・一六	三〇・一〇
畜產 養畜	五三・四二	二・二六	〇・〇四	四二・四一	三・四六	四六・五八
畜產 搾乳	四四・三六	〇・八八	—	二四・〇二	三一・五五	五五・六四
畜產 養禽養蜂	九一・七六	〇・四六	—	七・六一	〇・六〇	八・二四
蠶業 小計	九〇・五〇	一・〇六	〇・一六	六・四八	〇・一四	九・五〇
蠶業 養蠶	九一・五七	〇・六〇	〇・一四	五・八九	〇・〇〇	八・四三
蠶業 蠶種製造	七〇・二〇	九・〇七	〇・六二	一六・八九	二・四五	二九・八〇

なほ右の中農作について自家勞力と雇傭勞力との割合の推移をみるに、帝國農會「農業經營調査」によれば「中經營」（耕地面積約三町）「小經營」（約一町六反）ともに昭和元年以降同十年迄自家勞力の割合は漸增してゐる。即ち「中經營」は昭和三年の七一・五%から同十年の八一・六%に、「小經營」は同じく八三・八%から九〇・二%に增大してゐる。かくして我國農業に於いては零細農民並にその家族による農業雇傭勞力は、家族勞働集約化のために相對的に減少しつゝあるのであつてこの意味に於いて農村における潛在的過剩人口は益々潛在的過剩人口を生產しつゝあると云はなければならない。

農業被傭勞働賃銀　農業被傭勞働者の賃銀は次の如くであつて、これを工業勞働者の賃銀に比すれば幾分低位にある。更に農作傭賃銀は養蠶傭賃銀に比し稍々低い。最近に於ける趨勢としては、昭和五年農業恐慌以來いづれも著しく低落の傾向にあつたが、昭和八年以降稍々上騰に轉じ、本年は特に

その騰貴率が大である。これは支那事變による應召及び都市軍需産業への流出が主として農業被傭勞働を必要とする零細農民によつて賄はれてゐることを語るものであると共に、事變下において實際に所謂「勞力不足」が存在することを示すものであらう。

（一）農業傭賃銀（農林省、農作傭賃銀統計表）

		昭和五年	昭和六年	昭和八年	昭和十年	昭和十二年	昭和十三年
		圓	圓	圓	圓	圓	圓
年傭	男	〇・五七	〇・四七	〇・四四	〇・四八	〇・五〇	〇・六〇
	女	〇・四一	〇・三三	〇・三三	〇・三三	〇・三五	〇・四二
日傭	男	一・一四	〇・八六	〇・七九	〇・八五	〇・八九	一・〇〇
	女	〇・八七	〇・六四	〇・五七	〇・六五	〇・六七	〇・七九
季節傭	男	一・二五	〇・九五	〇・八九	〇・九五	一・〇〇	一・一四
	女	〇・九六	〇・七二	〇・六九	〇・七八	〇・八〇	〇・九二

（二）養蠶傭賃銀（農林省、製絲職工及養蠶賃銀統計表）

		昭和五年	昭和六年	昭和八年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
		圓	圓	圓	圓	圓	圓
年（一日）傭	男	〇・七三	〇・九五	〇・五八	〇・六一	〇・六四	〇・六七
	女	〇・五一	〇・三八	〇・四一	〇・四四	〇・四八	〇・五一
季節傭	男	一・〇五	〇・八九	〇・八六	〇・九五	〇・九八	〇・九八
	女	〇・八四	〇・六七	〇・六五	〇・七四	〇・七九	〇・八一
日傭	男	一・〇九	〇・九三	〇・八九	〇・九六	一・〇一	一・〇七
	女	〇・八五	〇・七三	〇・六九	〇・七五	〇・七九	〇・八四

第二章　林業勞働者狀態

林業勞働者の狀態に關しては昨年度本年鑑に農林省調「本邦農業の概要」（「農務時報」、第百號所載）によつて林業勞働者の「本質」及び賃銀を紹介したが、こゝでは山林局「第八次山林要覽」によつて賃銀をみるに左の如くである。

	國有林	民有林
	圓	圓
杣夫	一・三一	一・三五
製炭夫	〇・九三	〇・九〇
造林夫	〇・九四	〇・八八
土木夫	一・〇九	〇・九五

〔備考〕―昭和十一年度男一人一日府縣平均賃銀（民有林は昭和十年調）。國有林は昭和十年度使用勞働者の總延人員を以て總支拂賃銀額を除し算出したる平均賃銀を以てし、民有林は道府縣の調査に係る普通賃銀を掲ぐ。なほ右表は府縣の平均であるが、これは上記の平均賃銀を更に算術平均したものである。

なほ昭和五年以降の林業勞働賃銀の趨勢をみるに左の如くである。

	國有林	公有林野官行造林
昭和五年	八三	九三
同六年	六六	七〇

同七年	六〇	六四
同八年	六三	六五
同九年	六三	六六
同十年	六七	七〇

〔備考〕―右は男女平均指數、大正八、九、十の三ヶ年平均を一〇〇とす。

第三章　漁民狀態

漁業勞働者の生活狀態に就いては未だ全國的な調査がないやうである。昭和十一年度本年鑑には明石市水産會の調査にかゝる一漁家の生活狀態の概要を新聞記事に基いて紹介しておいたが、その後右調査の結果が同水産會から「漁家經濟基本調査」として發表された。こゝでは右調査結果に基きその概要を重ねて紹介することゝしやう。（但しこの調査には數ケ所あるが一々指摘しない。）字の取扱上其他不明の點が數ケ所あるが一々指摘しない。）

（この調査は「現今謂ふところの漁村經濟更生計畫を樹立する爲のみならず、苟しくも漁村各般の事象に付き之れが振興發達を圖らんが爲には、先づ其の漁村の内容に就き極めて確實なる、且つ信頼するに足るべき計數的材料を有せざるべからず」といふ理由を以つて爲されたもので、其の調査期間は昭和十年六月一日乃至同十一年五月末日である。調査對象は明石浦漁村の漁家全部で三四三戸（人口一、七〇九人）、調査方法は調査員の戸別訪問による聽取調査卽ち口頭申告を原則とせるものである。）

（イ）漁家收入　漁家收入は漁業收入、副業收入、遊漁收入、漁業出稼收入、漁業以外の出稼收入に大別する。先づ漁業收入に就いてみるに、一ケ年平均一戸當り漁業收入は七一四圓三四錢で、出漁日數は一ケ年平均一戸二六三日（約六五%）である。副業收入（副業を營む漁家は全體の六七%）をその從業者の性別、世帶上の地位別にみるに一日當り夫四一錢、妻二〇錢、男子六七錢、女子三一錢、平均三七錢である。更に副業の種類をみるに、夫は主として土木事業、生魚行商に從事し、妻と女子は女工最も多く、男子は職工が多い。遊漁收入は一戸當り年平均三十圓弱であり、遊漁期は五月から九月乃至十月迄で六月が最も盛である。漁業出稼收入（現在迄に於いて縣外に出稼せる漁家は二一%のみ）は年平均一一〇圓である。漁業以外の出稼收入は年平均四五圓一九錢である。以上の各種別收入を表示すれば漁家一戸當平均年收は次の如くである。

	圓
漁業收入	七一四・三四
副業收入	二三三・七八
遊漁收入	二九・四〇
漁業出稼收入	一一〇・〇〇
漁業以外の出稼收入	四五・一九
計	一、一三・七一

而してこれを動力附漁船所有者と私船所有者と漁船を有せ

ざるものとに分別してみるに次の如し。

	動力附漁船所有者	和船所有者	漁船を所有せざる者
	二三七戸	五一戸	五五戸
漁業收入	一、五九〇・一九圓	二三五・八三圓	三五八・五六圓
副業收入	二六七・八五	一九三・四六	二一〇・〇三
遊漁收入	二九・四〇		
漁業出稼收入	一一〇・〇〇		
漁業以外の出稼收入	八・五〇	五九・五〇	六七・五七
計	二、〇〇五・九四	四八八・七九	六三六・一六

(ロ) 漁業經費 一戸平均一ケ年漁業經費額をみるに次の如し。

船體費	一三・五四圓	一・一圓
機械費	二六・九三	二・二
漁具費	一四三・五九	一二・三
餌料費	一五八・六八	一三・六
油代	二四三・一〇	二〇・九
氷代	五・二一	〇・五
雇人收拂	五七四・六四	四九・四
計	一、一六四・六九	一〇〇・〇

〔備考〕―漁業經費は一戸平均といふも總戸數の平均には非ざるものゝ如くである。こゝには明記してないけれども別の箇所において漁業經費は動力附漁船所有者に於いては漁業總收入の五六%、和船所有者に於いては二〇%に當るが、漁船を所有せざる者は漁業經費を必要としないと云ふところより推せば、右の漁業經費は恐らく動力附漁船所有漁家總戸數のそれを平均せるものであらう。

なほ以上の漁業經費の外に保險金、特に簡易保險金（加入戸數の六七・九七%）、賴母子講掛金（本漁村金融上最も重要性を有するもので加入漁家は二九〇戸、八五%を占める）、公課等を支出してゐる。いまこれを各漁家別にみれば次の如くである。

	動力附漁船所有者	和船所有者	漁船を所有せざる者	以上に區別されざる者
	圓	圓	圓	
簡易保險金	二五・八四	一三・七三	一三・五七	
一般生命保險金	四二・一八	―	―	―
賴母子講掛金	一二〇・三〇	五三・五〇	五三・五〇	
稅金	一七・四八	六・八六	四・二一	
各種團體會費				一・二〇
貯金	一〇四・七〇	―	―	
負債銷還	四二・〇〇	―	一〇〇・〇〇(例外)	

(ハ) 家計費 一戸平均一ケ年生活費をみるに左の如し。

	圓	%
住居費	六一・〇八	八・二
食費	三三七・六一	四五・四
燃料費	三四・八四	四・七
衣服費	六〇・五五	八・二
衞生費	九三・九三	一三・六

教育費	一〇・四八	一・四
嗜好娯樂費	一三三・三八	一六・六
交際費	二一・六六	二・九
計	七四三・五三	一〇〇・〇

〔備考〕―右生活費は一戸平均といふも總戸數の平均なりや否や全く不明である。

住居に就いてみるに全漁家中自宅に住居する者一四九戸四四%、他は貸家住ひである(但し二戸は自宅に同居)。而して概して自宅住ひの方が室數、疊數が多い。採光は南向五二%、電燈は十燭光五七%、ランプ一燈がある。水道は相當普及してゐるが尚使用せざる家が三一%ある。便所は二軒以上共同使用一一〇戸三二%ある。住宅狹隘又は其他の事情に依り夜間自宅に就眠せざる者男女通じて四二名一二%ある。

食費をみるに米食を主とし麥食は極めて少い。又味噌は餘り常用しない。教育についてみるに全く教育を受けざる者三三・九%、尋常小學校卒業のみの者五六・七%で最も多數を占める。在學者は男女合して小學校(土曜幼稚園をも含む)二五三名、高等小學校二六名、中學校四名である。各種の水産講習を受けたる者一四八名で成年男子總數の七八%に當る。次に全漁家中新聞雜誌を購讀し又は蓄音器、ラヂオを有する者合せて四七戸一四%、新聞のみを講讀する漁家三一戸九%である。

娯樂についてみるに、全漁家成年男女總數中娯樂を好む者六%、主として活動寫眞を好み次いで浪花節、芝居である。嗜好に於ては酒を常用する者八%、煙草を喫する者六〇%である。

(二) 漁家の收支　本調査漁家三四三戸の一ケ年間の收支狀況をみるに全漁家の七一%迄赤字を出してをり(これを漁船所有の有無によつて區別すれば、その割合は動力附漁船所有者は四八%、和船所有者及び漁船を所有せざる者は各々八三%である)、その金額は各漁家を通じて二〇〇―五〇〇圓最も多く三四・九%に上り、(各漁家別にみれば四四・四%、二六・七%、二九・一%)平均一戸當三〇六圓一八錢となつてゐる。黑字の漁家は總戸數の二九%に過ぎず(各漁家別にみれば五二%、一七%、一七%)その金額は平均一戸二三五圓一八錢である(これを各漁家別にみるに動力附漁船所有者は二〇〇―五〇〇圓最も多く三一・一%を占めるが、和船所有者及び漁船を所有せざる者は五〇圓以内最も多く夫々六六・七%、六〇%を占めてゐる)。

次に赤字の原因をみるに、家族の疾病、死亡、老衰等の所謂肉體上の原因と見做すべきもの四五%、漁業上の原因(主として漁獲高の僅少)と見做すべきもの四三%、家計上の原因と見做すべきもの一二%である。

(ホ) 貯金と負債　全漁家の約七割は一戸當平均十五圓内

外の郵便貯金を有する外他に預金を有しないのであるが、負債はこれに反して一戸當り平均二〇〇圓餘を有する勘定となつてゐる。併しこゝに負債とは主として漁業組合の貸付（三七圓）及び賴母子（一六〇圓、但し加入口數二九〇口）であつて、個人其他よりの借入金は極めて僅少（一五圓）である。

第一部（勞働者狀態）統計表

第一表 勞働人口

（其一）國勢調査に依る職業別人口（有業者）（昭和五年十月一日）

	總數（有業者）	總數	雇主	單獨	使用人 總數	使用人 男	使用人 女	各業總數一〇〇中 雇主	各業總數一〇〇中 單獨	各業總數一〇〇中 使用人
總數	二九、六一九、六四〇	六、一四九、九四四	三、三九五、八四五	二〇、〇七三、八五一	一〇、六七六、一〇九	九、三九七、七四二		二〇・七	一一・五	六七・八
農業	一四、一四〇、一〇七	四、二七七、一六六	七二九、三二四	九、一三三、六一七	三、一七三、二八三	五、九六〇、三三四		三〇・二	五・二	六四・六
農耕に從事する者	一三、五四九、四九一	四、一七六、七三一	六七三、一〇四	八、六九九、六五六	三、〇一七、九四五	五、六八一、七一一		三〇・八	五・〇	六四・二
畜産に從事する者	六〇、六三〇	一三、二五一	一二、六九四	三四、六八五	二二、四六二	一二、二二三		二一・九	二〇・九	五七・二
蠶業に從事する者	三五四、六四四	五三、四五五	一三、一二三	二八八、〇六六	五一、〇七〇	二三六、九九六		一五・一	三・七	八一・二
林業に從事する者	一七五、三四二	三三、七二九	三〇、四〇三	一一一、二一〇	八一、八〇六	二九、四〇四		一九・二	一七・四	六三・四
水産業	五四六、六二四	一一五、八二〇	一一六、四二六	三一四、三七八	二七一、二五八	四二、一二〇		二一・二	二一・三	五七・五
漁業に從事する者	五四六、六二四	一一五、八二〇	一一六、四二六	三一四、三七八	二七一、二五八	四三、一二〇		二一・二	二一・三	五七・五
鑛業	二五一、二二〇	四、四八〇	五、三一〇	二四一、四三〇	二〇〇、四九六	四〇、九三四		一・八	二・一	九六・一
採炭に從事する者	一八二、五五八	四三五	一一九	一八二、〇〇四	一四六、五八四	三五、四二〇		〇・二	〇・一	九九・七
採鑛に從事する者	三一、八七三	六一七	六〇八	三〇、六四八	二七、二〇六	三、四四二		一・九	一・九	九六・二
石油鑛業に從事する者	二、八四五	三二	一四	二、七九九	二、七二四	七五		一・一	〇・五	九八・四
土石採取に從事する者	三三、九四四	三、三九六	四、五六九	二五、九七九	二三、九八二	一、九九七		一〇・〇	一三・五	七六・五
工業	五、六九九、五八一	六八六、六四四	九七五、二五六	四、〇三七、六八	二、八〇八、九八五	一、二二八、六九六		一三・一	一七・一	七〇・八
窯業土石加工に從事する者	一六九、四一四	二一、八五四	九、七一五	一三七、八四五	一一〇、五三四	二七、三一一		一二・九	五・七	八一・四
金屬工業、機械器具製造、造船運搬用具製造に從事する者	七〇五、三九五	七四、一三四	七八、七八〇	五五二、四八一	五三三、七六二	一八、七一九		一〇・五	一一・二	七八・三

精巧工業に從事する者	五七、九二二	五、九七一	二二、一〇二	四〇、八四八	三八、五五〇	二、二九八	一〇・三	一九・二	七〇・五
化學製品の製造に從事する者	二二七、五三七	二二、五五〇	七、五〇一	一〇八、四八六	八四、〇八五	二四、四〇一	九・〇	五・九	八五・一
紡織工業に從事する者	一、三六一、一五三	九四、〇六一	九六、〇六一	一、一七一、〇七六	三〇九、二〇八	八六一、八六八	六・九	七・一	八六・〇
被服、身裝品製造に從事する者	四九七、六九五	七一、三四七	一五九、二二五	三六七、一三二	一七五、六九五	九一、四三八	一四・三	三二・〇	五三・七
紙工業印刷に從事する者	二六五、二六三	二四、五八一	二二、二二七	一九八、三五五	一六二、六四七	二四、七〇八	一三・〇	一二・二	七一・八
皮革、骨、羽毛類製造に從事する者	三二、一一九	四、六〇一	五、五三七	二二、九八一	一八、九六一	四、〇二一〇	一三・九	一六・七	六九・四
木竹草莫類に關する製造に從事する者	七〇三、三二五	一一二、六一六	二〇三、四〇六	三八七、三〇三	二四七、〇八六	四〇、二一七	一六・〇	二八・九	五五・一
鹽に從事する者	二一、八四六	二、二一二	九六	一九、五四〇	一五、九六四	三、五八六	一〇・一	〇・五	八九・四
飲食料品に從事する者	四六、八〇三	一〇七、〇二〇	四〇、五九二	二九九、一八一	二〇七、五二四	九一、六五七	二二・九	九・一	六七・〇
土木建築に從事する者	一、〇〇〇、〇八八	一二四、二二二	二〇九、六二二	五五五、九二二	五五二、六七四	二、二〇八	一二・四	二一・〇	五五・六
瓦斯、電氣、水道に從事する者	一二八、六二四	一	一、六六八	一二六、八五六	一二六、七一八	一二八	一	一・四	九八・六
其の他の工業的職業者	一八一、四〇六	一二、二五九	一九、四二二	一四九、六一四	一二四、五七七	二二〇、七七	六・八	一〇・七	八二・五
商業	四、四七八、〇九八	九五二、〇五六	一、一四二、四六六	二、二六八、二二六	一、二九八、六二二	九六二、七五五	二二・二	二七・七	五一・〇
商業的職業	二、二五五、二二五	六九七、四四四	一、一〇二、六六六	一、四五五、〇六五	一、〇二六、七四四	四一八、二一九	二二・四	二二・九	四四・七
金融保險に從事する者	六一、四二二	四、八一〇	二二、八二四	四四、一九九	四二、〇〇四	二、一九五	七・八	二〇・七	七一・五
接客業に從事する者	一、一六一、〇四〇	二五〇、七七二	二二六、九七六	七八二、二九二	二二一、〇七二	五六二、二二九	二一・六	一〇・九	六七・五
交通業	一、一〇七、五四	六〇、九五八	二二一、二四八	九五、二六八	四八、〇二〇	七四、二四八	五・五	二一・〇	八二・五
運輸に從事する者	九二五、九二二	六〇、九五八	二二一・二四八	七五二、六一六	七二四、一四七	二九、四五九	六・五	一二・〇	八〇・五
通信に從事する者	一七一、六五二	一	一	一七一、六五二	二二二、八六二	四七、七八九	一	一	一〇〇・〇
公務、自由業	二、〇四四、二五一	四八、九六八	二二二、九六六	一、八二二、二二七	一、五二二、〇五一	二六九、一八六	二・四	八・五	八九・一
官吏、公吏、雇傭員	四二六、二九二	一	一	四二六、二九二	四二〇、〇〇五	一六、二八八	一	一	一〇〇・〇

陸海軍現役軍人	二四二、七九六	—	—	二四二、七九六	二四二、七九六	—	—	一	一〇〇・〇
法務に從事にす者	七、四九二	二、五二九	三、四七四	一、四八九	一、四八九	—	三三・七	四六・四	一九・九
教育に從事する者	三二七、一九二	一九六	六九九	三二六、二九七	二二四、六二三	一〇一、六七四	〇・一	〇・二	九九・七
宗教家	一五一、二四八	三八五	七、二八一	一四三、五八二	一二一、七九四	二一、七八八	〇・三	四・八	九四・九
醫療に從事する者	二六六、六三七	三七、八九六	九二、七〇七	一三六、〇三四	三七、三二九	九八、七〇五	一四・二	三四・八	五一・〇
書記的職業	四三九、四一八	九	七二	四三九、三三七	三九九、三三三	四〇、〇〇四	〇・〇	〇・〇	一〇〇・〇
記者、著述家、藝術家、遊藝家	一一四、七七三	五、二〇七	四五、二六九	六四、二九七	五四、三〇九	九、九八八	四・五	三九・五	五六・〇
其の他の自由業	五八、三〇二	二、七一六	二四、四七四	三一、一一二	三〇、三七三	七三九	四・六	四二・〇	五三・四
家事使用人	七八一、三一九	—	—	七八一、三一九	八四、二〇三	六九七、一一六	—	—	一〇〇・〇
家事使用人	七八一、三一九	—	—	七八一、三一九	八四、二〇三	六九七、一一六	—	—	一〇〇・七
其の他の有業者	五七〇、九六六	二、八八二	三一、七一九	五三六、三六五	四五七、九八二	七八、三八三	〇・五	五・六	九三・九

（其二）大年九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較（內閣統計局調）

産業	昭和五年人口	昭和五年産業分類ニ依リ組替ヘタル大正九年人口	有業者一萬中 昭和五年	有業者一萬中 大正九年	大正九年ニ比シ增減（△） 人員	大正九年ニ比シ增減（△） 割合%
總數	六四、四五〇、〇〇五	五五、九六三、〇五三	—	—	八、四八六、九五二	一五二
有業者（1—9）	二九、六一九、六四〇	二七、二六〇、七八四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、三五八、八五六	八七
1農業	一四、一三一、〇二五	一四、二八六、五九二	四、七七一	五、二四一	△一五五、五六七	△一一
農耕	一三、五〇三、九一五	一三、六八八、三六九	四、五五九	五、〇二一	△一八四、四五四	△一三
畜産	六二、七九一	四三、五八一	二一	一六	一九、二一〇	四四一
蠶業	三四九、〇七二	三四八、八六九	一一八	一二八	二〇三	一
其ノ他ノ農業	二八、一七九	二六、七一八	一〇	一〇	一、四六一	五五
林業	一八七、〇六八	一七九、〇五五	六三	六六	八、〇一三	四五

2 水産業	五六八、四三六	五三六、六〇四	一九二	一九七	三一、八三二	五九
漁業	五六八、四三六	五三六、六〇四	一九二	一九七	三一、八三二	五九
3 鑛業	三一五、四七六	四四七、七一七	一〇七	一六四	△一三二、二四一	△二九五
採鑛業	二八〇、三四五	四一八、二〇五	九五	一五三	△一三七、八六〇	△三三〇
土石採取業	三五、一三一	二九、五一二	一二	一一	五、六一九	一九〇
4 工業	五、八七五、九九一	五、一三八、七五八	一、九八四	一、八八五	七三七、二三三	一四三
窯業土石加工業	二一〇、五三四	二一四、七二二	七一	七九	△四、一八八	△二〇
金屬工業	三九八、九一六	三一七、二〇五	一三五	一一六	八一、七一一	二五八
機械器具製造裝置業	二五〇、六八八	二九五、四一九	八五	一〇八	△四四、七三一	△一五一
造船業運搬用具製造業	一九九、八五二	一九四、八九三	六七	七一	四、九五九	二五
精巧工業	五六、七九一	五一、七五一	一九	一九	五、〇四〇	九七
化學工業	一七八、二九四	一四八、九六〇	六〇	五五	二九、三三四	一九七
紡織工業	一、四八八、九四一	一、四一三、〇七一	五〇三	五一八	七五、八七〇	五四
被服身裝品製造業	四七一、三一六	三六〇、四〇五	一五九	一三二	一一〇、九一〇	三〇八
紙工業印刷業	二六六、六五九	二〇六、〇一四	九〇	七六	六〇、六四五	二九四
皮革骨羽毛品類製造業	三三、〇四四	四四、一七七	一一	一六	△一一、一三三	△二五二
木竹草蔓類ニ關スル製造業	六五二、〇一〇	六六五、九六三	二二〇	二四四	△一三、九五三	△二一
製鹽業	二二、四六〇	二三、六八九	八	九	△一、二二九	△五二
飯食料品製造業	四九五、八七四	三一六、三九〇	一六七	一一六	一七九、四八四	五六七
土木建築ニ關スル業	九六二、七二二	七五八、四二〇	三二五	二七八	二〇四、三〇二	二六九
瓦斯電氣水道業	一二二、三六二	八二、九二〇	四一	三〇	三九、四四二	四七六
其ノ他ノ工業	六五、五二八	四四、七五九	二二	一六	二〇、七六九	四六四
5 商業	四、九〇五、六五五	三、六六一、六四九	一、六五六	一、三四三	一、二四四、〇〇六	三四〇

商品販賣業	三、二九六、一四七	二、四二三、八九五	一、一一三	八八九	八七二、二五二	三六〇
媒介周旋業	一六八、〇一〇	二〇九、三二二	五七	七七	△ 四一、三一二	△ 一九七
金融保險業	一八三、六二〇	一三二、〇五一	六二	四八	五一、九六九	三九一
物品賃貸業預リ業	二一、九一二	一九、七五四	七	七	二、一五八	一〇九
娯樂興業ニ關スル業	八二、二八九	二九、六一六	二八	一一	五二、六七三	一、七七九
接客業	一、一四二、三七八	八三六、三三〇	三八六	三〇七	三〇六、〇四八	三六六
其ノ他ノ商業	一一、二九九	一〇、六八一	四	四	六一八	五八
6 交通業	**九四五、一一六**	**九五一、八六三**	**三一九**	**三四九**	**△ 六、七四七**	**△ 七**
交通業	九四五、一一六	九五一、八六三	三一九	三四九	△ 六、七四七	△ 七
7 公務自由業	**二、〇〇五、一九二**	**一、五一六、七六五**	**六七七**	**五五六**	**四八八、四二七**	**三二三**
公務	一、〇〇一、〇八七	七九三、二六九	三三八	二九一	二〇七、八一八	二六二
法務	一四、二三二	七、二九五	五	三	六、九三七	九五一
教育	三八八、五一五	二五七、七四九	一三一	九五	一三〇、七六六	五〇七
宗教	一六〇、七六六	一四一、六三三	五四	五二	一九、一三三	一三五
醫療	二五一、〇九一	一八二、四一五	八五	六七	六八、六七六	三七六
著述藝術遊藝	六〇、七六五	七六、六四四	二一	二八	△ 一五、八七九	△ 二〇七
其ノ他ノ自由業	一二八、七三六	五七、七六〇	四三	二一	七〇、九七六	一、二二九
8 家事	**八〇二、一六七**	**六六二、〇七二**	**二七一**	**二四三**	**一四〇、〇九五**	**二一二**
家事	八〇二、一六七	六六二、〇七二	二七一	二四三	一四〇、〇九五	二一二
9 其ノ他ノ産業	**七〇、五八二**	**五八、七六四**	**二四**	**二三**	**一一、八一八**	**二〇一**
其ノ他ノ産業	七〇、五八二	五八、七六四	二四	二二	一一、八一八	二〇一
10 無業	**三四、八三〇、三六五**	**二八、七〇二、二六九**	**一**	**一**	**六、一二八、〇九六**	**二一四**
無業	三四、八三〇、三六五	二八、七〇二、二六九	一	一	六、一二八、〇九六	二一四

（其三）工場鑛山等労働者數（昭和十二年十二月末現在　厚生省労働局調）

（イ）

	工場労働者			鑛山労働者		
	男	女	計	男	女	計
北海道	四〇、三五九	一二、三六九	五二、二二八	五一、八一九	二、七八七	五四、六〇六
東京	三九六、〇九八	一二七、一三六	五三三、二三四	五四一	五一	五九二
京都	六三、九七二	四〇、七九五	一〇四、七六七	九六二	八〇	一、〇四二
大阪	三二七、五〇二	一三一、一一四	四五八、六二六	二七	一	二八
神奈川	一一九、二九〇	二八、七二三	一四八、〇二三	一四	一	一五
兵庫	一四七、二五四	七一、四一四	二一八、六六八	四、二〇〇	五一六	四、八一六
長崎	四八、六一一	六、一二〇	五四、七二一	二一、二八一	二、六七〇	二五、〇五一
新潟	二二、五九五	二八、一一九	六〇、二二四	二、八九二	五六四	四、四五六
埼玉	二五、一二一	二九、六四二	六四、七六四	七七二	二五	八〇七
群馬	二五、九七一	四〇、二二二	六六、一九四	二、一一五	一六二	二、二七八
千葉	二四、四四二	四、二一七	二八、七五九	六〇	一〇	七〇
茨城	二二、五九六	一〇、三五四	二二、九五〇	六、四〇四	九六二	七、三六七
栃木	一二、四二〇	一五、六七二	二八、〇九二	五、八二六	四四五	六、二八一
奈良	六、七二一	七、四六四	一四、一八五	四七〇	五五	五二五
三重	二四、四五一	二七、四七二	六一、九二四	九二〇	一一〇	一、〇二〇
愛知	一八八、四二四	一一九、二七四	三〇七、七〇八	八五二	八五	九二八
静岡	四〇、四二二	五二、六四二	九二、〇六五	二、二一六	二九二	二、六〇九
山梨	五、九〇二	一六、七九七	二二、七〇〇	五〇九	四五	五五四
滋賀	一四、四八五	二一、二四七	三五、七二二	二四四	二四	二七九

岐阜	二六、九六五	四四、七一四	七一、六七九	一、九九五	七五	二、〇七〇
長野	一八、二六三	五一、〇六〇	六九、三三三	一、〇一四	七八	二、〇九二
宮城	七、四二二	六、〇二四	一三、四三六	三、一二七	六三九	三、七六六
福島	一六、一六〇	一九、九五二	三六、一一二	二、八六七	一七、七四三	二〇、六一〇
岩手	九、七七二	四、一一一	一三、八四二	一〇、四一三	一、二二五	一二、六三八
青森	五、二六五	一、六八七	六、九五二	一、五七〇	二〇六	一、七七六
山形	七、五三三	一五、八七三	二三、四〇六	二、四二六	四四一	二、八六七
秋田	九、三八八	二、〇一〇	一一、三九八	三、五二三	一、五〇五	一四、〇二八
福井	一六、六一八	四二、一九七	五八、八一五	八三七	一〇七	九四四
石川	一七、六〇〇	三〇、四八二	四八、〇八二	一、七三六	一二三	一、八五九
富山	一五、九一〇	二三、〇二八	三七、九三八	一〇七	二六	一三三
鳥取	三、九三八	六、二七八	一〇、二一六	五八二	一二三	七〇五
島根	六、七七八	七、四一二	一四、一九〇	一、二七五	二四八	一、五二三
岡山	三二、八八四	三八、九五四	七二、八三八	四、〇二一	三八二	四、四〇三
廣島	九一、三六八	二八、七七八	一三〇、一四六	六二七	五四	六八一
山口	三〇、八九七	一一、〇八一	四一、九七八	一七、〇一一	八、八七八	二五、八八九
和歌山	一五、八五七	二〇、八七三	三六、七三〇	九八七	一七二	一、一五九
德島	八、一五一	一〇、九七四	一九、一二五	一、〇〇五	一一八	一、一二三
香川	九、九〇六	八、一四九	一八、〇五五	九八二	三一	一、〇一三
愛媛	一八、〇一五	二二、三八八	四〇、四〇三	五、〇九三	五七六	五、六六九
高知	八、二九六	七、四八四	一五、七八〇	一、一一五	二二六	一、三七一
福岡	一二一、六九六	二七、二二二	一四八、九一八	一〇六、〇二六	一〇、四三一	一一六、四五七
大分	七、〇〇九	七、〇二五	一四、〇三四	二、六六七	一八四	二、八五一
佐賀	六、八八〇	四、七二五	一一、六〇五	八、三五五	一、〇七三	九、四二八

	運輸交通通信勞働者			日傭勞働者其他			(イ)・(ロ)全部		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
沖縄	二四、八九	二、五七四	二七、四五三	一三七、三三三	三五、一三三	一七二、四六五	二五四、三八九	五二、八六三	三〇七、二五二
鹿児島	九、二〇八	一一、三三〇	二〇、四三八	二九、一三〇	三、四三二	三二、九三八	三二四、八七四	五、六二〇	五、六二〇
宮崎	一四、九二二	一四、二二九	二九、一三〇	二、四四九	九四〇	三二、九九〇	二〇、六〇八	一、〇六五	二、七三八
熊本	二二、〇〇八	二二、五七八	三三、三六六	八、二二五	五、〇四六	一三、五九〇	五四、七八二	二四	五、五九一
計	二、二二七、〇九四	一、二七九、八七五	三、四〇六、九六九	三二一、三九〇	九、四〇〇	三三〇、四三九	三六六、一七二	一、〇六五	三六六、一七二

(ロ)

	運輸交通通信勞働者			日傭勞働者其他			(イ)・(ロ)全部		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	二四、八七九	二、五七四	二七、四五三	一三七、三三三	三五、二三三	一七二、四六五	二五四、三八九	五二、八六三	三〇七、二五二
東京	六八、四八二	一〇、二九二	七八、七七四	六五、〇二八	二、四九	六六、五三七	五三〇、一五九	一四八、九七八	六七九、一三七
大阪都	一五、六三五	一、七四一	一七、三六六	三四、二六五	九、三九九	四三、六六四	二二四、八二四	五二、〇一五	一六六、八四九
神奈川	五二、五〇〇	八、五二二	六一、〇二二	六九、一四五	一五、八一五	八四、九六〇	四四九、一八四	一五五、四四二	六〇四、六二六
兵庫	二四、九九七	三、九三九	二八、九三六	六五、三〇七	八、一二二	七三、四二九	二〇九、六〇八	四〇、七九五	二五〇、四〇三
長崎	一九、〇三二	四、五五五	二三、六二七	七六、一五九	一一、三五〇	八七、五〇五	二四六、七八一	八七、八三五	三三四、六一六
新潟	三、一六〇	七五七	三、九二七	一三、六九八	五、四一五	一九、一二三	八七、八五〇	一四、九六二	一〇二、八二二
埼玉	八、七四七	一、六九九	一〇、四四六	三三、八二三	一一、七四〇	四四、五六三	七八、〇五七	四二・一三二	一二〇、一八九
群馬	八、〇二二	八二五	八、八四七	二五、八六六	七、四七五	三二、四二一	六八、七九一	三七、九七八	一〇七、七四四
千葉	六、二五八	一、〇三五	七、二九二	一八、二八九	五、三二〇	二三、六〇九	二二、二四七	四五、四六八	六九、〇〇八
茨城	七、八六四	一、〇六八	八、九三二	一三、一〇二	八、一四五	二一、二四七	四五、四六八	一三、五四〇	五九、〇〇八
栃木	六、七二七	八九五	七、六二二	二三、三二六	九、六三四	三二、九五〇	五九、〇三二	二一、八四六	八〇、八七九
群馬	四、二二四	七六三	四、九七七	一五、九三八	五、九七七	二一、九一五	三八、四〇八	二二、八五八	六一、二二六
埼玉	三、六二〇	五一七	四、一二七	二〇、六五〇	六、一三六	二六、七八六	二一、四五一	一四、一七二	四五、六二三
千葉	八、七八七	一、二二二	一〇、〇一九	四一、八五四	一二、七五八	五五、六二二	七六、〇一二	五二、五七三	一二八、五八五
茨城	二二、三五六	三、八八一	二六、二五七	六六、〇一七	一六、〇五一	八二、〇六八	二七七、二六〇	一三九、二九一	四一六、九七一
栃木	二二、六一二	一、八二一	一四、四二四	九〇、五三九	二二、八二一	六三、九二九	一〇六、八九〇	六八、一二七	一七五、〇二七

山梨	三、〇八〇	三八四	三、四六四	一二、五九五	二、一五一	一四、七四六	二二、〇八七	一九、三七七	四一、四六四
滋賀	二、五八八	三〇〇	二、八八八	一二、五九九	四、八二六	一七、四二五	二九、九一七	二六、四〇七	五六、三三四
岐阜	七、三一九	八五三	八、一七三	二五、八四九	七、三六七	三三、二一六	六二、一二八	五三、〇〇九	一一五、一三七
長野	六、九三七	一、三一四	八、二五一	六四、三九〇	一〇、八六七	七五、二五七	九〇、六〇四	六三、三一九	一五三、九二三
宮城	一〇、三三三	二、二七六	一三、六〇九	三三、六九一	一三、六二一	四七、三〇二	五四、五六三	二三、五五〇	七七、一一三
福島	七、七〇四	八三九	八、五四三	三七、八四二	一四、一三七	五一、九七九	六四、五七三	五二、六七一	一一七、二四四
岩手	四、〇七五	三二六	四、四〇一	五六、一四六	一四、八八三	七一、〇二九	八〇、三六五	二〇、五四五	一〇〇、九一〇
青森	六、九四一	五二五	七、四六六	二一、〇六四	七、四一六	二八、四八〇	三四、八四〇	九、八三四	四四、六七四
山形	四、一一八	四七八	四、五九六	二五、二一七	一一、〇四四	三六、二六一	三九、二九四	二七、八三六	六七、一三〇
秋田	五、二〇八	一、〇九九	六、三〇七	五九、九六四	二三、三七五	八二、三三九	八七、〇八三	二六、九八九	一一四、〇七二
福井	三、八六四	五二六	四、三九〇	二一、九四七	五、三〇一	二七、二四八	四三、二六六	四八、一三一	九一、三九七
石川	四、九二五	七二七	五、六五二	一五、〇〇五	六、五九三	二一、五九八	三九、二六六	三七、九二五	七七、一九一
富山	四、二二六	六九五	四、九二一	二一、三三一	六、一二七	二七、四五八	四一、五六四	二八、八七六	七〇、四四〇
鳥取	三、三一九	五七二	三、八九一	一八、七四五	七、八一四	二六、五五九	二六、五八四	一四、七八七	四一、三七一
鳥取	四、五五四	三六〇	四、九一四	二〇、二三四	八、四八九	二八、七二三	三二、八四一	一六、五〇九	四九、三五〇
岡山	八、八二五	一、四八二	一〇、三〇七	三二、一八五	七、六二三	三九、八〇八	七七、九一五	四八、四四一	一三六、三五六
廣島	一二、九三三	一、八一三	一三、七四六	三四、九八七	一三、四四九	四七、四三六	一三八、九一五	四三、〇九四	一八二、〇〇九
山口	六、一六六	七二三	六、八八九	二三、一二一	一七、〇四四	三〇、一六五	七七、一九五	二七、七二六	一〇四、九二一
和歌山	四、二七七	六九三	四、九七〇	三五、二七四	一三、三七九	四七、六五三	五六、三九五	三四、一一七	九〇、五一二
徳島	三、七三〇	九六七	四、六九七	一九、五九二	六、四二〇	二六、〇一二	三二、四七八	一八、四七九	五〇、九五七
香川	三、四九〇	六二二	四、一一二	一六、一五一	五、七三一	二一、八八二	三〇、五二九	一四、五四二	四五、〇七一
愛媛	四、三〇三	五一三	四、八一六	三二、五一九	七、九五七	四〇、四七六	五九、九三〇	三一、四三四	九一、三六四
高知	五、二八一	八九〇	六、一七一	四五、八七三	一三、九五九	五八、八三二	六〇、六〇五	二一、五四九	八一、一五四
福岡	一九、九九〇	四、三五七	二四、三四七	六二、四五八	二二、九四六	八四、四〇四	三一〇、一七〇	六三、九五六	三七四、一二六

大分	四、二一〇	四八八	四、六九八	一三、八三〇	四、五〇二	一八、三三二	二七、七一六	一三、一九九	三九、九一五
佐賀	四、一六〇	六三六	四、七九六	一一、二八三	四、八六六	一六、一四九	三〇、六七八	一一、三〇〇	四一、九七八
熊本	四、三四〇	六四七	四、九八七	一八、〇九〇	六、五二六	二四、六一六	四二、三六三	一八、九六五	六一、三二八
宮崎	四、八九二	三八六	五、二七八	九、九六一	三、四八六	一三、四四七	三三、一九六	一八、三九七	五一、五九三
鹿児島	一〇、〇一五	六五三	一〇、六六八	三三、二八二	二五、六六一	五八、九四三	五七、五五一	三八、一一八	九五、六六九
沖縄	四、二二三	一一六	四、三三九	一四、三五〇	四、〇六一	一八、四一一	二一、五一三	四、七五一	二六、二六四
計	四七六、九四九	七二、三七五	五四九、三三四	一、六一八、九〇九	四八〇、九六〇	二、〇九九、八六九	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三

第二表　工場勞働者數及鑛山勞働者數（其一）職工數累年表

（1）常時五人以上使用工場（工場統計表ニ據ル）

	昭和十一年末			同十年末			同九年末			同八年末			同七年末			同六年末			同五年末			同四年末			同三年末			同二年末		
總計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	一、四五八、三九八	一、一三四、二八九	二、五九二、六八七	一、二八七、五七五	一、〇八一、七〇二	二、三六九、二七七	一、二五一、二八〇	一、〇三六、五四六	二、二八七、八二六	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	九三一、一五二	九〇五、九〇六	一、八三七、〇五八	九三、〇三五	九〇六、七二四	一、七六五、七〇六	八五八、八九二	九二一、八四五	一、八〇四、八八一	九六〇、三四二	九四八、八七六	一、六三六、二四〇	九二三、二〇一	九八七、三七三	一、八九八、八七二	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三
紡織工業	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	二〇三、六六九	八二四、二四八	一、〇二七、九一七	二二七、九二〇	一八、九三八	二四六、八五八	四一七、五六二	二二七、九二〇	一三一、二三三	一〇、三九五	一四一、六二八	二八九、六三〇	二二、三七四	三九、四〇一	四五六、九六三	一九三、八六六	八一二、八三七	一、〇〇六、七〇三	二〇一、五九五	一六、〇一七	二一七、六一二	三三五、〇六一	二三五、二九七	二一七、三九三	二〇二、四一九	二〇五、四二二	一六、一二五	一六、一二五	一六、一二五	一六、一二五
金屬工業	一八、三三二	一六、一四九	四二、三六三	一三、四四七	五、二七八	三三、一九六	五七、五五一	五八、九四三	二五、六六一	四、〇六一	一八、四一一	二一、五一三	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	九四八、八七六	九八七、三七三	九七五、六七一	八五八、八九二	九二一、八四五	一、八〇四、八八一	九六〇、三四二	九四八、八七六	一、六三六、二四〇	九二三、二〇一	九八七、三七三	一、八九八、八七二	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三
機械器具工業	二七、七一六	三〇、六七八	四二、三六三	一八、九六五	六一、三二八	一八、三九七	五一、五九三	九五、六六九	四、七五一	二六、二六四	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
	三九、九一五	四一、九七八	六一、三二八	五一、五九三	九五、六六九	二六、二六四	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一、八三七、〇五八	一、七六五、七〇六	一、八〇四、八八一	二、〇九九、八六九	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
	二五、六六一	三三、一九六	四二、三六三	一三、四四七	五、二七八	三三、一九六	五七、五五一	五八、九四三	二五、六六一	四、〇六一	一八、四一一	二一、五一三	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	九四八、八七六	九八七、三七三	九七五、六七一	八五八、八九二	九二一、八四五	一、八〇四、八八一	九六〇、三四二	九四八、八七六	一、六三六、二四〇	九二三、二〇一	九八七、三七三	一、八九八、八七二	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三
	二七、七一六	三〇、六七八	四二、三六三	一三、四四七	三三、一九六	一八、三九七	五七、五五一	三八、一一八	四、七五一	二一、五一三	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
	三九、九一五	四一、九七八	六一、三二八	五一、五九三	九五、六六九	二六、二六四	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一、八三七、〇五八	一、七六五、七〇六	一、八〇四、八八一	二、〇九九、八六九	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
機械器具工業	二七、七一六	三〇、六七八	四二、三六三	一八、九六五	六一、三二八	一八、三九七	五一、五九三	九五、六六九	四、七五一	二六、二六四	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
	二五、六六一	三三、一九六	四二、三六三	一三、四四七	五、二七八	三三、一九六	五七、五五一	五八、九四三	二五、六六一	四、〇六一	一八、四一一	二一、五一三	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	九四八、八七六	九八七、三七三	九七五、六七一	八五八、八九二	九二一、八四五	一、八〇四、八八一	九六〇、三四二	九四八、八七六	一、六三六、二四〇	九二三、二〇一	九八七、三七三	一、八九八、八七二	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三
	二七、七一六	三〇、六七八	四二、三六三	一三、四四七	三三、一九六	一八、三九七	五七、五五一	三八、一一八	四、七五一	二一、五一三	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
	三九、九一五	四一、九七八	六一、三二八	五一、五九三	九五、六六九	二六、二六四	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一、八三七、〇五八	一、七六五、七〇六	一、八〇四、八八一	二、〇九九、八六九	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
	二七、七一六	三〇、六七八	四二、三六三	一三、四四七	三三、一九六	一八、三九七	五七、五五一	三八、一一八	四、七五一	二一、五一三	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五
	三九、九一五	四一、九七八	六一、三二八	五一、五九三	九五、六六九	二六、二六四	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一、八三七、〇五八	一、七六五、七〇六	一、八〇四、八八一	二、〇九九、八六九	四、五三四、三四二	一、八八七、九九一	六、四二二、三三三	一、〇五七、七八一	九五二、四二二	一、〇一〇、二〇三	一八、三三二	一六、一四九	三四、六七八	一八、三九七	一一、三〇〇	一八、九六五	一三、一九九	一一、三〇〇	一八、九六五

窯業	男	八〇、二三二	七三、七四一	六五、九一一	五八、三八三	五一、五六八	四七、五八一	五〇、〇七二	五六、四四五	五六、五六〇	五四、四九一
	女	二一、四七〇	一八、九五七	一七、〇五二	一三、三三一	一〇、八一七	九、四五七	一〇、九〇八	一二、七七五	一三、一八三	一二、一一六
	計	一〇一、七〇二	九二、六九八	八二、九六三	七一、七一四	六二、三八五	五七、〇三八	六〇、九八〇	七〇、二二〇	六九、七四三	六六、六〇七
化學工業	男	一七九、一八二	一四八、八〇三	一二六、五二二	一〇七、七二九	九〇、〇八〇	八〇、九〇八	八〇、九〇四	八四、五四九	七五、七〇四	七三、三七四
	女	九四、三〇五	七九、八三五	六八、一二〇	五七、九五五	四七、八六四	四三、五五八	三九、三二六	四一、九七一	三六、七九八	三四、〇八七
	計	二七三、四八七	二二八、六三八	一九四、六四二	一六五、六八四	一三七、九四四	一二四、四六六	一二〇、二三〇	一二六、五二〇	一一二、五〇二	一〇七、四六一
製材及木製品工業	男	八四、一七〇	七七、二四七	七〇、五三五	六一、四一六	五六、五七一	五二、七四八	五三、二二〇	五四、三七七	五一、一九〇	四九、〇〇六
	女	九、一二三	七、八六〇	六、九八〇	五、六九八	四、六七三	四、五二六	四、七八三	四、九〇一	五、四四一	五、四五三
	計	九三、二九三	八五、一〇七	七七、五一五	六七、一一四	六一、二四四	五七、二七四	五八、〇〇三	五九、二七八	五六、六三一	五四、四五九
印刷製本工業	男	五一、六〇九	五三、四〇四	五二、八一〇	四九、七六八	四八、五七八	四七、八九〇	四九、六〇四	四七、八〇三	四六、一三四	四四、九七一
	女	七、二三〇	七、一六五	八、二四〇	七、四〇四	七、一六七	七、三〇二	七、八一一	八、〇八七	八、〇八六	八、一五一
	計	五八、八三九	六〇、五六九	六一、〇五〇	五七、一七二	五五、七四五	五五、一九二	五五、四一五	五五、八九〇	五四、二二〇	五三、一二二
食料品工業	男	一二八、七一八	一二六、四五四	一二一、一五一	一一七、八七〇	一一六、九四〇	一一四、六七〇	一一八、四二〇	一二九、二九一	一二四、一二二	一二三、六六三
	女	三六、五九二	三一、六七一	二六、七八三	二四、六七四	二一、一〇四	一九、二八一	二〇、四二五	四一、一五六	四三、五二九	四二、一一三
	計	一六五、三一〇	一五八、一二五	一四七、九三四	一四二、五四四	一三八、〇四四	一三三、九五一	一三八、八四五	一七〇、四四七	一六七、六五一	一六五、七七六
ガス及電氣業	男	八、六八六	八、三五〇	九、二三一	九、二四五	八、五三九	八、六二八	八、五四六	八、四一九	八、五七三	八、二五三
	女	三五	四〇	七三	六三	五八	一〇五	八六	八四	六九	九一
	計	八、七二一	八、三九〇	九、三〇四	九、三〇八	八、五九七	八、七三三	八、六三二	八、五〇三	八、六四二	八、三四四
其他ノ工業	男	七六、六五〇	六九、〇五四	七〇、〇九二	六一、四五九	五六、三六三	五〇、七六三	五一、二四八	四四、三四五	四七、三二四	四七、二四一
	女	八二、九四七	七五、一一八	八二、四五六	七四、〇五五	六九、六〇七	六三、二四七	六八、〇〇七	一八九、六一九	四八、九四〇	四八、八五九
	計	一五九、五九七	一四四、一七二	一五二、五四八	一三五、五一四	一二五、九七〇	一一四、〇一〇	一一九、二五五	二三三、九六四	九六、二六四	九六、一〇〇

（其二）工場法適用工場（昭和十一年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル）

昭和十年十月一日　二、三四七、〇五〇
同十年十月一日　二、三五三、九六七
同九年十月一日　二、〇八〇、三七三
同八年十月一日　一、八二一、六七〇
同七年十月一日　一、六六六、五三三
同六年十月一日　一、六八四、五〇九
同五年十月一日　一、七一〇、一八九
同四年十月一日　一、八六六、七〇五
同三年十月一日　一、七三五、三二七
同二年十月一日　一、六八七、四七二

備考　昭和四年以降施行規則第二七條適用工場ノ分ヲ含ム

（其三）工場法適用工場規模別職工數及工場數（昭和十一年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル）

職工數											
五〇人未滿	男	四四二、八九〇	五〇—九九人	男	一三三、八一六	一〇〇—四九九人	男	二六八、四三四	五〇〇—九九九人	男	一二五、六二四
	女	二六七、五六六		女	一二八、九五六		女	二九四、三四〇		女	一五八、七二六
	計	三七、九四四		計	三、六一九		計	二、八五二		計	四〇〇

職工數											
一、〇〇〇人以上	男	三〇五、三八九	五〇〇—九九九人	男	二四一、三一九	一〇〇〇以上	男	一、二六六、一四三	計	男	一、〇八〇、九〇七
	女	二四、三四〇		女	一、二六六、一四三		女	二、三四七、〇五〇		女	二、三四七、〇五〇
	計	三四五、〇六〇		計	一、〇〇〇、九〇七		計	三、五九四、一五〇		計	三、五九四、一五〇

（其四）鑛夫數累年表（六月末現在、昭和十年迄ハ本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、十一年ハ同概要ニ據ル）

	昭和十一年			同十年			同九年			同八年			同七年			同六年			同五年			同四年			同三年			同二年		
總計	男	二六六、四三〇	二三三、〇三六	二二三、三五一	二六四、九〇九	一八〇、九四〇	一七六、三七二	二二四、八三六	二三三、七二二	二三一、八六〇	二三五、九八三	四三、六三三	二五五、一〇四	六〇、四五〇	二二九、五五〇	二九三、一七二	二八六、九六四	二九五、六二九	二〇二、三五五	二五八、四六九	二三六、三四七	二九三、一七二	二八六、九六四	二九五、六二九	三九、六四二	四〇、一四一	三九、九三二	四二、六六二	四〇、四九八	四、五二七
	女	二七、〇〇三	二五、三八九	二三、九九六	一六四、九〇九	二〇、九三一	二五、九八三	二〇二、三五五	二〇二、三五五	二〇、九三一	一八五、八四〇	二〇、三三〇	一八五、八四〇	二〇二、三五五	五五、一〇四	二八六、九六四	二八六、九六四	二五八、四六九	四二、九三二	四〇、四九八	三五、八五〇	四二、九三二	四二、六六二	四〇、四九八	三九、六四二	五、〇七七	五、〇〇四	四、六六一	四、六九二	四、七四六
	計	二九三、四三三	二五七、四一五	二三六、三四七	一七六、三七二	二一、三八〇	二五、九八三	二二四、八三六	二三二、八六〇	二五五、一〇四	二〇二、三五五	四三、六三三	二八六、九六四	二九三、一七二	二九五、六二九	二九三、一七二	二八六、九六四	二九五、六二九	三九、六四二	四〇、一四一	三五、八五〇	三九、六四二	二八六、九六四	二九五、六二九	三九、六四二	四〇、一四一	五、〇七七	五、〇〇四	四、六六一	四、七四六
金屬山	男	七二、八六六	六二、九八三	五二、二三一	四四、六四八	三六、〇〇六	三五、八五〇	四〇、四九八	四、五二七	四九、三〇九	三九、六九八	三九、五九六	四五、〇二五	四八、〇〇九	四四、六四六	一七九、四八四	一八三、二一三	一七九、四二七	二五八、四六九	二〇二、三五五	一八五、八四〇	二〇二、三五五	二五八、四六九	二〇二、三五五	二九三、一七二	二八六、九六四	二九三、一七二	二五五、一〇四	六〇、四五〇	二二九、五五〇
	女	七、五七九	六、四三三	五、二八六	四、六六一	三、六九二	三、七四六	四、五二七	五、〇七七	三九、六九八	三九、五九六	四五、〇二五	五、〇〇四	四四、六四六	四五、六五六	一八三、二一三	一七九、四二七	一六六、〇八六	三九、六四二	四〇、一四一	三五、八五〇	三九、六四二	四〇、四九八	四〇、一四一	五、〇七七	五、〇〇四	五、五一五	四、六六一	四、七四六	二三八、七六一
	計	八〇、四四五	六九、四一六	五七、五〇七	四九、三〇九	三九、六九八	三九、五九六	五七、五〇七	五、〇七七	四九、三〇九	三九、六九八	三九、五九六	四五、〇二五	四八、〇〇九	四四、六四六	一七九、四八四	一八三、二一三	一七九、四二七	二二九、五五〇	二三八、七六一	二三七、八九〇	二二九、五五〇	二三八、七六一	二二九、五五〇	二三九、一六七	二三八、七六一	二三七、八九〇	二二九、五五〇	二三八、七六一	二二九、五五〇
石炭山	男	一八〇、〇七八	一五七、二九〇	一五〇、五九九	一二七、五九九	一三一、三五三	一三三、八〇七	一六六、〇八六	一七九、四八四	一八三、二一三	一七九、四二七	一七九、四二七	一六八、三四六	一七五、一三七	一五四、三九四	一三七、九七五	一三七、六〇二	一四三、六〇二	一六八、五二四	一六八、三四六	一七五、一三七	一六八、五二四	一六八、三四六	一六八、五二四	一七五、一三七	一六八、三四六	一七五、一三七	一六八、五二四	一六八、三四六	一九八、三四六
	女	一八、二六八	一七、八四七	一七、九二五	一六、〇一〇	一六、六二二	二一、五九一	三八、四四〇	四九、二七七	五四、六七七	五九、七四〇	二三九、一六七	二三七、八九〇	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三七、八九〇	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三七、八九〇	二三九、一六七	二三九、一六七
	計	一九八、三四六	一七五、一三七	一六八、五二四	一四三、六〇二	一三七、九七五	一五四、三九四	二〇四、五二六	二三八、七六一	二三七、八九〇	二三九、一六七	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三七、八九〇	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七	二三八、七六一	二三七、八九〇	二三九、一六七	二三八、七六一	二三九、一六七

石油山	男	四、二七八	三、九九二	四、二〇四	三、九〇七	三、八九九	四、〇三六	四、七〇〇	五、五七五	五、四七三	五、四八五
	女	一九四	一九九	一七八	一九八	二〇四	二一八	二七三	三二五	三四三	四〇四
	計	四、四七二	四、一九一	四、三八二	四、一〇五	四、一〇三	四、二五四	四、九七三	五、九〇〇	五、八一六	五、八八九
其他ノ非金屬山	男	九、二〇八	七、七六一	五、三二七	四、七九三	三、六五一	三、六七九	三、五五二	三、八六九	四、三九四	四、四九七
	女	九六二	九一〇	六〇七	五一一	四一三	四二八	三九三	四二五	四二六	四二〇
	計	一〇、一七〇	八、六七一	五、九三四	五、三〇四	四、〇六四	四、一〇七	三、九四五	四、二九四	四、八二〇	四、九一七

第三表　勞働異動

（其一）工場勞働者異動（社會局調――「社會政策時報」ヨリ轉載）

昭和十二年	解雇人	雇入人	月末現在人			
一月	六一、九一〇	一〇六、六八四	一、六三一、二七三	七月	六三、〇五八	八二、八〇四	一、八一八、六四一
二月	六二、七三八	九一、六九九	一、六六三、六六二	八月	七四、四三二	九四、五五三	一、八四一、四〇九
三月	六〇、四五一	一〇一、〇五〇	一、七〇一、四八三	九月	八三、〇八一	一一一、三一六	一、八六六、二七九
四月	六三、八九八	一二七、六五二	一、七七二、九六〇	十月	七九、九七四	一〇二、四四〇	一、八九三、二八五
五月	六九、一五九	七二、八九〇	一、七八一、六八二	十一月	七二、五二一	一〇一、〇一一	一、九二三、七七五
六月	五五、五四八	七一、五五九	一、七九六、八六七	十二月	一三五、五八三	七五、九一三	一、八五六、九九六
備考　工場法適用工場中常時五〇人以上ヲ使用スル工場ニ就キ調査セルモノ				累計	八八二、三五三	一、〇三九、五七一	

（其二）鑛山勞働者移動

昭和十二年	解雇人	雇入人	月末現在人			
一月	一七、三九九	二二、〇四八	二八七、〇五二	四月	一九、七四〇	二〇、四四九	二九三、三七五
二月	一六、三一〇	一八、八〇二	二九一、六六八	五月	二〇、六七九	二〇、八九六	二九三、八三四
三月	一九、四二八	二二、四一三	二九二、七五七	六月	一八、七一六	一九、四六一	二九四、六〇六
				七月	二〇、九七三	二三、七二五	二九七、三六七

八月	二一、八七八	二四、六四五	三〇〇、八五三
九月	二四、九八〇	二八、六八九	三〇九、六七二
十月	三三、三九九	二六、四五二	三一三、七三三
十一月	一九、四四八	二五、九七四	三三〇、五一九
十二月	一六、八四七	二五、七八二	三二九、七〇五
累計	二三八、七九七	一七九、三三六	

備考　常時鑛夫五〇人以上ヲ使用スル鑛山ニ就キ調査セルモノ

(其三) 失業狀況(推定)(厚生省職業部調)

(1) 昭和十二年月別表

	給料生活者			日傭勞働者			其ノ他ノ勞働者			合計		
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
			%			%			%			%
昭和十二年 一月	一、八三八、七二〇	六六、七一二	三・六三	一、八四〇、一三三	一五七、三七九	八・五五	四、二四五、七六二	一〇五、六六九	二・四九	七、九二四、六一五	三三九、七六〇	四・一六
二月	一、八三九、四三四	六六、七四一	三・六二	一、八四一、〇九二	一四九、六五三	八・六七	四、二五三、四五九	一〇六、九三七	二・五一	七、九三三、九八五	三三三、三三一	四・二〇
三月	一、八四三、三七二	六六、四五三	三・六〇	一、八四五、七八八	一五六、六五八	八・四九	四、二六一、〇三六	一〇五、四一七	二・四七	七、九五〇、一九六	三二八、五二八	四・一三
四月	一、八二八、三〇七	六四、九六八	三・五五	一、八二四、〇〇三	一五一、二三七	八・二九	四、二五五、四六二	九九、六四〇	二・三四	七、九〇七、七七二	三二五、八四五	三・九九
五月	一、八五二、六四九	六三、九三五	三・四五	一、八六一、四八九	一四六、九三二	七・八九	四、二六一、九六五	九七、〇九一	二・二八	七、九七六、一〇三	三〇七、九五八	三・八六
六月	一、八三八、〇六五	六四、二二二	三・四九	一、七八三、三五三	一四一、一三二	七・九一	四、二九八、二一〇	九四、九八九	二・二一	七、九一九、六二八	三〇〇、三四三	三・七九
七月	一、八五八、八〇三	六三、四六二	三・四一	一、八六七、九二八	一四一、七五五	七・五九	四、三八五、八六七	九四、一二四	二・一五	七、八一二、五九八	二九九、三四一	三・六九
八月	一、八三八、三〇三	六一、六七二	三・三五	一、八二一、六九四	一三五、五七〇	七・四四	四、二三四、九四五	八七、三〇九	二・〇六	七、八九四、九四二	二八四、五五一	三・六〇
九月	一、八一五、〇一八	五九、六〇八	三・二八	一、八四〇、二五八	一三一、四四五	七・一四	四、二二九、一九三	八六、二〇五	二・〇四	七、八八四、四六九	二七七、二五八	三・五二
十月	一、八五八、一四〇	五九、二六〇	三・一九	一、八六二、八二三	一三二、一二六	七・〇九	四、二六二、〇五七	八五、七五〇	二・〇一	七、九八三、〇二〇	二七七、一三六	三・四七
十一月	一、八五七、三四五	五八、二〇七	三・一三	一、八六三、三四四	一二九、五〇二	六・九五	四、二七四、四〇七	八二、三一七	一・九三	七、九九五、〇九六	二七〇、〇二六	三・三八
十二月	一、八五八、九八〇	五八、八七〇	三・一七	一、八六四、四四二	一二九、八九八	六・九七	四、二八八、六二四	八一、六五〇	一・九〇	八、〇一二、〇四六	二七〇、四一八	三・三八

(2) 累計比較

	俸給生活者			日傭勞働者			其ノ他ノ勞働者			合計		
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
昭和七年十二月	一、六九二、七二四	八三、六五九	四・九四%	一、七八一、七三五	一九三、八一三	一〇・八八%	三、七八八、九三三	一八五、九三一	四・五一%	七、二六三、三九二	四六三、四〇三	六・三八%
同 八年十二月	一、七二〇、九九三	六九、〇〇三	四・〇一	一、七八九、七五六	一八三、三五一	一〇・二四	三、八九九、三七五	一二六、五六七	三・二五	七、四一〇、一二四	三七八、九二一	五・一一
同 九年十二月	一、七三八、九三三	六七、五五七	三・八八	一、七八五、三六七	一七六、六四二	九・八九	三、九九二、八一八	一二六、五五一	三・九二	七、五一七、一二三	三五〇、七五〇	四・八〇
同 十年十二月	一、七八七、〇一二	六八、一七六	三・八二	一、八一六、〇九八	一六九、六八八	九・三四	四、一七四、八九〇	一一三、六〇五	二・七二	七、七七八、〇〇〇	三五一、四六九	四・五二
同十一年十二月	一、八二八、七三七	六五、五〇一	三・五八	一、八三八、八一七	一五四、九三九	八・四三	四、二五〇、九八〇	一〇二、五二九	二・四一	七、九一八、五三四	三二二、九六九	四・〇八
同十二年十二月	一、八五八、九八〇	五八、八七〇	三・一七	一、八六四、四四二	一二九、八九八	六・九七	四、二八八、六二四	八一、六五〇	一・九〇	八、〇一二、〇四六	二七〇、四一八	三・三八

第四表　家計調査（內閣統計局調査）

（其一）勞働者家計調査（自昭和十一年九月至昭和十二年八月）

(1) 收入階級別一世帶一箇月平均實收入內譯

		總數	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
世帶	總數	一、二二〇	四四	三四	一三	一九六	二二四	二〇一	三四〇
世帶人員	總數	四、七三七・九三	一七・〇五	一二六・五〇	五三四・三五	七九二・六四	八八七・九六	八七一・五五	一、五〇七・八八
世帶人員	一世帶平均	四・二三	四・二六	三・七二	四・〇八	四・〇四	四・一五	四・三四	四・四三
實收入 總	額	九〇・三二圓	四六・四一圓	五六・〇九圓	六五・六四圓	七四・九二圓	八四・九五圓	九四・八六圓	一二三・三四圓
實收入 勤勞收入 全世帶	額	八三・八八	四三・三一	五二・五二	六一・二九	七〇・四六	七九・二八	八八・一五	一〇四・三一
實收入 勤勞收入 主世帶	本收入	八〇・六五	四三・二五	五一・二三	五九・一八	六八・〇七	七六・九八	八五・一一	九九・二二
實收入 勤勞收入 主世帶	副收入	〇・〇三	—	〇・〇三	〇・〇二	〇・〇一	〇・〇二	〇・〇五	〇・〇三
實收入 勤勞收入 主世帶	主ノ配偶者收入	一・七九	〇・〇六	〇・九二	一・四四	一・七六	一・五三	一・五九	二・三四

入	家族收入	一・四一	—	〇・三五	〇・六二	〇・六二	〇・七五	一・四〇	二・七二
入 勤勞外收入	全額	六・四四	三・一〇	三・五七	四・三五	四・四六	五・六七	六・七一	九・〇三
入 勤勞外收入	財産收入	〇・二三	〇・〇四	〇・〇二	〇・〇八	〇・〇九	〇・一一	〇・〇八	〇・五六
入 勤勞外收入	受贈	五・四〇	二・九三	三・〇九	三・五六	三・九三	四・九四	五・七七	七・二九
入 勤勞外收入	其他	〇・八一	〇・一三	〇・四六	〇・七一	〇・四四	〇・六二	〇・八六	一・一八
實支出		七八・一七	四四・四三	五二・三七	五九・九六	六八・〇九	七六・〇六	八三・五六	九五・四〇
勤勞收入對實支出	過	四・七一	—	〇・一五	一・三三	二・三七	三・二二	四・五九	八・九一
勤勞收入對實支出	不足	—	一・一二	—	—	—	—	—	—
實收入對實支出	過	一一・一五	一・九八	三・七二	五・六八	六・八三	八・八九	一一・三〇	一七・九四
實收入對實支出	不足	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 收入階級別一世帶一箇月平均實支出內譯

	總數	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
一世帶平均消費單位	三・一五	三・一三	二・八二	三・〇三	三・〇三	三・一〇	三・二〇	三・三〇
總額	七九・一七圓	四四・四三圓	五二・三七圓	五九・九六圓	六八・〇九圓	七六・〇六圓	八三・五六圓	九五・四〇圓
飲食物費	三〇・九九	二四・三七	二四・六五	二七・一二	二八・一四	三〇・〇四	三二・四一	三四・五九
米麥費	一二・〇六	一二・七八	一一・一五	一一・五五	一一・四七	一一・九四	一二・四一	一二・五四
副食物費	一〇・六〇	七・六二	八・〇一	九・三七	九・五九	一〇・〇一	一一・三〇	一一・九〇
嗜好品費	九・九五	二・八七	三・九六	四・六六	五・〇六	五・八七	六・二九	七・〇四
出前外出先ノ食費	二・三八	一・一〇	一・五三	一・五四	二・〇二	二・二二	二・四一	三・一一
住居費	一二・三三	五・八九	九・一九	一〇・一二	一一・一三	一一・七七	一二・九七	一四・二一
光熱費	三・七二	二・四一	三・一五	三・四三	三・五三	三・六二	三・八二	四・〇一
被服費	八・八五	四・八七	四・二四	五・九〇	六・八八	八・一七	九・五九	一一・六二

其の他の諸費	三・三八	六・八九	一一・一四	一三・三九	一八・四一	二二・四四	二四・七七	三〇・九七
保健衛生費	五・六四	一・八二	二・七六	三・八〇	五・一一	五・八四	六・〇六	六・六二
育児費	〇・六三	〇・一六	〇・五一	〇・五五	〇・五三	〇・六九	〇・七二	〇・六六
教育費	一・五〇	〇・八一	〇・五三	〇・七九	〇・九〇	一・三二	一・五三	二・三二
交通費	〇・九八	〇・一三	〇・五〇	〇・五〇	〇・七四	〇・九五	〇・九二	一・四二
通信運搬費	〇・二三	〇・〇六	〇・一五	〇・一三	〇・一九	〇・二三	〇・二三	〇・三〇
文房具費	〇・二二	〇・一九	〇・一八	〇・一九	〇・一九	〇・二一	〇・二一	〇・二五
負担費	〇・五九	〇・一五	〇・三六	〇・四三	〇・四八	〇・五三	〇・六一	〇・七八
交際費	六・四四	一・五八	三・一四	三・六一	四・八一	六・三七	六・六八	八・七六
修養娯楽費	三・八六	〇・九五	一・四七	二・四一	三・一一	三・五五	四・三〇	五・〇五
旅行費	〇・七〇	〇・二五	〇・二八	〇・二七	〇・四〇	〇・六二	〇・七三	一・一三
其他	二・二九	〇・五九	一・一五	〇・五九	一・七七	一・九七	二・五三	三・四三
不備	〇・二〇	〇・二〇	〇・一一	〇・一二	〇・一八	〇・一六	〇・二四	〇・二五

(3)　收入階級別一世帶一箇月平均總收入總支出

收入階級別	總數	未五〇〇圓滿	未六〇〇圓滿	未七〇〇圓滿	未八〇〇圓滿	未九〇〇圓滿	未一〇〇〇圓滿	以一〇〇〇圓上
總收入	一六一・八六圓	九七・四四圓	一〇六・五三圓	一二二・七一圓	一四一・二二圓	一五二・九五圓	一六八・八六圓	一九六・五九圓
以入收貸	九〇・二二	四六・四一	五六・〇九	六五・六四	七四・九二	八四・九五	九四・八六	一一二・二四
貸出金全額	七一・五四	五一・〇三	五〇・四四	五七・〇七	六六・二〇	六八・〇〇	七四・〇〇	八二・二五
保險金繰越額	四六・二二	二七・九九	二九・五九	二七・四四	四四・六一	四二・五二	四八・九二	五二・七八
無貯金引出額	六・七二	六・二〇	三・〇四	三・四八	五・〇〇	六・四二	六・八五	九・四七
盡取金	一・一七	—	一・二二	〇・五二	〇・七一	一・二八	一・〇二	一・七二
險金	〇・八六	〇・〇八	〇・二五	〇・五一	一・一六	〇・五二	一・〇四	〇・九九

出支	入							
出支ノ外以出支實	出支ノ外以出支實	出支ノ外以出支實	出支ノ外以出支實	出支ノ外以出支實	出支ノ外以出支實	出支ノ外以出支實	出支ノ外以出支實	入收ノ外
總額	其ノ他買掛金	負債返還	質受金	貸金	保險料	無盡掛金	繰越金	總額
一六一・八六	一三・三四	二・二五	〇・〇四	〇・五六	四・七六	一・九八	四七・〇五	七九・一七
九七・四四	一六・六二	〇・四七	一	一	二・五九	一	一二・四〇	四四・四三
一〇六・五三	一四・〇四	二・一八	〇・一三	〇・〇七	三・二五	〇・八四	二・五五	五二・二七
一二二・九一	一三・四〇	一・四七	一	〇・一五	三・三七	〇・四四	三・九〇	五九・九六
一四一・二二	一二・二二	一・八七	〇・〇四	〇・二五	三・九三	〇・九五	四・二四	六八・〇九
一五二・九五	一三・一四	一・五七	〇・〇二	〇・五二	四・二〇	一・七三	四・七六	七七・一二
一六八・八六	一二・六四	二・七八	〇・〇二	〇・五四	五・〇九	一・七一	一〇・四五	八五・三〇
一九六・五九	一四・一四	二・九〇	〇・〇二	〇・七〇	六・一〇	二・一四	四九・四六	九五・四〇
二〇一・一九	一四・二〇	二・七二	〇・〇二	一・〇五	七・一〇	二・一五	五三・八六	一〇一・一九

（其二）俸給生活者家計調査（自昭和十一年九月至昭和十二年八月）

(1) 收入階級別一世帶一箇月平均實收入內譯

世帶總數	總數	未六〇滿圓	未七〇滿圓	未八〇滿圓	未九〇滿圓	未一〇〇滿圓	以一〇〇上圓
五六	五	三五	七三	九二	一〇一	二六三	

	總數	一世帶平均	總額	全額	世帶主 本收入	世帶主 副收入	世帶主ノ配偶者	家族收入	全額	財産收入	受贈	其ノ他	實支出	勤労收入過實支出	實收入過實支出
一世帶平均消費單位	二、一六八・五四人	三・八九	一〇〇・二六圓	九〇・五九	八八・八〇	〇・三一	〇・八一	〇・六七	九・六七	〇・二九	七・二五	八八・三七	二・二三	—	一一・八九
總額	一四・一二人	二・八二	五六・四〇圓	五二・八〇	五二・八〇	—	—	—	三・六〇	—	二・一八	一・四二	五七・八九	五・〇九	—

(2) 收入階級別一世帶一箇月平均實支出內譯

	總數	未滿六〇圓	六〇圓以上七〇未滿	七〇圓以上八〇未滿	八〇圓以上九〇未滿	九〇圓以上一〇〇未滿	一〇〇圓以上
一世帶平均消費單位	二・九三人	二・四〇人	二・六五人	二・七六人	二・九二人	二・九二人	三・〇二人
總額	八八・三七圓	五七・八九圓	六二・一七圓	六七・三八圓	七七・一五圓	八五・九〇圓	一〇二・一〇圓

(3) 收入階級別一世帶一箇月平均總收入及總支出

	總數	未滿六〇圓	未滿七〇圓	未滿八〇圓	未滿九〇圓	未滿一〇〇圓	以上一〇〇圓
飲食物費	三〇・六六	二三・八〇	二五・二三	二六・一二	二八・五二	三〇・〇一	三三・五七
米麥費	一〇・三二	八・三四	九・八〇	九・九六	一〇・四六	一〇・三二	一〇・四六
副食物費	一〇・九〇	七・一〇	九・〇四	九・三三	一〇・〇五	一〇・九〇	一一・八八
嗜好品費	三・二二	五・八七	四・五八	四・七四	五・六〇	五・九六	七・一〇
出前外出先ノ食費	六・二二	一・四九	一・八〇	二・〇九	二・四一	二・八三	四・一三
住居費	一五・二五	八・三九	一一・九六	一一・八九	一三・三一	一五・一一	一七・三六
光熱費	四・四一	二・八八	三・四九	三・八五	四・一八	四・四四	四・七五
被服費	一〇・一八	三・四三	五・三九	七・三〇	八・九〇	九・七四	一二・一八
其ノ他ノ諸費	二七・八七	二〇・三九	一六・一一	一八・二二	二三・二四	二六・六〇	三四・二四
保健衛生費	六・〇八	二・〇〇	四・一〇	四・五五	五・〇七	五・五九	七・三〇
育兒費	〇・七八	〇・〇七	〇・二四	〇・六四	〇・七三	〇・七九	〇・九〇
教育費	一・五〇	〇・四四	〇・四一	〇・八六	一・二四	一・二五	一・九九
交通費	一・七八	一・六三	一・〇三	〇・九一	一・三三	一・七三	二・三〇
通信運搬費	〇・四六	〇・二七	〇・二一	〇・二八	〇・三六	〇・四九	〇・五七
文房具費	〇・二四	〇・一二	〇・二三	〇・二三	〇・二〇	〇・二五	〇・二六
負擔費	〇・七四	〇・八八	〇・五九	〇・七四	〇・六四	〇・七二	〇・八〇
交際費	七・六八	六・一五	五・〇二	五・一五	六・一八	七・四三	九・二九
修養娯樂費	四・九七	一・七一	二・九二	三・三一	四・〇七	五・二〇	五・九〇
旅行費	一・〇三	〇・八二	〇・五四	〇・五八	〇・七三	一・〇三	一・三〇
其ノ他	二・四六	七・一二	〇・七九	〇・八七	一・四七	二・〇四	三・四六
記入不備	〇・一五	〇・一八	〇・一〇	〇・一〇	〇・二三	〇・〇八	〇・一七

第一部統計表

總收入

總收入額	實收入	實收入以外ノ收入：全額	繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	貸金受入	質入	負債	掛買	其ノ他
圓 一七四・二四	一〇〇・二六	七三・九八	四四・〇六	一二・六六	〇・七五	〇・三三	〇・七九	〇・〇一	一・〇一	一三・七五	〇・六二
圓 一一七・三九	五六・四〇	六〇・九九	三九・八一	一〇・六四	—	—	—	—	〇・一九	一〇・三五	—
圓 一一六・二四	六六・一五	五〇・〇九	三二・八一	四・六五	—	〇・一三	〇・一七	〇・〇一	〇・七九	一〇・六六	〇・八七
圓 一三三・四四	七五・一七	五七・二七	三四・八六	六・九六	〇・五四	〇・一四	〇・一六	—	〇・七四	一三・七四	〇・一三
圓 一四九・三一	八五・三五	六三・九六	三九・八〇	八・〇三	〇・二七	〇・二五	〇・五八	—	〇・七三	一三・八六	〇・四四
圓 一六四・八二	九五・〇〇	六九・八二	四一・〇六	一二・五二	〇・五六	〇・四九	〇・八〇	—	一・四二	一三・五八	〇・三九
圓 二〇四・六九	一一八・四八	八六・二一	五〇・三九	一六・七〇	一・一五	〇・三七	一・一一	〇・〇一	一・〇五	一四・五三	〇・九一

總支出

總支出額	實支出	實支出以外ノ支出：全額	繰越	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	質受金	負債返還	掛買拂	其ノ他
一七四・二四	八八・三七	八五・八七	四四・五九	一八・五八	〇・九六	四・五二	一・二八	〇・〇一	一・〇九	一三・六八	一・一六
一一七・三九	五七・八九	五九・五〇	四〇・五五	一・〇七	二・六四	二・四六	二・三六	—	—	一〇・四二	—
一一六・二四	六二・一七	五四・〇七	三三・〇六	六・〇四	〇・一二	二・四八	〇・四二	〇・〇三	一・〇六	一〇・三五	〇・五一
一三三・四四	六七・三八	六五・〇六	三五・三六	一〇・一三	〇・三六	三・四四	〇・四七	—	〇・七四	一三・七七	〇・八〇
一四九・三一	七七・一五	七二・一六	四〇・三〇	一〇・七五	〇・四八	四・三五	一・〇二	〇・〇一	〇・六六	一三・七五	〇・八四
一六四・八二	七八・九二	八五・九〇	四一・四三	一六・二三	一・一六	四・三七	一・〇一	—	一・一七	一三・六一	〇・九五
二〇四・六九	一〇二・一〇	一〇二・五九	五一・〇二	二六・〇七	一・一九	五・一六	一・八五	〇・〇一	一・三二	一四・四三	一・五五